



発 行 新 潟 県 令和4年4月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次 主 要

#### 監査委員公表

包括外部監査結果に関する結果の公表(監査委員事務局)

# 監査委員公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関す る報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月15日

新潟県監査委員 八木 浩 幸 新潟県監査委員 宮崎 悦 男 新潟県監査委員 千賀子 池田 新潟県監査委員 出 俊幸

包括外部監査報告書

別冊のとおり

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況

# 令和3年度

# 包括外部監査結果報告書

# 子ども・子育て支援事業に係る財務事務の 執行及び管理の状況

令和4年3月

新潟県包括外部監査人 齋藤 康宏

# 目次

第1	. 包括	舌外部監査の概要	. 1
1.	外音	『監査の種類	. 1
2.	選定	<b>ビした特定の事件</b>	. 1
3.	特定	它の事件を選定した理由	. 1
4.	監査	室の着眼点	. 2
5.	包括	舌外部監査の方法	. 2
6.	包括	舌外部監査の実施期間	. 2
7.	包括	舌外部監査人並びに補助者の氏名及び資格	. 2
8.	利急	写関係	. 2
9.	その	D他	. 2
第2	. 監査	<b>査対象の概要</b>	. 3
1.	子と	ごも・子育てを取り巻く環境及び国の政策	. 3
	(1)	子ども・子育てを取り巻く環境	
	(2)	子ども・子育て支援新制度	
	(3)	次世代育成支援対策推進法	
2.	新源	A県における子ども・子育てを取り巻く環境	
	(1)	新潟県の人口推移及び世帯数の推移	
	(2)	新潟県における少子化の動向	
	(3)	新潟県における子どもに関する意識	
3.	新源	<sup>昌県の子ども・子育て支援事業の概要</sup>	
	(1)	新潟県総合計画	
	(2)	新潟県子ども・子育て支援計画	
4.	監査	<b>査対象部局の概要</b>	
	(1)	監査対象部局の組織体制	
	(2)	監査対象部局の事務分掌	
	(3)	福祉保健部子ども家庭課の事業費	
	(4)	福祉保健部子ども家庭課が所管する主な事務・事業	
		舌外部監査の結果及び意見	
		ひび意見の概要	
1.		<b>果及び意見に関する総論</b>	
2.		商及び意見の要約	
II.	•	と対策(福祉保健部子ども家庭課企画係)	
1.	監査	室の対象	32

2.	「ハ	ートマッチにいがた」による個別マッチング事業	33
	(1)	事業の概要	33
	(2)	実施した監査手続	35
	(3)	個別検出事項	35
3.	企業	・団体等と連携したイベント等の開催	39
	(1)	事業の概要	39
	(2)	実施した監査手続	41
	(3)	個別検出事項	41
4.	地域	沙子化対策強化推進事業(結婚・子育て情報発信)	42
	(1)	事業の概要	42
	(2)	実施した監査手続	42
	(3)	個別検出事項	42
5.	企業	等の子育て環境の促進	44
	(1)	事業の概要	44
	(2)	実施した監査手続	47
	(3)	個別検出事項	47
6.	地域	の子育て力育成事業補助金	49
	(1)	事業の概要	49
	(2)	実施した監査手続	50
	(3)	個別検出事項	50
III.	保育	・子育て支援(福祉保健部子ども家庭課保育支援係)	54
1.	監査	の対象	54
2.	施設	型給付費・地域型保育給付費の負担	56
	(1)	事業の概要	56
	(2)	実施した監査手続	57
	(3)	個別検出事項	57
3.	地域	i子ども・子育て支援事業	58
	(1)	事業の概要	58
	(2)	実施した監査手続	61
	(3)	個別検出事項	62
4.	保育	人材確保支援事業	62
	(1)	事業の概要	62
	(2)	実施した監査手続	64
	(3)	個別検出事項	64
5.	保育	補助者雇上強化事業	66
	(1)	事業の概要	66

	(2)	実施した監査手続	67
	(3)	個別検出事項	67
6.	未満	見保育事業	67
	(1)	事業の概要	67
	(2)	実施した監査手続	68
	(3)	個別検出事項	69
7.	保育	所等の運営管理の適正化の指導	69
	(1)	事業の概要	69
	(2)	実施した監査手続	70
	(3)	個別検出事項	70
8.	認可	「外保育施設の指導	70
	(1)	事業の概要	70
	(2)	実施した監査手続	71
	(3)	個別検出事項	71
9.	保育	所等設備の推進	72
	(1)	事業の概要	72
	(2)	実施した監査手続	73
	(3)	個別検出事項	73
10	). 児	是童館等設置補助金	74
	(1)	事業の概要	74
	(2)	実施した監査手続	76
	(3)	個別検出事項	76
11	. 県	立こども自然王国の改修	77
	(1)	事業の概要	77
	(2)	実施した監査手続	78
	(3)	個別検出事項	78
IV.	児童	・女性の福祉(福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係)	79
1.	監査	その対象	79
2.	児童	養護施設・乳児院・児童自立支援施設	80
	(1)	事業の概要	80
	(2)	実施した監査手続	82
	(3)	個別検出事項	82
3.	母子	-生活支援施設・助産施設	82
	(1)	事業の概要	82
	(2)	実施した監査手続	83
	(3)	個別検出事項	83

2	4.	里親	1	84
		(1)	事業の概要	84
		(2)	実施した監査手続	86
		(3)	個別検出事項	87
į	5.	身元	:保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事業	90
		(1)	事業の概要	90
		(2)	実施した監査手続	91
		(3)	個別検出事項	92
(	3.	児童	相談所	94
		(1)	事業の概要	94
		(2)	実施した監査手続	99
		(3)	個別検出事項	100
V.		ひとり	親家庭等の福祉(福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係)	109
	1.	監査	で対象	109
4	2.	児童	扶養手当	109
		(1)	事業の概要	109
		(2)	実施した監査手続	112
		(3)	個別検出事項	112
,	3.	母子	・父子・寡婦福祉資金貸付金	119
		(1)	事業の概要	119
		(2)	実施した監査手続	125
		(3)	個別検出事項	126
4	4.	母子	家庭等自立支援事業	134
		(1)	事業の概要	134
		(2)	実施した監査手続	135
		(3)	個別検出事項	
į	5.	ひと	り親家庭等自立応援事業	
		(1)	事業の概要	
		(2)	実施した監査手続	
		(3)	個別検出事項	
(	3.		り親家庭等日常生活支援事業	
		(1)	事業の概要	
		(2)	実施した監査手続	
		(3)	個別検出事項	
,			り親家庭等医療費助成事業	
		(1)	事業の概要	138

	(2)	実施した監査手続	139
	(3)	個別検出事項	
VI.	児童	<ul><li>低に関する手当(福祉保健部子ども家庭課保育支援係)</li></ul>	
1.	監査	での対象	
2.	児童	5手当制度	
	(1)	事業の概要	
	(2)	実施した監査手続	
	(3)	個別検出事項	142

# 第1. 包括外部監査の概要

# 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

# 2. 選定した特定の事件

# (1) 監査テーマ

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況

## (2) 監查対象年度

原則として令和2年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

# (3) 監査対象部局

知事政策局 政策企画課

福祉保健部 子ども家庭課(必要に応じて関係地域振興局及び地域機関を追加)

## 3. 特定の事件を選定した理由

我が国では少子高齢化が急激に加速し人口減少が進行しており、人口の自然減は今後 も加速していくものと予測されている。

新潟県においては出生率の低下に伴う自然減に加え、進学や就職を契機とした若年層の県外流出による社会減に歯止めがかからず人口減少を加速させており、平成9年の249万2千人をピークに減少に転じ、令和3年4月には218万6千人まで減少している。この傾向は今後も長期にわたりスピードを速めながら進んでいき、令和27年には170万人を下回ると予測されている。

人口減少・少子化の急速な進行は、経済活動の縮小や社会活力の低下、地域社会の変容など、社会経済システムに影響を与える重要な問題である。新潟県では、県の最上位計画である「新潟県総合計画」において「人口減少問題への対応」を県の政策を総動員し地域の総力を挙げて取り組んでいく最重要課題と位置付けており、「子どもを生み育てやすい環境の整備」を実現するための個別計画として「新潟県子ども・子育て支援計画」を策定している。

子ども・子育て支援に関する取組は、将来の地域社会の活力につながる重要な未来への 投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであることから、子ども・子育て 支援事業に係る財務事務の執行及び管理が適法かつ適切に行われているかどうかを包括 外部監査人の立場から検討を加えることは、県民にとって意義のあることと考え、特定の 事件(テーマ)として選定した。

## 4. 監査の着眼点

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠 しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。

## 5. 包括外部監査の方法

関連部署の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて運用現場の視察を行った。

## 6. 包括外部監査の実施期間

令和3年8月27日から令和4年3月10日まで

# 7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人齋藤 康宏公認会計士補助者五十嵐 隆敏公認会計士補助者渡部 政記公認会計士補助者大崎 卓哉公認会計士補助者樋口 翔子システム監査技術者

# 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9. その他

### (端数の処理)

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等がある。

#### (元号の表記)

一部の元号について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	元号	凡例
S	昭和	S60=昭和 60 年
Н	平成	H30=平成 30 年
R	令和	R3=令和3年

# 第2. 監査対象の概要

# 1. 子ども・子育てを取り巻く環境及び国の政策

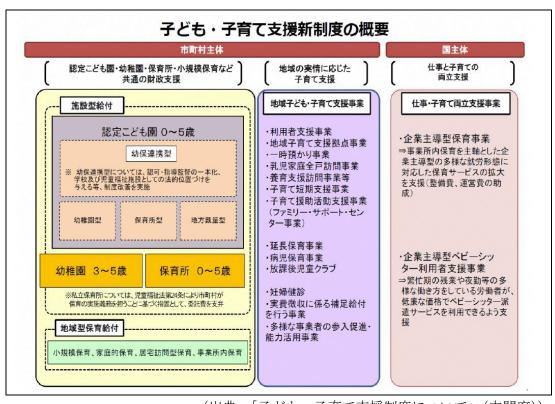
# (1) 子ども・子育てを取り巻く環境

我が国は、人口減少・少子化の急速な進行により、若年労働者の減少による社会活力の低下、社会保障費用の個人負担増大、地域社会の変容など、社会経済システムに影響を与える重要な問題を抱える。

少子化の背景には、未婚化・晩婚化の進展や夫婦の出生力の低下のほか、子育てをめ ぐる環境変化や多子を持つことによる経済的負担の増加等に対する不安など、子ども・ 子育てに関連した様々な課題がある。

## (2) 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てに関連した様々な課題を解決するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「子ども・子育て関連3法」という。)が成立し、子ども・子育て支援新制度が開始された。



(出典:「子ども・子育て支援制度について」(内閣府))

# (3) 次世代育成支援対策推進法

日本の急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体に行動計画の策定を義務付けている。

# 次世代育成支援対策推進法の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画 策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に 推進するために必要な措置を講ずる。

#### 1. 概要

(1) 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務 等

#### (2) 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

#### (3) 行動計画

[1] 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき 指針を策定すること。

[2] 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、[1]の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

#### [3] 事業主の行動計画

#### ア 一般事業主行動計画

- 事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、[1]の行動計画策定指針に即して、目標、目標 達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- 事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般 事業主を認定すること。
- 厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること

#### イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、[1]の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

#### (4) 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

#### (5) 次世代育成支援対策地域協議会

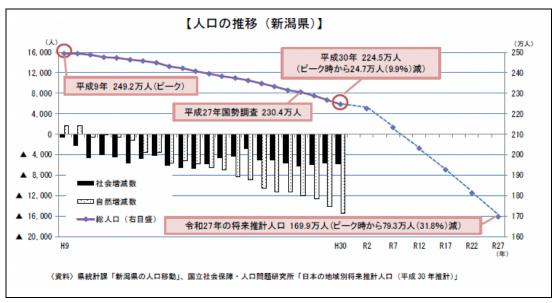
地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成 支援対策地域協議会を組織することができること。

(出典:「次世代育成支援対策推進法の概要」(厚生労働省))

# 2. 新潟県における子ども・子育てを取り巻く環境

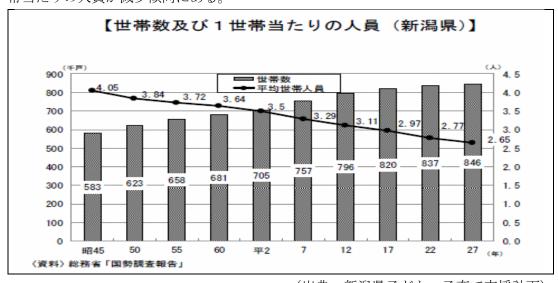
## (1) 新潟県の人口推移及び世帯数の推移

新潟県においては出生率の低下に伴う自然減に加え、進学や就職を契機とした若年層の県外流出による社会減に歯止めがかからず人口減少を加速させており、平成9年の249万2千人をピークに減少に転じ、令和3年4月には218万6千人まで減少している。この傾向は今後も長期にわたりスピードを速めながら進んでいき、令和27年には170万人を下回ると予測されている。



(出典:新潟県子ども・子育て支援計画)

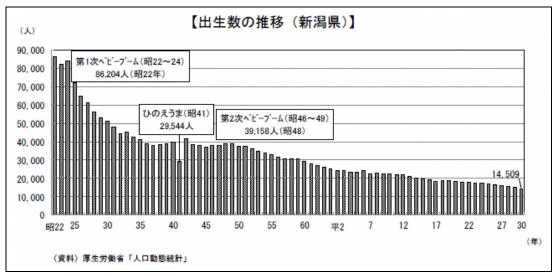
一方、新潟県の世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により年々増加しており、1世帯当たりの人員が減少傾向にある。



(出典:新潟県子ども・子育て支援計画)

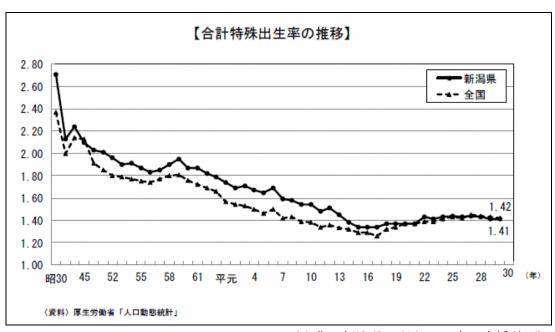
# (2) 新潟県における少子化の動向

新潟県の出生数は、減少傾向にあり、平成 30 年の出生数は 14,509 人と戦後最低となり、第 1 次ベビーブーム時の約 1/6、第 2 次ベビーブーム時の約 1/3 まで落ち込んでいる。



(出典:新潟県子ども・子育て支援計画)

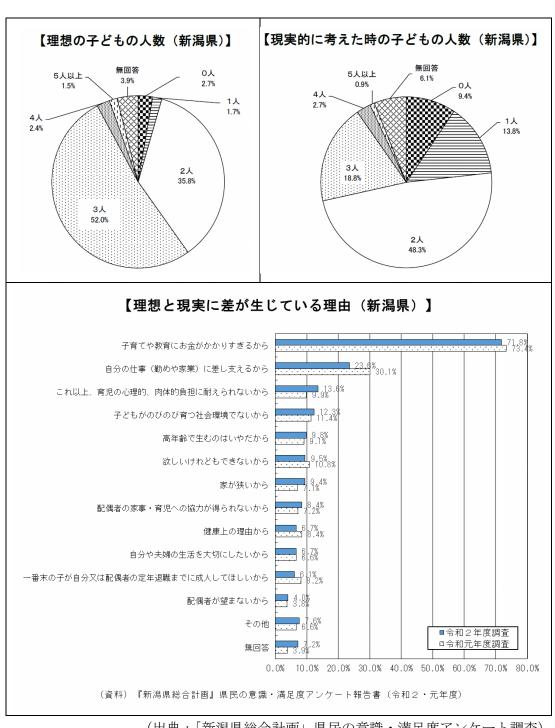
また、新潟県の合計特殊出生率は、平成30年時点で1.41と人口置換水準(現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安)を大きく下回る状況が続いている。低水準となっており、全国の1.42を下回っている。



(出典:新潟県子ども・子育て支援計画)

# (3) 新潟県における子どもに関する意識

新潟県が令和2年度に独自で実施した「『新潟県総合計画』県民の意識・満足度アンケ ート調査」では、理想の子どもの人数は3人が最も多く、現実的に考えた時の子どもの 人数(現在の子ども数+予定子ども数)は2人が最も多くなっている。理想と現実に差 が生じている理由は経済的な理由が最も多かった。

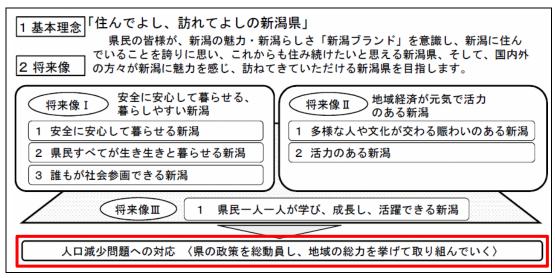


(出典:「新潟県総合計画」県民の意識・満足度アンケート調査)

## 3. 新潟県の子ども・子育て支援事業の概要

#### (1) 新潟県総合計画

新潟県においては、人口減少問題を県政の最重要課題として位置づけ、「新潟県総合計画」(計画期間 2017~2024(令和 6)年度)において、出生率・出生数の増加や人口の流入促進・流出抑制につながる政策を重点的に推進していくこととしている。



(出典:新潟県総合計画)

「新潟県総合計画」において、「子どもを生み育てやすい環境の整備」が政策の柱とされ、以下について政策の展開・取組が記載されている。

# 子どもを生み育てやすい環境の整備

① 結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援

結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえられるよう、それぞれのライフステージに合わせた切れ目のない支援を推進する。とりわけ、市町村が地域の実情に合わせて取り組む施策や、地域で活動する団体・民間事業者等の取組促進など、多様なサービスの提供につながる重層的な支援を進めることにより、子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを生み育てやすい環境の充実を、社会全体で実現する。

- 結婚を希望する方の婚活を応援する様々な出会いの場の創出
- 市町村や地域、企業・経済団体、高等教育機関など様々な主体とも協働し、結婚と向き合うきっかけづくりとしてのライフデザイン等のセミナーや婚活イベントの開催、個別マッチングシステムによる1 対1 のマッチング等、多様な出会いの場を創出する取組を進める。
- 安心して妊娠・出産できる相談体制や医療の充実

- 市町村の子育て世代包括支援センターなどの取組を支援するとともに、妊娠・ 出産、育児への不安に対する相談窓口の設置や不妊治療に要する費用の助成等 を行う。
- 周産期母子医療センターの運営を支援するなど、妊娠・出産及び新生児に係る 総合的な医療提供体制を整備する。
- 子ども医療費助成等の市町村が行う子育て環境の充実に対する支援
- 保護者の子育ての経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療を受けられる よう、子ども医療費助成等の取組を支援する。
- 様々な働き方が選択される中で、保護者が働き続けながら安心して子育てが できるよう、病児保育施設の整備を支援する。
- 子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う、地域子育 て支援拠点の整備を支援する。
- 未満児保育や障害児等保育など、多様化する保育ニーズに応える取組を支援 する。
- 市町村及び関係団体と連携し、保育人材の確保や育成のための研修等に取り 組むとともに、動画やSNS等も活用した子育て情報発信を充実させる。
- 社会全体で子育てを支える体制づくり
- 子育て支援の活動を行っているNPO等の団体・民間事業者等の取組に対する支援・連携を進めることにより、地域の子育て力を高め、多様化するニーズへの対応を図る。
- 企業等との連携や、それぞれの取組の実情に応じた段階的な支援などを通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備と社会全体で子育てを応援する機運を高める。
- 子どもの居場所づくり等地域の子どもを地域で見守り育む取組を行う団体等 の活動支援や、ひとり親家庭への就業支援等の取組を進める。
- 経済面での負担軽減や時間的ゆとりの確保、地域における子育て支援の取組等、少子化対策に実効性のある施策の検証を目的として実施しているモデル事業の検証結果や、仕事と子育ての両立支援を含めた働き方改革の施策等も踏まえながら、国への提言や県の施策への反映等を検討、実施する。

## 達成目標 (成果指標)

指標名	現状値	中間目標値 (2020年度)	最終目標値 (2024年度)
合計特殊出生率	1.41 (2017年)	1. 61	希望出生率 1.80

# ② 特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援

特に困難な問題が生じている子どもや家庭に対し、子どもの権利・ニーズを優先 し、家庭のニーズも考慮した支援を行うための、より充実した社会による養育支援

#### 体制を構築する。

- 未然防止や早期対応のための、地域における相談支援体制の充実
- 妊娠・出産、子育て等の悩みについて、困難な問題が生じる前に適切な支援が 受けられるよう各種相談窓口の周知に努めるとともに、市町村こども家庭総合 支援拠点や子育て世代包括支援センターなど相談機関の体制整備や職員の質 的向上に向けた支援を行う。
- 児童虐待、非行、いじめ、不登校などの多様かつ複雑困難な問題に関する相談に適切に対応するため、児童相談所・保健所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署のほか、医療、教育、警察、司法等の分野の関係機関や団体が連携して対応できるよう、地域のネットワークを活用した総合的な相談支援体制づくりを進める。

#### ■ 児童虐待への対応の強化

- 地域における発生予防や発生時の迅速・的確な対応のため、児童虐待や通告についての一層の理解促進に取り組むとともに、児童相談所の職員配置の充実と専門性の確保・向上に努め、体制強化を図る。
- 警察等において児童の安全を直接確認するため、児童との面接や保護者等からの事情聴取などの措置を講じるとともに、わずかでも虐待が疑われる児童については確実に児童相談所等の相談機関につなげる。
- 保護や支援が必要な児童や家庭に対し、児童相談所と警察、市町村等関係機関が協働して必要な支援を適切なタイミングで行うため、迅速かつ確実な情報共有を図るなど関係機関の更なる連携強化に努める。

## ■ 社会的養護体制の充実

- 児童虐待、非行、いじめ、不登校などの問題を抱える子どものみならず、親など「家族」への支援という視点に立ち、保護者に対し親子関係の再構築や家族の養育力の向上に向けて適切な指導や助言を行う。
- 家庭での養育が困難な子どもを社会的に養育・保護するため、児童養護施設や 里親など自立に向けた支援体制の充実を図る。
- より家庭的な環境での社会的養護を行うため、施設の小規模化や里親の登録 増加及び専門性の向上を推進する。

### 達成目標 (成果指標)

指標名	現状値	中間目標値 (2020年度)	最終目標値 (2024年度)
専門研修を修了した職員が2名以 上配置されている市町村数	3 市町村 (2017 年度)	15 市町村	30 市町村

<sup>※</sup>法令では1名配置を義務付け。

#### ③ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、ま

た、貧困が世代を超えて連鎖することのないような環境を整える。

- 支援が必要な子どもや家庭の把握と情報の提供
- 子どもの貧困対策は、県民全員で一体となって取り組むことが重要であり、県は、継続的に子育て世帯の経済状況等に関する調査を実施することにより支援が必要な子どもや家庭の実態把握に努め、市町村や民間、学校、保育所などと連携・協働し、実情に合った支援の取組を促進する。
- 既存の支援に関する情報が、十分に届いていないことから、これまでの広報活動等に加え、関係機関と協議の上、情報が届く仕組みづくりに取り組む。
- 貧困の連鎖を防止するための子どもへの支援の実施
- 経済的に困窮した状況にあっても、将来の夢に向かって勉学に励んでいる子どもたちの大学等への進学を後押しするため、国の制度を補完・活用しながら、支援を必要とする子どもたちがより適切に対象となるよう、本県独自の給付型奨学金制度による支援を行うとともに、高校生等が安心して教育を受けられるよう高等学校等就学支援金制度等による支援を行う。
- 育った家庭の経済状況などによって左右されることなく、子どもたちの学力 向上が図られるよう、小学校から高等学校において一人一人のニーズに応じた きめ細かな学習支援と進路指導を行う。
- 市町村が行う日々の学習習慣づけや高校進学、高校中退防止に向けた学習支援の取組が広がるよう支援する。
- 子どもの自立を促進するため、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金の貸付 けにより進学や就職を支援する。
- 学校をプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を積極的に活用し、児童生徒の経済的な状況等を把握するとともに、福祉関係機関等との連携を強化し、生活や進学等に関する相談・支援体制の充実を図る。
- 子どもが暮らす家庭や世帯への支援の実施
- 支援を必要とする家庭や子どもに適切に支援を提供することができるよう、 相談対応職員の資質の向上を図る。
- 子育て世帯の自立を支援するため、相談支援や住居確保給付金の支給、就労支援、家計管理に関する支援などを行う。
- ひとり親家庭の生活の安定及び自立の促進を図るため、既存制度による経済 的支援に加え、就職に有利な資格取得支援やひとり親家庭等就業・自立支援セ ンターの就業相談など、経済的な自立に向けた就業支援の充実を図る。
- 子ども食堂など、子どもの居場所づくり等地域の子どもを地域で見守り育む 取組を行う団体等の活動支援の取組を進める。

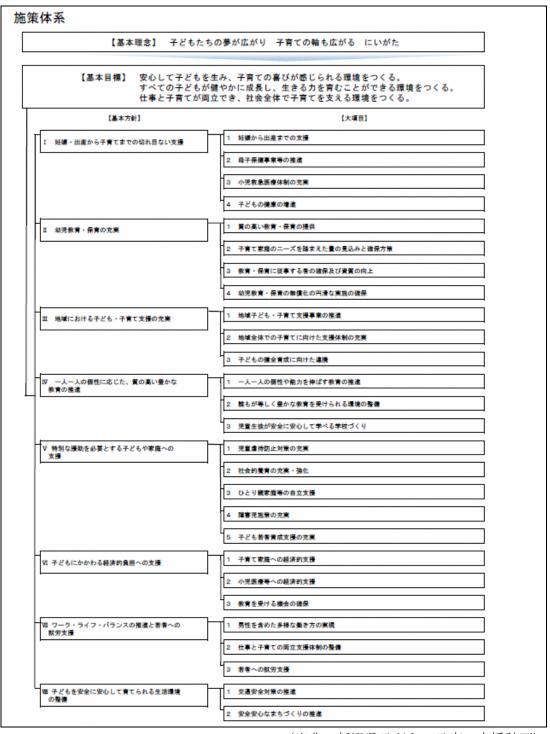
# 達成目標 (成果指標)

是"人人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"人"								
指標名	現状値	中間目標値 (2020 年度)	最終目標値 (2024年度)					
生活困窮世帯等の子どもへの学 習支援を利用できる市町村数	21 市町村 (2017 年度)	24 市町村	30 市町村					
ひとり親家庭等就業・自立支援セ	38.6%	45%	50%					
ンター相談者の就職率 住民税所得割非課税世帯と課税	(2017 年度) 13.6%	減少させる	減少させる					
世帯の大学等進学率の差【再掲】	(2018.3卒業者)	(2021.3 卒業者)	(2025.3 卒業者)					

(出典:新潟県総合計画)

# (2) 新潟県子ども・子育て支援計画

新潟県では、県の最上位計画である「新潟県総合計画」の重要政策である「子どもを 生み育てやすい環境の整備」を実現するための個別計画として「新潟県子ども・子育て 支援計画」を策定している。施策の体系は以下のとおりである。



(出典:新潟県子ども・子育て支援計画)

また、新潟県では、「新潟県子ども・子育て支援計画」の各施策を着実に推進するため、以下の指標を設定している。

# 基本方針 I 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援

指標	単位		実績	R6年度目標値
妊娠11週以下での妊娠の届出率	96	H29年度	94.7	98. 0
第二次教急医療体制の毎夜間実施率	96	H31 (R1) 年度	85.7	100
養育支援訪問事業の実施市町村数の割合	96	H29年度	70.0	90. 0
1歳6か月児健康診査 (受診率90%以上市町村数の割合)	96	H29年度	96.7	100
3歳児健康診査 (受診率90%以上市町村数の割合)	96	H29年度	96.7	100
子育て世代包括支援センター設置市町村数の割合	96	H31 (R1) 年度	50.0	100
産後ケア事業実施市町村数の割合	96	H31 (R1) 年度	33. 3	増加させる
産婦健診事業実施市町村数の割合	96	H31 (R1) 年度	6.7	増加させる
	妊娠11週以下での妊娠の届出率 第二次救急医療体制の毎夜間実施率 養育支援訪問事業の実施市町村敷の割合 1歳6か月児健康診査 (受診率90%以上市町村敷の割合) 3歳児健康診査	妊娠11週以下での妊娠の届出率 96 第二次救急医療体制の毎夜間実施率 96 養育支援訪問事業の実施市町村数の割合 96 1歳6か月児健康診査 (受診率90%以上市町村数の割合) 96 3歳児健康診査 (受診率90%以上市町村数の割合) 96 子育て世代包括支援センター設置市町村数の割合 96 産後ケア事業実施市町村数の割合 96	妊娠11週以下での妊娠の届出率 96 H29年度 第二次救急医療体制の毎夜間実施率 96 H31 (R1) 年度 養育支援訪問事業の実施市町村敷の割合 96 H29年度 1歳6か月児健康診査 (受診率90%以上市町村敷の割合) 96 H29年度 3歳児健康診査 (受診率90%以上市町村敷の割合) 96 H29年度 子育て世代包括支援センター設置市町村敷の割合 96 H31 (R1) 年度 産後ケア事業実施市町村敷の割合 96 H31 (R1) 年度	

# 基本方針Ⅱ 幼児教育・保育の充実

No.	指標	単位	実績		R6年度目標値
9	保育所入所待機児童数	٨	H31年度・ H30年度	H31年度当初:1 H30年度途中:14	

# 基本方針Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実

No.	指標	単位		実績	R6年度目標值
10	子育て環境整備に関する県民満足度	%	H31 (R1) 年度	53. 8	向上させる
11	利用者支援事業実施箇所数	カ所	H30年度	36	増加させる
12	病児保育事業実施箇所数	カ所	H30年度	47	増加させる
13	放課後児童健全育成事業実施箇所数	カ所	H30年度	668	増加させる
14	ファミリーサポートセンターの会員数	,	H30年度	8,512	増加させる
15	ファミリーサポートセンターの箇所数	カ所	H30年度	16	増加させる

# 基本方針IV 一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育の推進

No.	指 標	単位		実績	R6年度目標值
16	「授業が分かる」児童生徒の割合 (小・中学 校)	96	H31 (R1) 年度	82. 0	83. 0
17	全国学力調査における平均正答率の本県と全国 の差 (小・中学校)	96	H31 (R1) 年度	小 +6 中 ±0	小 +11 中 +9
18	住民税所得割非課税世帯と課税世帯の大学等進 学率の差	%	H30年度	13.7 (非課税世帯:58.0、 課税世帯:71.7) (県立高校・中等教育 学校の2019.3卒業者)	減少させる (2025.3卒業者)
19	子どもの多様な教育的ニーズに応える学校づく りに向けて、外部機関と連携し、それを活用し ている小中学校の割合	%	H30年度	小 78.9 中 75.5	小 100 中 100
20	高等学校における経済的理由による中途退学者 の人数	人	H30年度	0	0
21	「いじめはどんなことがあってもいけないこと」と考える児童生徒の割合	96	H31 (R1) 年度	小 98.2 中 96.6	小 100 中 100

# 基本方針V 特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援

No.	指標	単位		実績	R6年度目標值
22	専門研修を修了した職員が2名以上配置されて いる市町村数	市町村数	H29年度	3	30
23	家庭を離れて養育される子どものうち、家庭と 同様の環境で生活する子どもの割合 (里親委託 率)	96	H30年度	44. 8	50. 0
24	ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談者 の就職率	96	H29年度	38. 6	50. 0

# 基本方針VI 子どもにかかわる経済的負担への支援

No.	指標	単位		実績	R6年度目標值
25	高等学校における経済的理由による中途退学者 の人数【再掲】	٨	H30年度	0	0
26	住民税所得割非課税世帯と課税世帯の大学等進 学率の差	96	H30年度	13.7 (非課税世帯:58.0、 課税世帯:71.7) (県立高校・中等教育学校の2019.3卒業者)	減少させる (2025.3卒業者)

# 基本方針VII ワーク・ライフ・バランスの推進と若者への就労支援

No.	指標	単位		実績	R6年度目標值
27	ハッピー・パートナー企業 (新潟県男女共同参 画推進企業)登録数	社	H30年度	965	1, 260
28	「夫も平等に家事・育児等を負担すべきである」という考え方に賛成する県民の割合	96	H31 (R1) 年度	91. 6	増加させる
29	男性の育児休業及び育児のための特別休暇取得 率	96	H28年度	27. 0	60. 0

# 基本方針VII 子どもを安全に安心して育てられる生活環境の整備

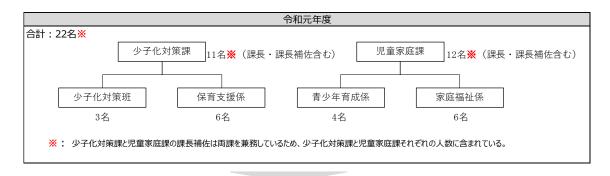
No.	指標	単位		実績	R6年度目標值
30	交通事故死者数	,	H30年度	102	63未満
31	犯罪率の減少	件	H30年度	4.7	4. 4

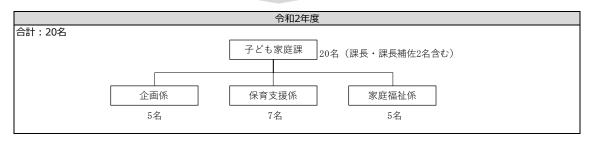
(出典:新潟県子ども・子育て支援計画)

# 4. 監査対象部局の概要

# (1) 監査対象部局の組織体制

監査対象部局である福祉保健部子ども家庭課は、令和2年度に少子化対策課と児童家庭課が再編され設置された。一部の事務・業務は他所属に移管されているが、基本的な業務は子ども家庭課に引き継がれている。一方、人員数は22名から20名に減少している。





(出典:新潟県提供資料を基に監査人が作成)

# (2) 監査対象部局の事務分掌

監査対象部局の各課・係の事務分掌は以下のとおりである。

# <知事政策局政策企画課>

- 加事政术 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
課名	事務分掌
政策企画課	・県の重要施策の企画立案及び総合調整に関する事項
	・県の政策に係る調査及び研究に関する事項
	・県議会との連絡に関する事項
	・知事政策局所管の人事、予算及び経理に関する事項
	・政策評価に関する事項
	・全国知事会等に関する事項
	・庁議に関する事項
	・地域振興局との連絡調整に関する事項
	・東京事務所に関する事項

# <福祉保健部子ども家庭課>

◇佃価体度印するものを成と					
係名	事務分掌				
企画係	・青少年総合対策に関する事項				
	・青少年の健全育成に関する事項				
	・結婚支援に関する事項				
	・社会全体で子育てを支える機運、体制づくりに関する事項				
家庭福祉係	・児童福祉(保育に係るものを除く)に関する事項				
	・児童相談所に関する事項				
	・婦人保護及びDV対策に関する事項				
	・ひとり親家庭等の福祉に関する事項				
	・児童扶養手当に関する事項				
保育支援係	・児童福祉(保育に係るものに限る)に関する事項				
	・児童委員に関する事項				
	・児童手当に関する事項				

※: 令和2年度は上記通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時対応が加わり、業務量が増加しているが、人員補充・体制強化は行われていない。

# <地域振興局健康福祉(環境)部>

課名	事務分掌				
企画調整課、地域	・健康福祉ビジョンの推進に関する事項				
福祉課又は総務福	・地域保健医療計画の推進及び進行管理に関する事項				
祉課(※:地域によ	・臨床研修医師の地域保健研修に関する事項				
り名称が異なる)	・市町村計画(介護保険事業計画等)の策定支援に関する事項				
	・健康危機管理に関する事項				
	・厚生統計に関する事項				
	・老人、児童、青少年健全育成、母子寡婦福祉に関する事項				
	・地域福祉、施設整備に関する事項				
	・児童3手当、特別障害者手当等に関する事項				
	・民生委員・児童委員に関する事項				
	・身体障害者・知的障害者福祉に関する事項				
	・社会福祉施設の指導に関する事項				
	・社会福祉統計に関する事項				
	・介護保険制度に関する事項				

## <中央福祉相談センター・地域振興局健康福祉環境部>

所名	事務分掌			
が石	<b>学</b> 物刀手			
児童相談所	・市町村の児童家庭相談に対する援助に関する事項			
	・子どもに関する家庭その他からの相談に関する事項			
	・必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、**			
	神保健上の判定に関する事項			
	・調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項			
	・子どもの一時保護に関する事項			
	・施設入所、里親委託等の措置に関する事項			

(出典:新潟県提供資料)

## (3) 福祉保健部子ども家庭課の事業費

福祉保健部子ども家庭課の事業費の推移は以下のとおりである。

なお、福祉保健部子ども家庭課は令和2年度に児童家庭課と少子化対策課が統合されて新設された課であるため、平成30年度および令和元年度の事業費は、児童家庭課と少子化対策課の合算値を記載している。

# <福祉保健部子ども家庭課の事業費の推移>

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	18, 912, 290	21, 073, 209	23, 459, 322
特別会計(※)	285, 107	314, 028	212, 796

※:母子·父子·寡婦福祉資金貸付事業

(出典:新潟県提供資料)

## (4) 福祉保健部子ども家庭課が所管する主な事務・事業

福祉保健部子ども家庭課が所管する主な事務・事業は以下のとおりである。

下記のうち、「3. 青少年の健全育成」に関しては、本包括外部監査のテーマに合致しないため監査対象外とした。また、監査対象とする個別の事業に関しては、「第 3. 包括外部監査の結果及び意見」の各項目に記載している。

# 1. 少子化対策

- ① 少子化対策の推進
- 2. 保育・子育て支援
  - ① 運営基盤の充実
  - ② 保護者の経済的負担の軽減

- ③ 地域・保育所等における子育て支援の充実
- ④ 保育所等の指導
- ⑤ 保育士の養成
- ⑥ 保育所等職員の資質向上
- ⑦ 施設の整備充実
- ⑧ 児童健全育成
- ⑨ 相談・援助
- 3. 青少年の健全育成
  - ① 青少年対策の総合的推進
  - ② 市町村の青少年対策の連携・協力
  - ③ 青少年健全育成県民運動の支援
  - ④ 啓発活動の推進
  - ⑤ 家庭の健全化
  - ⑥ 青少年指導者の養成確保
  - ⑦ 環境浄化及び非行・事故防止の推進
  - ⑧ いじめ等の調査
  - ⑨ 子どもの貧困対策
- 4. 児童・女性の福祉
  - ① 児童自立支援
  - ② 相談·援助
  - ③ 婦人保護
  - ④ 配偶者暴力被害者支援
- 5. ひとり親家庭等の福祉
  - ① 児童扶養手当
  - ② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
  - ③ 自立支援策
  - ④ 生活支援
  - ⑤ 医療費の助成
  - ⑥ その他
- 6. 児童に関する手当
  - ① 児童手当制度

(出典:事業概況(福祉保健部子ども家庭課))

# 第3. 包括外部監査の結果及び意見

#### I. 結果及び意見の概要

# 1. 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、福祉保健部子ども家庭課(企画係、保育支援係、家庭福祉係)と 各地域振興局、児童相談所の財務事務の執行及び管理が、法令及び規則等に準拠している か、また、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から監査を行った。

監査の結果、「2. 指摘及び意見の要約」に記載したとおり、複数の指摘・意見が発見された。

2017年の地方自治法改正により、2020年4月から都道府県、政令指定都市に内部統制の導入が義務付けられているが、指摘・意見の中には内部統制の整備または運用状況に不備があったことを示唆するものがあるため、指摘・意見に対する個別対応のみではなく、内部統制上の問題点にも着目することで、財務事務の執行及び管理を効果的・効率的に実施されることを期待したい。また、指摘・意見の中には監査対象部局のみではなく、新潟県全体として検討すべき課題もあるため、新潟県全体で全体最適を達成できるよう取り組んで頂きたい。

また、「新潟県子ども・子育て支援計画」において各施策を着実に推進するために項目ごとの目標値は設定されているが、個別の施策・事業ごとに活動指標・成果指標が設定されておらず、十分な施策・事業評価が実施できていないため、事業評価に関する意見を複数記載している。施策・事業評価を適切に実施するためには、適切な活動指標・成果指標の設定が不可欠であるため、監査対象部局以外の部署においても活動指標・成果指標が設定されておらず、十分な施策・事業評価が実施できていない場合には、県全体として施策評価に関する指針を示し、適切に施策・事業評価が実施できる仕組みを構築するよう取り組んで頂きたい。

なお、子ども家庭課を始め監査対象部局各課において、新型コロナウイルス感染症への対応など、通常業務以外の臨時対応に追われる中、限られた時間で予定した調査を実施できたことは、県の担当者の方々の協力があったからこそであり、それについて心より感謝を申し上げたい。

# 2. 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準
指摘	監査の結果 (地方自治法	合規性(適法性と正当性)への違反となるもの。
	第252条の37第5項)	すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。
		(違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提	3 E (経済性、効率性、有効性)の観点から、包括
	出する意見(地方自治法	外部監査人が記載することが適当と判断したも
	第252条の38第2項)	$\mathcal{O}_{\circ}$

# <違法行為と不当行為の補足説明>

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合	法令等の実質的な違反とは言えないが、
① 裁量権の逸脱あるいは濫用	① 行為の目的が、その法令等の予定する
② 行為の程度が法令等の予定している	ものとは別のものである。
程度を超えている場合で、客観的にみ	② 法令等の運用の仕方が不十分である、
て社会通念上、著しく適切を欠いた場	あるいは不適切である。
合に限って違法とされる	③ 社会通念上、適切でないもの
<事例>	<事例>
① 作為に基づく法令違反(不正)	① 通常の時価よりも著しく高い価格で
② 法令等の解釈・適用の誤りに基づく	の物品購入
もの (誤謬)	② 公益性はあるが必要以上に多額な支
	出

(出典:「地方公共団体の外部監査に関する Q&A」 (平成15年10月6日 日本公認会計士協会))

# <指摘及び意見の要約一覧表>

<指摘及び意見の要			Halifur and the Halifur
項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
Ⅱ 少子化対策			
2. 「ハートマッチに	こいが	た」による	個別マッチング事業
活動指標、成果指	35	意見1	新潟県では、「にいがた出会いサポートセンター」設
標の設定につい			置運営業務委託仕様書において、登録会員数、引合せ
て			件数の目標値を設定しているが、成果指標及び活動
			指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果
			的に実施されていない。そのため、事業目的に従った
			成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直し
			を適切に実施することが望ましい。
「にいがた出会	36	意見 2	「にいがた出会いサポートセンター」は開設後、5年
いサポートセン			程度経過しており、委託費も年々上昇傾向である。こ
ター」設置運営業			れは業務内容の見直しが毎年行われ、業務内容が増
務の委託先選定			加していることによるものである。今後、事業目的に
について			従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や
			見直しを適切に実施する中で、委託事業者による指
			標達成に向けての方法が不適切であったり、進捗管
			理が十分でない、問題解決ができないなど引き続き
			委託することに支障があると認められる場合等に、
			改めて競争入札やプロポーザルにより業者選定を実
			施することを検討することが望ましい。
見積書(積算根	37	意見3	「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務
拠)の金額水準の			について、委託事業者から委託事業に係る収支報告
妥当性の検証に			書を入手し、契約金額の基礎となる見積書(積算根
ついて			拠) と実績の比較検証を実施することにより、見積書
			(積算根拠) の金額水準の妥当性を検証することが
			望ましい。
	37	意見 4	現状、「にいがた出会いサポートセンター」設置運営
			業務の委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出に
			ついて明記されていないため、委託契約書及び仕様
			書に収支報告書の提出を明記し、委託事業者が収支
			報告書を提出する根拠を明確にすることが望まし
			۷١°
業務完了報告書	38	指摘1	「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務
の提出時期見直			の委託契約書において、業務完了報告書の提出期日

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
しについて			が現実的に不可能な期日が設定されており、実際に
			この提出期日は守られていない。そのため、委託契約
			書の業務完了報告書の提出時期を実行可能な期日に
			見直し、適切に運用すべきである。
「システム化評	38	指摘2	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」におい
価書」の未作成に			て、システム化による効果測定のために「システム化
ついて			評価書」を作成することが定められているが、「ハー
			トマッチにいがた」の「システム化評価書」が作成さ
			れていなかった。
			そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、シ
			ステム化による効果測定を実施すべきである。なお、
			新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課
			で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこと
			となっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周
			知を徹底することが必要である。
3. 企業・団体等と適	重携し	たイベント	等の開催
消費税仕入税額	41	意見 5	補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業
控除の取り扱い			者であるか、仕入税額を控除しているかの情報は補
について			助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交
			付申請書に当該確認項目を追加し、証跡として残す
			ことが望ましい。
4. 地域少子化対策	強化推	推事業(約	- 告婚・子育て情報発信)
活動指標、成果指	42	意見 6	結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」による情報
標の設定につい			発信事業において、成果指標及び活動指標が設定さ
7			れておらず、事業評価や見直しが効果的に実施され
			ていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び
			活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施
			することが望ましい。
5. 企業等の子育て環境の促進			
子育て有給休暇	47	指摘3	子育て有給休暇制度創設奨励金が、真に仕事と子育
制度創設奨励金			てが両立できる環境の整備・運用に取り組んでいる
の交付要件の見			企業に交付できるように交付要件を見直すべきであ
直しについて			る。
6. 地域の子育て力育成事業補助金			
補助事業者が設	50	意見7	地域の子育て力育成事業補助金は、県単独事業であ

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
定した KPI の評価			るため、事業目的が達成できているか、事業の必要性
について			や有効性が低下していないか等について毎期評価す
			ることが重要となる。補助事業者が設定した KPI の
			達成状況を評価することは「地域の子育て力育成事
			業補助金」の事業評価に直結するものであるため、県
			は補助事業者から提出された実績報告書において
			KPI 達成状況を評価し、「地域の子育て力育成事業補
			助金」の事業評価と関連させることが望ましい。
実績報告書の検	51	指摘 4	交付申請時と比較し賃金の割合が約10%程度増加し
証の十分性につ			ている補助事業者について、実績報告時に作業時間
いて			の報告がなく、なぜ人件費が増加したか不明瞭とな
			っている事案があった。県は補助事業者に対して、追
			加で人別の作業時間の報告を求め、交付申請時の作
			業時間よりも増加した要因を確認し、補助対象経費
			として認められるか検証すべきであった。
補助対象経費の	52	意見8	補助対象経費に「直接必要な賃金」が含まれている
見直しについて			が、その範囲に限定はなく、常勤社員・職員の賃金も
			認められている。しかし、補助事業者は補助期間終了
			後に自立して事業を行うことが想定されていること
			から、補助対象経費に本来補助事業者が自主財源で
			賄うべき経費(正職員の人件費)は含めないことが望
			ましいと考える。補助事業の趣旨に鑑み、「直接必要
			な賃金」は事業を行うための臨時職員分のみに限定
			するなど、補助対象経費の見直しを検討することが
			望ましい。
消費税仕入税額	53	意見 9	補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業
控除の取り扱い			者であるか、仕入税額を控除しているかの情報は補
について			助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交
			付申請書に当該確認項目を追加し、証跡として残す
			ことが望ましい。
Ⅲ 保育・子育て支援			
3. 地域子ども・子育	育て支	援事業	
市町村から提出	62	意見 10	市町村が各事業の交付要件を理解等した上で実績報
される実績報告			告を作成しているか、効率的・効果的に審査を行うた
書の審査につい			めに、新潟県がチェックリスト等を作成し、市町村に

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
て			セルフチェック結果を提出させる等の手続きを追加
			することが望ましい。
4. 保育人材確保支持	爰事業		
保育サポートセ	64	意見 11	新潟県単独事業である保育サポートセンター事業に
ンター事業にお			おいて、施策及び取組の適切な事業評価を行うため
ける活動指標・成			にも、イベント・就職説明会の開催数あるいは参加者
果指標の設定に			数等を活動指標、就職件数を成果指標として設定す
ついて			ることが望ましい。
実績報告書の検	65	意見 12	保育サポートセンター事業における、委託先の実績
査方法について			報告に対する検査が適切に実施されていることを疎
			明するためにも、検査の内容や検査の経緯等につい
			ては検査調書等に明記することが望ましい。
IV 児童・女性の福	畐祉		
4. 里親			
里親名簿の更新・	87	意見 13	子ども家庭課で管理する里親名簿と各児童相談所が
管理について			支援の実務上管理している名簿を相互に確認する仕
			組みがない。名簿の登録・更新は、何らかのミスが生
			じることで登録が誤ったり漏れたりする可能性は否
			定できないため、子ども家庭課が作成管理している
			里親名簿を定期的に照合する仕組みを構築すること
			が望ましい。
里親に対する措	87	意見 14	里親に支払われる措置費について、結果として問題
置費について			はなかったが、証拠書類が外観上措置費の対象外経
			費の請求のように受け取れる事例があった。
			証拠書類について外観上措置費の対象外経費の請求
			のように受け取れる場合には、その都度確認をする
			べきであると考える。
里親確保に係る	88	意見 15	新潟県及び新潟市は里親委託が進んでいる状況では
計画の継続評価			あるが、国が求めている指標には及ばず、引き続き、
について			里親委託の推進が求められる。
5. 身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事業			
業務委託先の資	92	意見 16	児童養護施設自立支援資金貸付事業については、見
金についてのモ			込みで支払いが行われている以上、一定の留保金が
ニタリングにつ			生じることはやむを得ないが、当該資金が他目的に
いて			流用されていないこと、預金残高等として適切に残

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			っていることについては確認することが望ましい。
			そのため、実績報告のみならず、預金残高等が確認で
			きる証憑についても、補助金交付先に提出させたう
			えで、県としても確認することが望ましいと考える。
6. 児童相談所			
人員体制の整備	100	意見 17	児童福祉司については、令和4年3月31日までの
について			間、経過措置が定められており現時点では問題が無
			いが、経過措置が終了した場合には配置基準を満た
			す水準には至っていない。県としても、国の新基準に
			基づき大幅な増員に努めているが、異動だけでは対
			応できず、採用を増やして対応しているものの人材
			の確保には苦慮している状況である。また、急な人員
			増加は人材育成をどうするかの課題も併せて検討す
			る必要があり、数と質の両面で対応が求められてい
			る。人材確保のためには課題が多くあるが、全ての児
			童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生
			予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化の
			ためにも、引き続き人員体制の強化をすることが望
			まれる。
人員の経験年数	103	意見 18	児童相談所の職員は、経験年数が少ない割合が高い
について			傾向にある。児童相談所職員として求められる専門
			性の向上について、一定の経験年数のある職員を配
			置するため、人事異動や採用に取り組んでいるとこ
			ろではあるが、それと合わせて、経験の浅い職員に対
			する人材育成の仕組みを構築し、実践していきなが
			ら体制強化をすることが望ましいと考える。
管理業務の運用	105	意見 19	管理上の利便性のために作成している通告受付等フ
について			ァイルについて、綴られている写しの作成時点に統
			一性が見られないことや、個人ごとのファイルでの
			管理と重複している部分もあると考えられる。業務
			の効率的な執行の観点から、今一度、業務の運用方法
			を見直すことが望ましい。
児童相談所の業	106	意見 20	児童相談所の業務においては、様々な業務が相互に
務管理システム			関連し進捗管理が重要である一方で、個々の担当者
について			が様々な記録を文書化し、印刷してファイリングし

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			ながら進捗管理まで行っているため、個々の担当者
			の業務管理負担が大きくなっている。このような状
			況を改善するために、児童相談所の業務においても
			業務の見直しとデジタル化を進めることが有用であ
			ると考えられることから、先進的な他県の取組を参
			考に費用対効果も含めて積極的に検討することが望
			ましい。
研修体制の整備	107	意見 21	リモートでの研修を受けるためのインフラが十分で
について			はない。研修内容によってはリモートでの研修が有
			用なものもあると考えられる。そのため、リモートで
			の研修が可能となるようなインフラの整備を進める
			ことが望ましい。また、研修計画についても、集合研
			修で実施するものとリモートでの研修とするものと
			を明確にして研修計画に落とし込むことや、リモー
			トで実施する研修内容を具体的に検討することで、
			有効な研修が受けられる体制を整備することが望ま
			しいと考える。
V ひとり親家庭等の福祉			
2. 児童扶養手当			
「児童扶養手当	112	指摘 5	児童扶養手当の認定請求手続で、「児童扶養手当事務

「児童扶養手当	112	指摘 5	児童扶養手当の認定請求手続で、「児童扶養手当事務
事務取扱手引(町			取扱手引(町村、地域振興局向け)」では、申請者が
村、地域振興局向			添付書類を省略したとしても、県での審査の過程に
け)」の徹底につ			おいては、情報連携により、町村から県への申請書の
いて			受理段階で住民票もしくは住基システムでの同一住
			所検索画面のハードコピー等の添付が必要とされて
			いる。これらの添付が無い事例があったため、手引の
			運用を徹底させるべきである。
「児童扶養手当	114	指摘 6	児童扶養手当の認定請求手続で「児童扶養手当事務
事務取扱手引(町			取扱手引(町村、地域振興局向け)」では、認定請求
村、地域振興局向			日はすべての申請書類が確認された後とする旨の記
け)」に基づく運			載があるが、児童扶養手当の認定請求の添付書類の
用がなされてい			一つである「公的年金調書」に申請日の事後の日付と
ない実務につい			なっている事例があった。手続の趣旨や実務の要請
て			もふまえて、手引の運用を徹底させるのか、手引自体
			の見直しをするのかの検討をすべきである。

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
児童扶養手当認	116	指摘7	児童扶養手当の認定請求に係る添付資料において、
定請求の添付書			所定の記載欄が空欄のまま受理されている事例があ
類の不備につい			った。書類の記載欄については、記載を必要として欄
て			を設けているものであり、空欄のまま事務処理を進
			めているのは不適切である。そのため、事務手続の運
			用を徹底させるべきである。なお、その他の添付書類
			を確認すると、同様の情報が記載されている書類も
			あることから、書類の様式見直しも含めて検討する
			ことが考えられる。
児童扶養手当受	116	指摘8	児童扶養手当の受給資格者が提出する「現況届」につ
給資格者の「現況			いて、一部の記載欄が空欄となっているものの、その
届」の不備につい			まま受理されている事例があった。県は、「現況届」
て			の受付窓口となる自治体に対して、不備のない「現況
			届」を提出してもらえるように適切に指導すると共
			に、不備のある書類については、不備の修正を求める
			べきである。
児童扶養手当シ	117	指摘 9	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」におい
ステムの「システ			て、システム化による効果測定のために「システム化
ム化評価書」の未			評価書」を作成することが定められているが、児童扶
作成について			養手当システムの「システム化評価書」が作成されて
			いなかった。そのため、「システム化評価書」を適切
			に作成し、システム化による効果測定を実施すべき
			である。なお、新潟県においては、「システム化評価
			書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の
			検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導
			し、所管課に周知を徹底することが必要である。
児童扶養手当シ	118	指摘 10	児童扶養手当システムのバックアップ実施状況を確
ステムのバック			認したところ、自動バックアップ処理の設定が行わ
アップ実施状況			れているものの、定期的なバックアップ実施結果の
の未確認につい			確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失
て			敗した場合においても、所管課で検知することがで
			きない状況であった。このため、重要なシステムにお
			いては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバック
			アップ実施状況を確認すべきである。
児童扶養手当シ	118	指摘 11	「(特別) 児童扶養手当システム利用者管理要領」に

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
ステムの初回ロ			おいて、児童扶養手当システムへの初回ログイン後
グイン時のパス			に速やかにパスワードを変更する旨が定められてい
ワード変更につ			るが、県では初回ログイン後のパスワードの変更状
いて			況を確認する手続はなく、初回パスワードを変更せ
			ずに使用していると思われるユーザーが多く存在し
			た。初回パスワードを変更しないことは、ログイン
			ID が不正に利用される可能性が高まるため、パスワ
			ードポリシーを設定し、初回パスワードの変更状況
			を確認する手続を整備し、「(特別) 児童扶養手当シス
			テム利用者管理要領」に従った運用を遵守すべきで
			ある。
3. 母子・父子・寡	婦福祉	上資金貸付金	<del>&amp;</del>
連帯保証人の設	126	意見 22	連帯保証人を立てさせるかどうかについては、連帯
定基準について			保証人が必須の貸付以外については各地域振興局の
			判断に委ねられている。各地域振興局の判断に差異
			が生じないよう、事例の情報共有等を行い、各地域振
			興局の判断に差異が生じないよう努めるとともに、
			連帯保証人が立てられない場合に回収の確実性を高
			める方策について、好事例の共有や対応指針等を定
			めることが望ましい。
貸付金申請書類	127	指摘 12	「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付申請書」の一部項
の不備について			目に記載漏れがあるものの、受理されている事例が
			発見された。申請書類の記載内容に不備がないかの
			チェックや、不備のある書類についての対応など、実
			務の運用を適切に行うべきである。
初期滞納者に対	128	指摘 13	滞納回数が3~5件の初期滞納者に対する調査が行わ
する調査につい			れておらず、かつ調査を行わないことに対する理由
て			が整理されていない事例が発見された。
			「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」に
			も、調査を行わない場合には理由を整理すべきとあ
			り、事務取扱要領に基づく運用がなされていない状
			況であるため、運用を徹底すべきである。
滞納者に対する	129	意見 23	支払能力があるにもかかわらず、再三の督促、来所依
対応について			頼等の一連の償還指導を行っても償還を行わない滞
			納者に対して、法的手続を行っていない。債権は、極

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			力回収すべきであり、そのためにできる手段は実施
			すべきであることから、法的手続の実施も検討すべ
			きと考える。なお、外部事業者に収納事務の一部委託
			が開始されており、債権の回収促進が期待できる。事
			業者を利用する債権をどのように選定するかなど、
			詳細な運用ルールは決まっていないとのことである
			が、費用対効果を検討の上、運用方針を明確にしてい
			くことが望まれる。
時効の援用が無	130	意見 24	滞留債権については、時効が到来したものの、時効の
い債権の対応に			援用が無い債権がある。これらは、債権の消滅ができ
ついて			ず、継続して滞留債権として管理されている。滞留債
			権として管理されている以上、時効が到来し時効の
			援用がなされていない債権も管理コストが生じるこ
			とになる。不納欠損処分を行うことができる事由は
			限定されており容易に処理できないが、議会の決議
			を経て権利の放棄をすることも認められており、議
			会の決議を経た権利の放棄も含めて不納欠損処理を
			検討し、管理コストの削減や財務の健全化を図るべ
			きである。
滞留債権の管理	131	意見 25	一定の滞留状況が進んだ債権については、もはや個
について			別の事情を考慮するような状況に無く、いかに回収
			するかを検討する段階になっていると考えられる。
			しかし、滞留債権の回収方針については、県全体とし
			ての統一的な対応がなされているわけではない。
			個別の事情を考慮する必要が無い滞留債権について
			は、回収方法を各部局がそれぞれ判断し実行するよ
			りも、県全体として対応した方がより効果的かつ効
			率的であると考えられるため、滞留債権の回収方法
			を県全体として検討し、より実効性を高められる体
			制を構築することが望ましい。
「母子・父子・寡	132	指摘 14	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」におい
婦貸付金システ			て、システム化による効果測定のために「システム化
ム」の「システム			評価書」を作成することが定められているが、母子・
化評価書」の未作			父子・寡婦貸付金システムの「システム化評価書」が
成について			作成されていなかった。そのため、「システム化評価

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実
			施すべきである。なお、新潟県においては、「システ
			ム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効
			果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進
			課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要で
			ある。
「母子・父子・寡	133	指摘 15	母子・父子・寡婦貸付金システムのバックアップ実施
婦貸付金システ			状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設
ム」のバックアッ			定が行われているものの、定期的なバックアップ実
プ実施状況の未			施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ
確認について			処理が失敗した場合においても、所管課で検知する
			ことができない状況であった。このため、重要なシス
			テムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的
			なバックアップ実施状況を確認すべきである。
6. ひとり親家庭等	日常生	E活支援事	<b>美</b>
事業意義の見直	138	意見 26	ひとり親家庭等自立応援事業のように補助金の交付
しについて			に偏りが生じている事業や、ひとり親家庭等生活支
			援事業のようにほとんど支援が活用されていない事
			業がある。補助金の偏りが生じている原因、支援の活
			用度合いが低い原因の検討を行ったうえで、事業の
			活用推進に向けた取り組みを検討するとともに、必
			要な事業については市町村に対する説明や啓発等に
			よる連携の強化をすることが望まれる。

# II. 少子化対策(福祉保健部子ども家庭課企画係)

# 1. 監査の対象

福祉保健部子ども家庭課が所管する「少子化対策」事業のうち、次に該当する事業を監査対象とした。

- (イ)新潟県の財政負担額・負担率が大半を占める事業
- (ロ)新潟県で実施している子ども・子育て支援事業のうち、重要性が高い事業
- (ハ)関連部局等とのヒアリングから、監査人が抽出した事業

Mo	事業名	R2 年度決算	該当項目		
No	争耒石	額(千円)	(イ)	(口)	(八)
少于	产化対策				
(1)	子ども・子育て支援部会の運営				
1	児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会	107			
	運営費	101			
(2)	「あなたの婚活」応援プロジェクト				
2	「ハートマッチにいがた」による個別マッチ	33, 040	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
	ング事業 (出会いサポートセンターの運営)	33, 040	0	0	0
3	企業・団体等と連携したイベント等の開催	1, 629		0	$\circ$
4	若者を対象とした結婚観やライフデザインを	_			
	考えるセミナーの開催				
(3)	地域少子化対策重点推進事業				
5	地域少子化対策強化推進事業 (結婚・子育て情	626		$\bigcirc$	$\bigcirc$
	報発信)	020			
6	地域少子化対策重点補助事業(市町村の取組	2,849			
	に対する補助)	2,043			
(4)	新婚新生活支援事業				
7	結婚に伴う新婚生活支援事業費補助金	6, 491			
(5)	少子化対策に係る企業等との協働の仕組み構築事	事業			
8	企業等の子育て環境整備の促進	30, 600	$\circ$	$\circ$	$\circ$
9	地域の子育て力育成事業	3, 143	$\circ$	$\circ$	0

# 2. 「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業

# (1) 事業の概要

事業名	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業
事業目的	少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化対策として、結婚
	を希望する独身男女に対して、個別マッチングシステム「ハー
	トマッチにいがた」の運営を通じて多様な出会いの場を提供
	することを目的とする。
事業内容	「にいがた出会いサポートセンター」を設置し、「ハートマッ
	チにいがた」の運用などの婚活支援を行う。
事業財源	県 10/10(一部国庫補助)
予算額(令和2年度)	32,307 千円 (補正後予算 34,070 千円)
決算額(令和2年度)	33,040 千円

## ① 決算額の推移

「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
「にいがた出会いサポートセンタ	28, 562	29, 564	30, 785
ー」の設置運営等業務の委託	20, 002	20,001	00,100
「ハートマッチにいがた」(婚活マ	2, 683	2, 452	2, 255
ッチングシステム) の保守管理等	2,003	2, 432	2, 200
合計	31, 245	32, 016	33, 040

(出典:新潟県提供資料)

# ② 個別マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の概要

ハートマッチにいがた (婚活マッチングシステム) は、新潟県が導入した婚活マッチングシステムであり、会員登録、来所予約、サポーターによるお引き合わせ管理等を行うシステムである。

当該システムの特徴としては、県民が利用する外部公開されたWebサービスである。 サービスの利用形態はSaaS (Software as a Service) であり、外部委託先において、 システムの保守・運用が行われる。

主なシステム利用者は、一般の利用者にあたる県民と業務運用の外部委託先であり、 子ども家庭課がシステムを所管している。

# ③ 「にいがた出会いサポートセンター」の業務委託

新潟県では、個別マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の運用などの婚活 支援を行う「にいがた出会いサポートセンター」(以下、「センター」という。)の設置 運営業務等を業務委託している。委託業務の内容は、以下のとおりであり、令和2年 度末時点における「ハートマッチにいがた」の会員数(仮登録者含む)は2,235名、 事業開始以降の成婚組数は107組である。

# <委託業務の概要>

委託業務の内容	備考					
センターの設置	● 設置場所、開設日数					
		設置場所	開設日数			
		新潟市	常設			
		長岡市	週3日程度			
		上越市	月2日程度			
		上記以外	臨時			
センターが行う婚活支	● 「ハートマッチにいがた」の運用					
援	● 登録会員募集に向けた活動					
	● 登録会員及び会費の管理					
	● 引合せ等の実施					
	● 交際成立後のフォロー					
	● 会員アンケートの実施					
「マッチングサポータ	特筆すべき事項がないため省略					
ー」の発掘育成等						
引合せ場所等の確保	特筆	すべき事項がない	ため省略			

(出典:「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務委託仕様書)

# <交際成立組数・成婚組数>

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	累計
交際成立組数	17	306	304	335	341	1,303組
成婚組数	0	5	24	31	47	107 組

(出典:新潟県提供資料)

#### (2) 実施した監査手続

- ① 「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業の概要についてヒアリングを 実施した。
- ② 「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務委託仕様書、委託契約書、実績報告書、随意契約理由書、見積書等を閲覧し、必要に応じて質問を実施した。
- ③ 新潟県における情報システム関連規程を入手し、情報セキュリティ、個人情報保護 等の管理ルールを把握した。
- ④ 個別マッチングシステム「ハートマッチにいがた」のシステム仕様書、開発・運用 に係る外部委託先との契約関連書類、運用報告書等を閲覧し、必要に応じて質問を 実施した。

## (3) 個別検出事項

① 活動指標、成果指標の設定について

「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する独身男女に対して、多様な出会いの場を提供することを目的として実施されている。

昨今、婚活アプリや結婚相談所など、民間による婚活支援サービスが充実している中で、歯止めの利かない未婚化・晩婚化に対し、「少子化社会対策大綱」(内閣府)においても、基本的な考え方として「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくること」を掲げ、「結婚を希望する者への支援(地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等)」を重点課題の一つに挙げている。

自治体が行う婚活支援は、利用者にとって、安心感・信頼感があること、民間サービスと比較し費用が安価であることなどのメリットがあるが、公費で事業を行う以上、公益性の観点と費用対効果を踏まえて、事業評価や見直しを適切に実施する必要がある。

新潟県では、「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務委託仕様書において、登録会員数、引合せ件数の目標値を設定しているが、当該事業を評価するための成果指標及び活動指標が設定されていない。本事業は平成28年度に開始以降、5年経過しており、これまでの総事業費は189,850千円、これに対する累計婚姻組数は107組であるが、成果指標及び活動指標が設定されていないため、事業活動の成果(アウトカム)、結果(アウトプット)の良し悪しが判断できず、事業自体の評価や見直しが効果的に実施できていないと考えられる。

そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを 適切に実施することが望まれる。

なお、本事業における成果指標は事業内容・事業目的に照らして「婚姻組数」とすることが望ましいと考える。また、活動指標に関しては、事業内容に照らしてできる

だけ直接的な指標(例えば、センター設置や周知活動に関連する指標)を設定することが望ましいと考える。

#### 【意見1】

新潟県では、「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務委託仕様書において、登録会員数、引合せ件数の目標値を設定しているが、成果指標及び活動指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。

② 「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託先選定について

「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務は開設時(平成28年度)にプロポーザル競技により委託事業者を選定し、センター開設後(平成29年度以降)は、委託事業者にノウハウが蓄積されていることや実績が上がっていること、委託先を変更した場合に発生する労力や時間、費用等を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性能、規格、構造、内容等を指定したことで実質的に競争が困難なもの)を根拠に随意契約としている。

「にいがた出会いサポートセンター」は開設後、5 年程度経過しており、委託費は年々上昇傾向である。これは業務内容の見直しが毎年行われ、業務内容が増加していることによるものである。今後、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施する中で、委託事業者による指標達成に向けての方法が不適切であったり、進捗管理が十分でない、問題解決ができないなど引き続き委託することに支障があると認められる場合等に、改めて競争入札やプロポーザルにより業者選定を実施することを検討することが望ましい。

## <業務委託に係る契約金額の推移>

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
契約金額	17, 404	23, 634	28, 562	29, 564	30, 785

(出典:新潟県提供資料)

# 【意見2】

「にいがた出会いサポートセンター」は開設後、5 年程度経過しており、委託費 も年々上昇傾向である。これは業務内容の見直しが毎年行われ、業務内容が増加し ていることによるものである。今後、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設 定し、事業評価や見直しを適切に実施する中で、委託事業者による指標達成に向けての方法が不適切であったり、進捗管理が十分でない、問題解決ができないなど引き続き委託することに支障があると認められる場合等に、改めて競争入札やプロポーザルにより業者選定を実施することを検討することが望ましい。

## ③ 見積書(積算根拠)の金額水準の妥当性の検証について

「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の契約金額は、委託事業者から 提出される見積書(積算根拠)を基礎に県による査定が行われ、委託事業者と協議の うえ、契約金額が決定される。

県による査定は前年度の見積書(積算根拠)との比較やヒアリングによる調査、委託業務実施内容の見直し等が実施されているが、委託事業者から委託事業に係る収支報告書を入手しておらず、実績との比較検証は実施していない。

随意契約の場合、競争入札やプロポーザルのような競争原理が働かず、委託事業者から提出される見積書(積算根拠)が契約金額の基礎となるため、見積書(積算根拠)の金額水準の妥当性を検証することが重要である。金額水準の妥当性を検証するにあたっては、過去実績との比較検証が有用であるため、毎年、委託事業者から収支報告書を入手することが望ましい。

## 【意見3】

「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務について、委託事業者から委託事業に係る収支報告書を入手し、契約金額の基礎となる見積書(積算根拠)と実績の比較検証を実施することにより、見積書(積算根拠)の金額水準の妥当性を検証することが望ましい。

なお、現状の委託契約書及び仕様書には、委託事業者は「委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない」旨が記載されているが、収支報告書の提出は義務付けられていない。そのため、委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出を明記し、委託事業者が収支報告書を提出する根拠を明確にすることが望ましい。

## 【意見 4】

現状、「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出について明記されていないため、委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出を明記し、委託事業者が収支報告書を提出する根拠を明確にすることが望ましい。

## ④ 業務完了報告書の提出時期見直しについて

「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務では、活動実績や会員動向など を 6 ヶ月ごとに取り纏め、業務完了報告書を提出することを求めている。

委託契約書に記載されている業務完了報告書の対象期間と提出期日は以下のとおりであり、提出期日は対象期間末日に設定されている。

対象期間	提出期日		
令和2年9月30日までの履行に係る部分	令和2年9月30日まで		
令和3年3月31日までの履行に係る部分	令和3年3月31日まで		

業務完了報告書は約50ページにおよび、対象期間末日までの登録者数や閲覧者数の情報も含まれていることから、対象期間末日に業務完了報告書を提出することは現実的に不可能と考えられる。実際に業務完了報告書は対象期間終了後、約1か月後に提出されており、契約書に記載された提出期日通りの運用もなされていない。

そのため、委託契約書の業務完了報告書の提出時期を実行可能な期日に見直し、適切に運用すべきである。

#### 【指摘 1】

「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託契約書において、業務 完了報告書の提出期日が現実的に不可能な期日が設定されており、実際にこの提出 期日は守られていない。そのため、委託契約書の業務完了報告書の提出時期を実行 可能な期日に見直し、適切に運用すべきである。

## ⑤ 「システム化評価書」の未作成について

新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められている。

しかしながら、個別マッチングシステム「ハートマッチにいがた」において「システム化評価書」が作成されていなかった。所管課担当者に未作成の理由を質問したところ、システム導入時に対応が必要なプロセスとして認識されておらず、従って「システム化評価書」が作成されていなかったとの回答を得た。

システム導入の効果測定を実施しない場合、導入目標が達成されていたのか定量的 な判断を行うことができない。このため、必要な対策が検討されず期待した効果が得 られないリスクや、過剰なシステム投資が生じていても検出できないリスク等が生じ る。

そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施

すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、 ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所 管課に周知を徹底することが必要である。例えば、ICT 推進課が「システム化評価書」 の作成状況について、所管課に提出状況を確認することも有用だと考える。

# 【指摘 2】

新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果 測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、「ハートマッチにいがた」の「システム化評価書」が作成されていなかった。

そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。

#### 3. 企業・団体等と連携したイベント等の開催

## (1) 事業の概要

事業名	企業・団体等と連携したイベント等の開催
事業目的	知事は、少子化対策としての未婚化・晩婚化対策の一環とし
	て、結婚を希望する方の婚活を応援することを目的にする。
事業内容	経済団体・法人等(以下、「補助事業者」という。)が行う結婚
	支援の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助
	金を交付する。
事業財源	県 10/10
予算額(令和2年度)	7,615 千円
決算額(令和2年度)	1,629 千円

## ① 決算額の推移

「あなたの婚活」応援プロジェクトの決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
企業・団体等と連携したイベント等の開催	4, 660	6, 623	1, 629

(出典:新潟県提供資料)

# ② 補助対象事業、補助対象経費、補助金限度額等

出会いイベント等開催支援事業補助金の補助対象事業、補助事業者、補助対象経 費、補助金限度額、補助率については以下のとおりである。

補助事業	経済団体等が実施又は複数の法人が共同で実施するものであ
	って、次に掲げる事業区分のいずれかに該当するもの
	● 出会いイベント等(事前講習を含む)の開催
	● セミナーの開催
	● その他上記以外の取組として知事が認めるもの
	※いずれも主催者の責任において、国・県・市等が示すガイド
	ライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を講じるも
	$\sigma$
補助事業者	<ul><li>経済団体・経営者団体</li></ul>
	● 県内に主たる事業所又は本店を有する法人及びそれらで
	組織する協議会等で知事が認める者
	● ただし、専ら結婚支援を目的としたイベント等の開催を業
	とする者にあっては、上記と共同で事業を実施する場合に
	補助対象者に含めることができる。
補助対象経費	報償費、旅費(補助対象者の職員を除く)、使用料・賃借料、会
	場整備費、消耗品費、印刷製本費、役務費、広告宣伝費、委託
	料、その他知事が認める経費
補助率・補助限	10/10、1 事業あたりの上限 30 万円
度額	ただし、以下の条件全てに該当する場合は、補助率 1/2、1 事業
	あたりの上限 15 万円として、交付は当年度限りとする。
	● 対象者に申請年度より前に当該補助金の交付を受けたこ
	とがある事業者等が含まれている (同一対象者)
	● 対象事業年度の事業区分が、申請年度より前に交付を受け
	たことがある事業区分と同じ (同一事業区分)
その他の交付条	● 補助対象者は、同一年度内に2事業を限度として、交付を
件	受けることができる。
	● 対象事業が概ね 20 人以上の参加が見込まれるものである
	こと。
	● アルコール提供が見込まれる対象事業にあっては、参加対
	象者が 20 歳以上であること。

(出典:出会いイベント等開催支援事業補助金交付要綱)

## (2) 実施した監査手続

- ① 出会いイベント等開催支援事業補助金交付要綱、実施要領等の関連規程を入手し、 事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- ② 当該事業に係る交付申請書類、実績報告書等を閲覧し必要に応じて質問を実施した。

## (3) 個別検出事項

① 消費税仕入税額控除の取り扱いについて

「あなたの婚活」応援プロジェクト 出会いイベント等開催支援事業補助金交付要綱第5条第3項に交付申請手続における消費税の取扱いが以下のように規定されている。

## 第5条第3項

補助事業者は交付申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

これは、課税事業者が補助対象となる事業について課税仕入を行い確定申告の際に 仕入税額控除を行う場合、当該課税事業者は課税仕入に係る消費税を負担しないこと になるため、控除される消費税額を減額して補助するための取り扱いである。

そのため、県は交付申請時に補助事業者が課税事業者に該当するか、仕入税額を控除しているかの確認が必要となる。

この点、補助金交付申請書に「課税事業者に該当するか」、「仕入税額を控除しているか」の確認項目はなく、県では口頭又はメールにて確認を行っているとのことである。

補助事業者が課税事業者に該当するか、仕入税額を控除しているか否かの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書に確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。

# 【意見 5】

補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業者であるか、仕入税額を控除 しているかの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書 に当該確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。

# 4. 地域少子化対策強化推進事業 (結婚・子育て情報発信)

## (1) 事業の概要

事業名	地域少子化対策強化推進事業(結婚・子育て情報発信)
事業目的	少子化問題への対応として、結婚・妊娠・出産・育児に対し一
	貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的とする。
事業内容	新潟県結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」による結婚・
	子育て(妊娠・出産・育児)情報発信を行う。
事業財源	県 10/10
予算額(令和2年度)	789 千円
決算額(令和2年度)	626 千円

# ① 決算額の推移

地域少子化対策強化推進事業(結婚・子育て情報発信)の決算額の推移は以下のと おりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域少子化対策強化推進事	274	672	626
業(結婚・子育て情報発信)	214	072	020

(出典:新潟県提供資料)

# ② 結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」

「ハピニィ」は、新潟県内の結婚、妊娠・出産、子育てに関する情報やポジティブメッセージの一元的な発信、結婚から子育てまでの相談窓口の受付、紹介などを行う結婚・子育てポータルサイトである。

# (2) 実施した監査手続

- ① 結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」を閲覧し、「ハピニィ」の概要、事務処理 についてヒアリングを実施した。
- ② 結婚・子育て情報発信業務委託仕様書を閲覧し、必要に応じて質問を実施した。

# (3) 個別検出事項

① 活動指標、成果指標の設定について

結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」による情報発信事業は、少子化問題への対応として、結婚・妊娠・出産・育児に対し一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的として実施されている。そのため、「ハピニィ」が県民に広く周知され、多くの県民に利用されることが重要となる。

新潟県では当該事業に係る成果指標及び活動指標は設定されておらず、「ハピニィ」の利用状況を把握するうえで必要不可欠なポータルサイトへのサクセス数も把握していない。そのため、事業活動の成果(アウトカム)、結果(アウトプット)の良し悪しが判断できず、事業自体の評価や見直しが効果的に実施できていないと考えられる。事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望まれる。

なお、当該事業における成果指標はポータルサイトの利用状況を測定できる指標 (例えば、サイトアクセス数等)、活動指標は周知活動に関連する指標を設定すること が考えられる。

# 【意見 6】

結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」による情報発信事業において、成果指標及び活動指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。

# 5. 企業等の子育て環境の促進

# (1) 事業の概要

事業名	企業等の子育て環境の促進
事業目的	少子化対策として、企業・団体等と協働する仕組みを構築し、
	子育てを社会全体で応援する機運の醸成を図ることを目的と
	する。
事業内容	仕事と子育ての両立支援に積極的な企業等を認定し、連携金
	融機関による従業員向け金融商品の金利優遇、妊娠期や子育
	てのための有給休暇制度を創設した場合の奨励金支給等の支
	援を行う。
事業財源	県 10/10 (一部 国 1/2、県 1/2)
予算額(令和2年度)	17,320 千円 (補正後予算 30,779 千円)
決算額(令和2年度)	30,600 千円

# ① 決算額の推移

企業等の子育て環境の促進の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
企業等の子育て環境の促進	4, 505	9,000	30, 600

(出典:新潟県提供資料)

## ② ハッピー・パートナー企業登録制度

新潟県では以下の取組を行っている、または取組を行う意欲(概ね1年以内に取組を実施)があると認められる企業等をハッピー・パートナー企業として登録している。

# ハッピー・パートナー企業の登録要件

全19項目のうち、10項目以上に該当すること

- 1 働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組(5項目) 例えば・・・
  - ・ノー残業デーの導入など、所定外労働の削減の取組
  - ・休暇の取りやすい雰囲気づくりなど、年次有給休暇の取得促進
- 2 男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組(全6 項目)

例えば・・・

- ・育児・介護休業制度の周知
- ・短時間勤務やフレックスタイム制度の導入など、多様な働き方ができる環

# ハッピー・パートナー企業の登録要件

境づくり

3 女性の能力を活かすための取組(全5項目)

例えば・・・

- ・男女を問わず、新たな職域を目指す者に対する知識、資格取得のための支援
- 女性の管理職登用の推進
- 4 関係法令を遵守していること(全3項目・必ず実施済みであること)

(出典:新潟県HP)

登録されたハッピー・パートナー企業は、県ホームページに記載され、各種広報等により、イメージ・知名度アップが図れる他、金融機関の金利優遇や県が主催する就活イベントの参加時の優遇を受けられるなど、様々な特典を享受できる。

さらに、新潟県ではハッピー・パートナー企業登録企業のうち、以下の基準を満た す企業等に対してイクメン応援プラス、子育て応援プラスの認定を行っている。

	認定基準
イクメン応援プラス	次のすべてに当てはまるハッピー・パートナー企業であるこ
	と。
	● 男性従業員が育児に参加しやすい職場環境づくりに取
	り組んでいること
	● 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)
	に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局
	へ届け出ていること
子育て応援プラス	次の①を満たし、②又は③のいずれかに当てはまるハッピ
	ー・パートナー企業であること
	① 仕事と子育ての両立など、働きながら子育てをする世代
	の支援に積極的に取り組んでいること
	② ハッピー・パートナー企業 (基本登録) の登録要件と
	なる取組のうち、「男女ともに仕事と家庭・その他の活
	動が両立できるようにするための取組」の6項目すべ
	てに該当していること
	③ 「イクメン応援プラス」を認定されていること(又は
	同時に認定申込みをしていること)

(出典:新潟県 HP)

③ 「子育て有給休暇制度創設奨励金」及び「妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金」 新潟県では、子育て応援プラス認定企業が、一定要件を満たす子育て有給休暇制度、 妊娠・出産関連有給休暇制度を創設した場合に奨励金を交付している。

	_	
	子育て有給休暇制度創設奨励金	妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金
目的	子育て応援プラス認定企業が	子育て応援プラス認定企業が妊娠・
	子育てに関連する有給休暇制	出産に関する有給休暇制度を創設
	度を創設した場合に、予算の範	した場合に、予算の範囲内において
	囲内において奨励金を交付す	奨励金を交付することとし、企業等
	ることにより、仕事と子育てを	に勤務する者に対する妊娠・出産・
	両立できる環境の整備を進め、	育児の切れ目ない支援体制づくり
	社会全体で子育てを応援する	を進め、社会全体で子育てを応援す
	機運を醸成する	る機運を醸成する
対象企業	① 自治体及び独立行政法人を関	余く子育て応援プラス認定企業
	② 本社登記地及び主たる事業所	Fが新潟県内にあること
交付条件	労働基準法第 39 条に定める年	県の定める要件を満たす妊娠・出産
	次有給休暇に加え、県の定める	関連有給休暇制度を、子育て応援プ
	要件を満たす子育て有給休暇	ラス認定企業申請日以降に新たに
	制度を、子育て応援プラス認定	創設すること
	企業申請日以降に新たに創設	
	すること	
交付額	30万円 (1企業等につき1回限	9)

(出典:各奨励金交付要綱)

# <奨励金の交付件数>

(単位:件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
子育て有給休暇制度	14	22	45
妊娠•出産関連有給休暇制度	_	9	57
合計	14	31	102

(出典:新潟県提供資料)

#### (2) 実施した監査手続

- ① ハッピー・パートナー企業登録要綱、子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱、妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱等の関連規程を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- ② 申請者から提出された書類、奨励金決定通知、支出に関連する書類等を閲覧し、必要に応じて質問を実施した。

## (3) 個別検出事項

① 子育て有給休暇制度創設奨励金の交付要件の見直しについて

子育て有給休暇制度創設奨励金は、県の定める要件を満たした子育て有給休暇制度 を創設した企業に奨励金を交付する県単独事業である。当該奨励金は県の独自財源に よるため、予算の範囲内で交付することになっており、交付要件を満たした企業があ っても既に予算に達した場合には奨励金は交付されない。

当該奨励金の交付要件は、子育て有給休暇制度の創設(整備)は含まれているが、 実際の子育て有給休暇の取得(運用)までは含まれていない。このような交付要件と した背景は以下のとおりであり、子育て有給休暇制度の創設(整備)に重点を置いて いるためである。

- 「新潟県総合計画」県民の意識・満足度アンケート結果において、子どもを産み育てられる環境の実現に向け、特に力を入れてほしい施策として「子育てしながら働き続けられる職場環境づくり」の割合が最も高く、仕事と子育ての両立しやすい職場環境が十分でないという課題があった。
- 従業員の働きやすい環境づくりのほか、人材獲得のために子育て有給休暇制度 を創設したいという企業もあることから、子育て有給休暇制度を創設した企業 に対して奨励金を交付し、仕事と子育ての両立しやすい環境づくりを継続して 支援する必要性があった。

一方で、県は奨励金交付企業に子育て有給休暇の取得状況の報告を求めており、子育て有給休暇の取得実績がない企業に関しては企業名及び子育て有給休暇の取得実績がない旨を公表できることになっていることから、子育て有給休暇制度の創設(整備)のみではなく、子育て有給休暇制度の運用(子育て有給休暇の取得)までを前提としているものと考えられる。

#### 子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱

(有給休暇制度の取得状況の報告)

第8条 奨励金の交付決定を受けた者は、子育て有給休暇制度の4月1日から3月 31日までの1年間の取得状況を別記2号様式により、4月10日までに知事に報告 しなければならない。

- 2 有給休暇制度の取得状況の報告期間は、原則として奨励金の交付を受けた年から3年とする。
- 3 県は、前項の報告期間内に子育て有給休暇制度の取得実績がない企業等について、企業名及び休暇の取得実績がない旨を公表することができる。
- 4 県は、訪問調査等により、随時、実施状況の確認を行うことができる。

しかしながら、奨励金交付後、3年以内に子育て有給休暇の取得実績がない企業が 一定数存在するのが現状であり、以下のような事案も存在している。

- 奨励金交付後、子育て有給休暇の取得実績がないまま、翌年度に廃業している 企業がある。
- 従業員1名、子育て有給休暇対象者0名の企業に対して、運用の意図を確認せず奨励金を交付している。

当該奨励金は前述のとおり、予算の範囲内で交付されるものであるため、子育て有 給休暇制度の運用(子育て有給休暇の取得)が見込まれない企業に奨励金を交付し、 予算に達した場合には、真に仕事と子育てが両立できる環境の整備・運用に取り組ん でいる企業に対して奨励金を交付できなくなる可能性がある。また、子育て有給休暇 制度の運用(子育て有給休暇の取得)を想定していない企業が奨励金目的で子育て有 給休暇制度を創設することも考えられる。

そのため、子育て有給休暇制度創設奨励金が、真に仕事と子育てが両立できる環境 の整備・運用に取り組んでいる企業に交付できるように交付要件の見直すべきである。

#### 【指摘3】

子育て有給休暇制度創設奨励金が、真に仕事と子育てが両立できる環境の整備・ 運用に取り組んでいる企業に交付できるように交付要件を見直すべきである。

# 6. 地域の子育て力育成事業補助金

# (1) 事業の概要

事業名	地域の子育て力育成事業補助金
事業目的	少子化対策として、企業・団体等と協働する仕組みを構築し、
	子育てを社会全体で応援する基準の醸成を図る。
事業内容	少子化対策としての社会全体で子育てを支える体制づくりの
	一環として、多様化する子育てニーズに対応する地域の子育
	て力を高めるため、NPOや企業等の法人が市町村と連携・協
	力して行うモデル的な子育て支援の取組に要する経費に対
	し、予算の範囲内において補助金を交付する。
事業財源	10/10
予算額(令和2年度)	14,756 千円(補正後予算 6,676 千円)
決算額(令和2年度)	3,143 千円

# ① 決算額の推移

地域の子育て力育成事業補助金の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域の子育て力育成事業補助金	7, 198	5, 890	3, 143

(出典:新潟県提供資料)

# ② 補助対象事業、補助対象経費、補助金限度額等

地域の子育て力育成事業補助金の補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助金限度額、補助率については以下のとおりである。

補助対象事業	新潟県内の各地域において、多様化する子育て支援のニーズに		
	対応し、市町村と連携・協力して行うモデル的な子育て支援の		
	取組のうち、次に掲げるもの		
	● 交流事業		
	● 訪問事業		
	● 相談事業		
	● 講座事業		
	● その他子育て支援として効果が期待できる事業		
	※いずれも、年間を通して継続的に実施するものとする。		
補助事業者	県内に主たる事務所又は本店を有する法人		
	※複数の法人等で構成される共同体についても対象とする。そ		

	の場合は代表法人を置くこと。
補助対象経費	事業実施に直接必要な賃金、報償費、旅費、消耗品費、会議費、
	印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補助金限度額	50 万円
	ただし、知事が特に認めたものについてはこの限りではない。
補助率	10/10
	※:前年度に当該補助金の交付を受けた事業については 1/2

(出典:地域の子育て力育成事業補助金交付要綱)

## ③ 採択事業者の決定

地域の子育て力育成事業は事業者を募集し、審査会による応募書類の書類審査、ヒアリング等の審査を経て採択事業者が決定される。

審査会における審査基準は以下のとおりである。

- ア. 事業の趣旨・目的を正しく理解しているか
- イ. 安心して楽しく子育てをすることができる地域の実現に向けた取組として実施内容が適切かつ具体的か
- ウ. 当該地域にとって新規性・先進性がある取組か
- エ. 地域や他団体などの他へ活動の広がりが期待でき、地域の子育て支援体制の 強化につながるものか
- オ. 適切なスケジュールが設定されているか
- カ. 事業実施体制は適切か
- キ. 補助終了後も継続して実施される見込があるか
- ク. 成果目標は適正に設定されているか
- ケ. 内容に対して経費は適正に設定されているか

(出典:地域の子育て力育成事業 募集事業評価一覧)

## (2) 実施した監査手続

- ① 地域の子育て力育成事業補助金交付要綱、実施要領等の関連規程を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- ② 当該事業に係る交付申請書類、審査記録、実績報告書等を閲覧し必要に応じて質問を実施した。

#### (3) 個別検出事項

① 補助事業者が設定した KPI の評価について

地域の子育て力育成事業補助金は、新潟県が少子化対策として、企業・団体等と協働する仕組みを構築し、子育てを社会全体で応援する基準の醸成を図ることを目的に

実施している県単独事業である。そのため、事業目的が達成できているか、事業の必要性や有効性が低下していないか等について毎期評価することが重要となる。

本事業は補助事業者を選定し、補助事業者が事業を実施することになるが、補助事業者は応募申請書類の一つである事業計画書において、KPIを設定しており、実績報告書において KPIの達成状況を県に報告している。

一方で県では補助事業者が設定した KPI を、採択事業を決定する際の審査項目としているが、実績報告書のチェック項目に KPI の達成状況が含まれていない。

県が、補助事業者が設定した KPI の達成状況を評価することは「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価に直結するものである。そのため、県は補助事業者から提出された実績報告書において KPI 達成状況を評価し、「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価と関連させることが望ましい。

また、採択企業は継続して応募する傾向があるため、当該評価は翌年度の事業採択の審査においても有益な情報を提供するものと考えられる。

#### 【意見7】

地域の子育て力育成事業補助金は、県単独事業であるため、事業目的が達成できているか、事業の必要性や有効性が低下していないか等について毎期評価することが重要となる。補助事業者が設定した KPI の達成状況を評価することは「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価に直結するものであるため、県は補助事業者から提出された実績報告書において KPI 達成状況を評価し、「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価と関連させることが望ましい。

# ② 実績報告書の検証の十分性について

地域の子育て力育成事業補助金における補助対象経費には「直接必要な賃金」が含まれており、当該事業のために雇用された臨時職員の賃金の他、正職員の賃金も認められている。

「直接必要な賃金」に関しては、当該事業に直接要した作業時間が基礎となるため、「時間単価×直接作業時間」により算定されるものである。よって、賃金を補助対象経費とする場合、交付申請書及び実績報告書にて「時間単価」と「直接作業時間」が明確になっている必要がある。

地域の子育て力育成事業補助金交付申請書及び実績報告書を閲覧したところ、交付申請時は「時間単価×直接作業時間」の積算によって賃金が算定されていたが、実績報告書においては人別の支払額が記載されているのみで、作業時間が不明な報告がなされている事案があった。

また、当該事業者は、補助金総額に対する賃金割合は交付申請時45%程度であったのに対し、実績報告時に56%程度に増加していた。

	直接必要な賃金	根拠		
交付申請書	226,800 円	$@1,000 \times 126h + @1,200 \times 84h$		
実績報告書	280, 938 円	個人別内訳はあるが、時間の記載なし		

地域の子育て力育成事業補助金交付要綱第7条において、経費の配分の変更は、交付決定額の2割以内の変更であれば軽微な変更として変更申請は不要であるが、事業との直接の関連を確認することが困難な賃金が大きく増加している場合にはその内容の妥当性を検証することが必要と考える。

当該補助事業者に関しては実績報告時に作業時間の報告がなく、なぜ人件費が増加したか不明瞭となっており、県による実績報告書の検証が不十分である。

よって、補助事業者に対し追加で人別の作業時間の報告を求め、交付申請時の作業時間よりも増加した要因を確認し、補助対象経費として認められるか検証すべきであった。

## 【指摘 4】

交付申請時と比較し賃金の割合が約10%程度増加している補助事業者について、 実績報告時に作業時間の報告がなく、なぜ人件費が増加したか不明瞭となっている 事案があった。県は補助事業者に対して、追加で人別の作業時間の報告を求め、交 付申請時の作業時間よりも増加した要因を確認し、補助対象経費として認められる か検証すべきであった。

# ③ 補助対象経費の見直しについて

地域の子育て力育成事業は、地域の実情に応じた子育て支援活動を行う団体の取組を支援し、多様なサービスの担い手を育成することで、地域の子育て支援機能を高め、社会全体で子育てを支える体制を整備するものであり、補助期間終了後も当該事業が継続されることを前提としている。そのため、新潟県では、事業実施に直接必要な賃金、備品購入費など、新たな取組の初期段階に係る費用も支援措置として補助対象経費に含めている。

現状、補助対象経費に「直接必要な賃金」が含まれているが、その範囲に限定はなく、正職員の賃金も認められており、補助金総額の50%以上を「直接必要な賃金」が占めている補助事業者もあった。しかし、補助事業者は補助期間終了後に自立して事業を行うことが想定されていることから、補助対象経費に本来補助事業者が自主財源で賄うべき経費(正職員の人件費)は含めないことが望ましいと考える。

補助事業の趣旨に鑑み、「直接必要な賃金」は事業を行うための臨時職員分のみに限定するなど、補助対象経費の見直しを検討することが望まれる。

#### 【意見8】

補助対象経費に「直接必要な賃金」が含まれているが、その範囲に限定はなく、 常勤社員・職員の賃金も認められている。しかし、補助事業者は補助期間終了後に 自立して事業を行うことが想定されていることから、補助対象経費に本来補助事業 者が自主財源で賄うべき経費(正職員の人件費)は含めないことが望ましいと考え る。補助事業の趣旨に鑑み、「直接必要な賃金」は事業を行うための臨時職員分のみ に限定するなど、補助対象経費の見直しを検討することが望ましい。

# ④ 消費税仕入税額控除の取り扱いについて

地域の子育て力育成事業補助金交付要綱第5条第3項に交付申請手続における消費 税の取扱いが以下のように規定されている。

#### 第5条第3項

補助事業者は交付申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

これは、課税事業者が補助対象となる事業について課税仕入を行い確定申告の際に 仕入税額控除を行う場合、当該課税事業者は課税仕入に係る消費税を負担しないこと になるため、控除される消費税額を減額して補助するための取り扱いである。

そのため、県は交付申請時に補助事業者が課税事業者に該当するか、仕入税額を控除しているかの確認が必要となる。

この点、県では募集案内に当該説明を記載しているが、応募・申請時点で補助事業者に確認は行っておらず、補助金交付申請書に「課税事業者に該当するか」、「仕入税額を控除しているか」の確認項目もない。

補助事業者が課税事業者に該当するか、仕入税額を控除しているか否かの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書に確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。

#### 【意見 9】

補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業者であるか、仕入税額を控除 しているかの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書 に当該確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。

# III. 保育・子育て支援(福祉保健部子ども家庭課保育支援係)

# 1. 監査の対象

福祉保健部子ども家庭課が所管する「保育・子育て支援」事業のうち、次に該当する事業を監査対象とした。

- (イ)新潟県の財政負担額・負担率が大半を占める事業
- (ロ)新潟県で実施している子ども・子育て支援事業のうち、重要性が高い事業
- (ハ)関連部局等とのヒアリングから、監査人が抽出した事業

NI -	事業名	R2 年度決算額	i	該当項目					
No	争耒石	(千円)	(イ)	(口)	(八)				
保育	保育・子育て支援の推進								
(1)	運営基盤の充実								
1	施設型給付費・地域型保育給付費の負担	10, 920, 123		0	$\circ$				
2	産休等代替職員制度の推進	17, 175							
(2)	保護者の経済的負担の軽減								
3	施設等利用費の負担	45, 167							
(3)	地域・保育所等における子育て支援の充実								
4	地域子ども・子育て支援事業	2, 369, 996	$\circ$	0	0				
5	保育人材確保支援事業	4, 161	$\circ$		$\circ$				
6	保育補助者雇上強化事業	19, 265		0	$\circ$				
7	医療的ケア児保育支援モデル事業	13, 072							
8	未満児保育事業	746, 877	$\circ$	0	0				
9	障害児等保育事業	21, 696							
10	病児保育施設整備事業	4, 211							
11	病児保育開設支援事業	0							
12	地域子育て支援拠点環境改善事業	0							
13	保育環境改善等事業	3, 937							
14	東日本大震災への対応	0							
15	多世代が関わる子育て環境づくりの促進	0							
(4)	保育所等の指導								
16	保育所等の運営管理の適正化の指導	0			0				
17	17 認可外保育施設の指導 0 (								
(5)	保育士の養成				_				
18	保育士試験の実施	0							

NT	古坐力	R2 年度決算額	該当項目		
No	事業名	(千円)	(イ)	(口)	(ハ)
19	保育士養成施設の運営指導	0			
(6)	保育所等職員の資質向上				
20	保育士資格の登録	3, 996			
21	副主任保育士等の資質向上	9, 180			
22	保育教論初任者・中堅職員研修				
23	認可外保育施設従事者資質向上研修				
24	地域子育て支援拠点職員研修				
25	子育て支援員研修・放課後児童支援員認定	4 464			
	資格研修	4, 464			
26	児童厚生員・放課後児童支援員等研修				
27	ファミリー・サポート・アドバイザー・サブ				
	リーダー事業				
28	関係団体の支援	0			
(7)	施設の整備充実				
29	保育所等整備の推進	13, 167	0	0	$\circ$
(8)	児童健全育成				
30	児童館等設置補助金	25, 946	0	0	0
31	児童館及び児童健全育成啓発事業補助金	45			
32	県立こども自然王国施設設備整備費	216, 969	0	0	0
33	放課後子ども環境整備事業	12, 738			_
(9)	相談・援助				
34	主任児童委員活動費	16, 398			

# 2. 施設型給付費・地域型保育給付費の負担

# (1) 事業の概要

事業名	施設型給付費・地域型保育給付費の負担						
事業目的	市町村が支弁する施設型給付(認定こども園・幼稚園・保育						
	所)及び地域型保育給付(小規模保育・家庭的保育・居宅訪						
	問型保育・事業内保育) の支給に要する費用の一部を負担す						
	ることにより、子どもが健やかに成長するように支援するこ						
	とを目的とする。						
事業内容	市町村に対し、子ども・子育て支援法第67条の規定に基づ						
	き、施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に要する費用						
	の $1/4$ を負担するものである。						
	新潟県は市町村からの交付申請内容を審査し、交付決定を行						
	う。また、事業実施後に市町村は実績報告書を新潟県に提出						
	し、新潟県は実績報告書の内容を審査する。その他、市町村						
	からの制度に対する照会に対応している。						
事業財源	県 1/4						
予算額(令和2年度)	施設型給付費: 11,557,353 千円						
	地域型保育給付費: 362,854 千円						
決算額(令和2年度)	施設型給付費: 11,557,269 千円						
	地域型保育給付費: 362,854 千円						

# ① 決算額の推移

施設型給付費・地域型保育給付費の決算額の推移は以下のとおりである

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
施設型給付費	7, 790, 364	9, 094, 943	11, 557, 269
地域型保育給付費	322, 942	339, 337	362, 854
合計	8, 113, 306	9, 434, 280	11, 920, 123

(出典:新潟県提供資料)

# ② 保育所等の定員充足率の状況

新潟県における保育所等の定員充足率の状況は以下のとおりである。

(単位:人、各年4月1日現在)

区分		H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年
公	施 設 数	386	372	363	357	345
	定 員	35, 811	35, 094	34, 880	33, 641	32, 496
	入所児童数	30, 003	28, 973	28, 344	27, 425	25, 954
立	充足率(%)	83.8	82. 6	81.3	81.5	79. 9
私	施 設 数	341	351	360	369	402
	定員	35, 061	34, 198	35, 442	33, 997	35, 757
	入所児童数	30, 281	31, 597	32, 126	32, 741	34, 091
立	充足率(%)	86. 4	92. 4	90.6	96. 3	95. 3
	施 設 数	727	723	723	725	747
計	定 員	70, 872	69, 292	70, 322	67, 638	68, 253
日日	入所児童数	60, 284	60, 570	60, 470	60, 166	60, 045
	充足率(%)	85. 1	87. 4	86.0	89. 0	88

(出典:新潟県提供資料)

## (2) 実施した監査手続

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費の負担に関する概要資料、子どものための教育・保育給付交付金交付要綱、新潟県子どものための教育・保育給付交付金交付要綱、新潟県施設型給付費地方単独費用県費補助金交付要綱等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- ② ①を踏まえて、公定価格の概要・各市町村の利用者負担額の概要・新潟県での審査 手続概要・市町村からの照会状況について追加ヒアリングを実施した。
- ③ 交付申請、交付決定、実績報告書、交付金の決定に係る書類を閲覧した。
- ④ 各市町村から提出された交付申請書、実績報告書と関連資料を突合した。
- ⑤ 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの検討を実施した。

# (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

# 3. 地域子ども・子育て支援事業

# (1) 事業の概要

事業名	地域子ども・子育て支援事業
事業目的	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が策定
	する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて行う事業
	のうち、同法第 59 条に規定する事業に要する費用の一部を
	補助することにより、地域子ども・子育て支援の着実な推進
	を図ることを目的とする。
事業内容	地域における子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て
	支援法第67条第2項に基づき、市町村が実施する利用者
	支援事業などの地域子ども・子育て支援事業に要する費用に
	対し、市町村に補助金を交付するもの。
	新潟県は市町村からの交付申請内容を審査し、交付決定を行
	う。また、事業実施後に市町村は実績報告書を新潟県に提出
	し、新潟県は実績報告書の内容を審査する。その他、市町村
	からの制度に対する照会に対応している。
	なお、当該事業の構成については、以下の「② 地域子ども・
	子育て支援事業の事業内容」にて記載している。
事業財源	県 1/3
予算額(令和2年度)	2,450,186 千円 (※)
決算額(令和2年度)	2,445,906 千円 (※)

※:子ども家庭課が所管していない事業費を含む

# ① 決算額の推移

地域子ども・子育て支援事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者支援事業(※)	44, 370	46, 324	55, 300
地域子育て支援拠点事業	514, 507	515, 199	534, 354
乳児家庭全戸訪問事業(※)	29, 182	27, 544	27, 112
養育支援訪問事業(※)	8, 117	8, 634	9, 518
子どもを守る地域ネットワ	3, 865	4, 050	4, 630
一ク機能強化事業			
子育て援助活動支援事業(7	17, 604	16, 958	17, 559
ァミリー・サホ゜ート・センター事業)	17,004	10, 930	17, 555
一時預かり事業	161, 202	174, 986	240, 909

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
延長保育事業	140, 532	134, 812	128, 121	
病児保育事業	160, 974	173, 666	172, 801	
放課後児童健全育成事業	1, 014, 036	1, 060, 158	1, 164, 981	
実費徴収に係る補足給付を	1 210	9 790	3, 436	
行う事業(※)	1, 319	2, 729	5, 450	
多様な事業者の参入促進・	1, 536	2, 816	1,728	
能力活用事業	1, 550	2, 810	1,720	
妊婦健康診査(※)	_	-	_	
子育て短期支援事業	57	118	643	
新型コロナ対応分	-	-	84, 814	
合計	2, 097, 301	2, 167, 994	2, 445, 906	

※:子ども家庭課が所管していない事業費を含む

(出典:新潟県提供資料)

# ② 地域子ども・子育て支援事業の事業内容 地域子ども・子育て支援事業の事業内容は以下のとおりである。

事業名	所管課	事業内容
利用者支援	子ども家庭課	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施
事業	健康対策課	設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に
		応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連
		絡調整等を実施する事業。
地域子育て	子ども家庭課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開
支援拠点事		設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その
業		他の援助を行う事業。
乳児家庭全	健康対策課	生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子
戸訪問事業		育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行
		う事業。
養育支援訪	健康対策課	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問
問事業		し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当
		該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
子どもを守	子ども家庭課	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワー
る地域ネッ		ク) の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワ
トワーク機		ーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワー
能強化事業		ク機関相互の連携強化を図る取組を実施する事業。

子育て援助 子ども家庭課 乳幼児や小学生等の児童を有する子育で活動支援事 を会員として、児童の預かり等の援助を登	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
業 (ファミリー・ 希望する者と、当該援助を行うことを希望	受けることを
サポート・センター   相互援助活動に関する連絡、調整を行う	望する者との
	事業。
事業)	
一時預かり 子ども家庭課 家庭において保育を受けることが一時的	りに困難とな
事業 った乳幼児について、主として昼間におい	いて、認定こ
ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支持	援拠点その他
の場所で一時的に預かり、必要な保護を	行う事業。
延長保育事 子ども家庭課 保育認定を受けた子どもについて、通常の	の利用日及び
業利用時間以外の日及び時間において、認知	定こども園、
保育所等で保育を実施する事業。	
病児保育事 子ども家庭課 病児について、病院・保育所等に付設され	れた専用スペ
業ーニース等において、看護師等が一時的に保持	育等を実施す
る事業。	
放課後児童 子ども家庭課 保護者が労働等により昼間家庭にいない	小小学校に就
健全育成事   学している児童に対し、授業の終了後に/	小学校の余裕
業 教室、児童館等を利用して適切な遊び及び	び生活の場を
与えて、その健全な育成を図る事業。	
実費徴収に 子ども家庭課 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、	特定教育・保
係る補足給 大学・私学振 育施設等に対して保護者が支払うべき日	用品、文房具
付を行う事 興課 その他の教育・保育に必要な物品の購入し	に要する費用
業 義務教育課 又は行事への参加に要する費用等を助成・	する事業。
多様な事業 子ども家庭課 多様な事業者の新規参入を支援するほか、	、特別な支援
者の参入促 が必要な子どもを受け入れる認定こども	5園の設置者
進・能力活 に対して、必要な費用の一部を補助する	事業。
用事業	
妊婦健康診 健康対策課 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、対	妊婦に対する
査 健康診査として、①健康状態の把握、②材	検査計測、③
保健指導を実施するとともに、妊娠期間の	中の適時に必
要に応じた医学的検査を実施する事業。	
子育て短期 子ども家庭課 保護者の疾病等の理由により家庭におい	いて養育を受
支援事業 けることが一時的に困難となった児童に	ついて、児童
養護施設等に入所させ、必要な保護を行	う事業。

(出典:新潟県提供資料)

③ 地域子ども・子育て支援事業の実施状況 地域子ども・子育て支援事業の実施状況は以下のとおりである。

事業名	単位	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
利用者支援事業	カ所	26	28	33	36	41
地域子育て支援拠 点事業	カ所	225	226	229	230	229
乳児家庭全戸訪問 事業	市町村	26	25	25	25	24
養育支援訪問事業	市町村	17	18	19	19	19
子どもを守る地域 ネットワーク機能 強化事業	市町村	10	12	12	11	11
子育て援助活動支 援事業 (ファミリー・サポー ト・センター事業)	市町村	15	16	16	16	16
一時預かり事業	カ所	248	251	266	293	278
延長保育事業	カ所	486	497	525	598	518
病児保育事業	カ所	36	42	47	50	51
放課後児童健全育 成事業	カ所	581	637	668	692	718
実費徴収に係る補 足給付を行う事業	市町村	2	3	2	6	7
多様な事業者の参 入促進・能力活用事 業	市町村	0	1	1	1	1
妊婦健康診査	市町村	30	30	30	30	30
子育て短期支援事 業	カ所	1	1	2	2	2

(出典:新潟県提供資料)

# (2) 実施した監査手続

- ① 地域子ども・子育て支援事業に関する概要資料、交付金交付要綱、事業実施要綱を入手、閲覧するとともに、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- ② ①を踏まえて、新潟県での審査手続概要・市町村からの照会状況について追加ヒアリングを実施した。

- ③ 交付申請、交付決定、実績報告書、補助金・交付金の決定に係る書類を閲覧した。
- ④ 各市町村から提出された交付申請書、実績報告書と関連資料を突合した。
- ⑤ 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの 検討を実施した。

## (3) 個別検出事項

① 市町村から提出される実績報告書の審査について

地域子ども・子育て支援事業の事業実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書等に対して必要な審査を行うことになっている。

一方で会計検査院から「放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定時の状況について」(令和3年10月20日付)が公表されており、事業実施主体である市町村において、放課後児童クラブの開所要件に対する理解が不足していることから、交付金が過大に交付されている事態が発見されている。さらに、都道府県において、市町村から提出される実績報告書の審査が十分でないことが指摘されている。

新潟県では、地域子ども・子育て支援事業に係る各市町村から提出される実績報告書の審査について、交付申請書との整合や前期比較等の異常値がないかの確認を行っているが、市町村が各事業の交付要件を理解した上で実績報告書を作成しているかについて確認はできていない。

市町村が各事業の交付要件を理解等した上で実績報告を作成しているか、効率的・ 効果的に審査を行うために、新潟県がチェックリスト等を作成し、市町村にセルフチ ェック結果を提出させる等の手続きを追加することが望ましい。

## 【意見 10】

市町村が各事業の交付要件を理解等した上で実績報告を作成しているか、効率的・ 効果的に審査を行うために、新潟県がチェックリスト等を作成し、市町村にセルフ チェック結果を提出させる等の手続きを追加することが望ましい。

## 4. 保育人材確保支援事業

## (1) 事業の概要

事業名	保育人材確保支援事業	
事業目的	保育サポートセンターと連携して県内での保育士確保を	
	促進するとともに、児童福祉施設の産休代替職員の引継	
	期間の経費を補助することにより、働きやすい職場づく	
	りを進める。	
事業内容	「保育サポートセンター」において、保育所等における	

	保育人材の確保を支援する。また、産休職員から産休代	
	替職員への引き継ぎ等を行う期間の人件費に対して補助	
	を行う。	
事業財源	保育サポートセンター 県 10/10	
	産休代替職員への人件費補助 県 1/2	
予算額(令和2年度)	4,266 千円	
決算額(令和2年度)	4,161 千円	

# ① 決算額の推移

保育人材確保支援事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
保育サポートセンター	3,820	3, 820	3, 820
産休代替職員への人件費補助	_	455	341
合計	3, 820	4, 275	4, 161

# ② 委託業務の内容

「保育サポートセンター」の運営は、新潟県保育連盟に業務委託している。委託業務の内容は以下のとおりである。

項目	委託業務内容
潜在保育士への登録の	・新たに保育士登録を行った者に対し、就労意向を確認す
働きかけ	るためのアンケートを行う。
	・県及びセンターが収集した潜在保育士の情報を基に、就
	労意向を確認し、登録を働きかける。
	・潜在保育士への働きかけ状況等を記録した個別カードの
	作成、保管。
潜在保育士への研修情	・県及び関係団体が実施する研修情報を郵送。
報提供、復職に向けた	・潜在保育士からの復職に向けた相談について電話又は面
相談	接で対応。
保育所等への求人の掘	・保育所等において求人を希望する際の福祉人材センター
り起こし	への要請方法を紹介。
	・保育所等が福祉人材センターへ求人した状況を聴き取
	り、保育所等求人リストを作成。
	・保育所等への各種情報提供。
新卒保育士等の県内就	・パンフレットや Web ページ、動画配信等により本県の保

項目	委託業務内容	
職に向けた広報、相談	育現場の魅力を発信。	
等	・県内の指定保育士養成施設等と連携し、新卒保育士等へ	
	の相談等。	

(出典:保育サポートセンター事業業務委託仕様書)

③ 令和2年度における委託業務の実施状況 令和2年度における委託業務の実施状況は以下のとおりである。

実施内容	実績(参加者数等)
潜在保育士に対するアンケートの実施	回収率 14.7%
保育士サポートセンター相談業務等	相談件数 119 件
保育エリホートピングー相談未務寺	就職件数 17 件
新潟、長岡、三条、燕、上越の5会場での就職相談会の実施	計 40 名
新潟、長岡の2会場での保育士スキルセミナーの実施	計9名
保育士養成施設への訪問	14 施設
Web ページの作成及び SNS での広告配信	クリック数 13,042 回
横澤夏子×今井美穂トークショー&お仕事体験イベントで	
のブース設置	15 名

(出典:事業実施報告書)

# (2) 実施した監査手続

- ① 保育人材確保支援事業に関する概要資料、業務委託契約書、保育サポートセンター 事業業務委託仕様書等の資料を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施し た。
- ② 委託事業者の選定に関する一連の資料を閲覧し、委託事業者の決定までのプロセス について質問を実施した。
- ③ 事業実績報告書等の資料の閲覧及び質問を実施した。
- ④ 新潟県の検査調書の閲覧及び質問を実施した。
- ⑤ 業務委託料の支払いに関連する証憑を閲覧し、業務委託契約書に定められた委託料 との突合を実施した。

## (3) 個別検出事項

① 保育サポートセンター事業における活動指標・成果指標の設定について 新潟県が行う保育人材確保支援は、求職者と保育所等のマッチングのみならず、保 育士スキルセミナー等の研修を開催し、潜在保育士への復職に向けたサポートを行っているが、公費で事業を行う以上、公益性の観点と費用対効果を踏まえて、事業評価や見直しを適切に実施する必要がある。

現在、保育サポートセンター事業において、当該事業を評価するための活動指標・成果指標は設定しておらず、毎期の定量的な事業評価は実施されていない。そのため、事業目的に従った活動指標及び成果指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望まれる。ただし、令和3年度においては、保育士不足の状況や、サポートセンターに対する評価等について、保育施設等にアンケート調査を行っており、その結果を踏まえて、令和4年度以降の取組を検討中である。

新潟県単独事業であり、施策及び取組の適切な事業評価を行うためにも、イベント・ 就職説明会の開催数あるいは参加者数等活動指標、就職件数を成果指標として設定す ることが望ましい。

#### 【意見 11】

新潟県単独事業である保育サポートセンター事業において、施策及び取組の適切な事業評価を行うためにも、イベント・就職説明会の開催数あるいは参加者数等を活動指標、就職件数を成果指標として設定することが望ましい。

### ② 実績報告書の検査方法について

保育サポートセンターの業務は、新潟県保育連盟に委託している。委託期間は4月1日~3月31日であり、令和2年度においては3月31日に実施報告書の提出を受け、新潟県においても同日に検査を実施し、契約書どおりの履行がなされていることを確認している。しかし、新潟県保育連盟から提出された実施報告書を確認したところ、一部実施報告書の日付が翌4月5日付けであることが発見された。新潟県福祉保健部子ども家庭課に確認したところ、一部実施報告書の差替えがあり、翌4月5日に提出を受けたとの回答を得た。ただし、当該経緯については、新潟県の検査調書等には明記されていない。

検査が適切に実施されていることを疎明するためにも、検査の内容や検査の経緯等 については検査調書等に明記することが望ましい。

#### 【意見 12】

保育サポートセンター事業における、委託先の実績報告に対する検査が適切に実施されていることを疎明するためにも、検査の内容や検査の経緯等については検査調書等に明記することが望ましい。

### 5. 保育補助者雇上強化事業

### (1) 事業の概要

事業名	保育補助者雇上強化事業
事業目的	短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する
	保育士の補助を行う者を雇い上げることにより、保育士
	の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人
	材の確保を行うことを目的とする。
事業内容	保育士の業務負担軽減のため、保育士の補助を行う保育
	補助者の雇上費を補助し、また当該保育補助者に対し保
	育士資格の取得を促すことにより、保育士確保を行う。
	新潟県は市町村からの交付申請内容を審査し、交付決定
	を行う。また、事業実施後に市町村は実績報告書を新潟
	県に提出し、新潟県は実績報告書の内容を審査する。そ
	の他、市町村からの制度に対する照会に対応している。
事業財源	県 1/8
予算額(令和2年度)	19, 265 千円
決算額(令和2年度)	19, 265 千円

### ① 決算額の推移

保育補助者雇上強化事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
保育補助者雇上強化事業	21, 391	23, 892	19, 265

## ② 保育補助者雇上強化事業における保育補助者配置数の実績

保育補助者雇上強化事業における保育補助者配置数の実績は以下のとおりである。

(単位:カ所)

市町村	H28	H29	H30	R1	R2
長岡市	0	0	5	7	7
小千谷市	0	3	3	2	0
十日町市	0	2	2	2	1
佐渡市	0	0	8	11	11
南魚沼市	0	6	5	3	4
出雲崎町	0	0	2	2	2
合計	0	11	25	27	25

(出典:新潟県提供資料)

#### (2) 実施した監査手続

- ① 保育補助者雇上強化事業に関する概要資料、国及び県の交付要綱を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。
- ② 交付申請書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を国及び 県の交付要綱と照合した。
- ③ 実績報告書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を国及び 県の交付要綱と照合した。

### (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

#### 6. 未満児保育事業

#### (1) 事業の概要

事業名	未満児保育事業
事業目的	保育所等において、未満児(入所措置が行われた年度の
	初日の前日において、2歳に達しない児童で、その児童
	が当該年度の途中で2歳に達した場合においてもその年
	度に限り2歳未満児とみなすものとする。) の生命の安全
	の保持及びその心身の順調な発達が保証されるよう、設
	備、職員配置等適切な条件の下で未満児保育を実施し、
	保育を必要とする未満児の福祉の向上を図ることを目的
	とする。
事業内容	児童福祉の向上のため、新潟県特別保育事業補助金交付
	要綱に規定する保育士の配置を行った市町村に対し、補
	助金を交付するものである。
	新潟県は市町村からの交付申請内容を審査し、交付決定
	を行う。また、事業実施後に市町村は実績報告書を新潟
	県に提出し、新潟県は実績報告書の内容を審査する。そ
	の他、市町村からの制度に対する照会に対応している。
事業財源	県 1/2
予算額(令和2年度)	752,043 千円
決算額(令和2年度)	746,877 千円

### ① 決算額の推移

未満児保育事業における各市町村への補助金実績は以下のとおりである。

(単位:千円)

市町村	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
長岡市	173, 563	205, 045	202, 920	210, 254	232, 053
三条市	78, 077	78, 223	72, 435	79, 054	75, 296
柏崎市	75, 150	35, 788	36, 748	40, 678	40, 864
新発田市	34, 838	52, 440	58, 352	79, 688	83, 463
小千谷市	56, 031	1, 521	763	1,034	2, 345
加茂市	2, 602	11, 017	12, 761	12, 502	14, 443
十日町市	11, 573	30, 268	28, 168	27, 918	31, 592
見附市	25, 822	14, 766	18, 139	18, 518	16, 906
村上市	11, 987	46	2, 992	1, 759	1, 187
燕市	2, 419	25, 438	26, 460	30, 526	33, 429
糸魚川市	24, 166	14, 076	10, 110	15, 933	9, 936
妙高市	13, 414	1, 771	254	0	0
五泉市	3, 009	14, 743	7, 044	4, 253	5, 102
上越市	10, 337	83, 030	81, 159	83, 025	84, 258
阿賀野市	8, 824	36, 593	32, 039	29, 539	34, 188
佐渡市	33, 805	14, 053	10, 010	10, 551	14, 177
魚沼市	3, 076	1, 127	4, 419	2,655	2, 748
南魚沼市	24, 666	27, 577	28, 596	21, 690	26, 561
胎内市	12, 578	16, 261	16, 249	11, 985	13, 852
聖籠町	22, 957	21, 551	29, 769	15, 416	22, 737
出雲崎町	4, 496	5, 842	2, 845	2, 256	1, 740
合計	633, 390	691, 176	682, 232	699, 234	746, 877

(出典:新潟県提供資料)

## (2) 実施した監査手続

- ① 未満児保育事業に関する概要資料、県の実施要綱、交付要綱を閲覧し、事業内容、 事務処理について質問を実施した。
- ② 交付申請書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を県の交付要綱と照合した。
- ③ 実績報告書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を県の交付要綱と照合した。

# (3) 個別検出事項 個別検出事項はない。

### 7. 保育所等の運営管理の適正化の指導

### (1) 事業の概要

事業名	保育所等の運営管理の適正化の指導
事業目的	保育所等がその社会的機能と使命を確実に果たすよう、
	児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係
	法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的
	に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ず
	ることなどにより、適正な運営の確保を目的とする。
事業内容	適正な運営の確保のため、国保・福祉指導課等が、指導監
	査の重点事項を定め、施設への実地調査等を実施する。
	国保・福祉指導課等と子ども家庭課において、指導監査
	の結果及び改善状況等を共有するものである。
事業財源	決算額なし
予算額(令和2年度)	0千円
決算額(令和2年度)	0千円

## <指導監査の実施状況>

(単位:カ所)

区分	H28	Н29	Н30	R1	R2
【保育所】(保	育所型認定こと	ごも園も含む)			
対象数	351	329	317	310	299
実施数	351	329	317	310	299
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
【幼保連携型認	【幼保連携型認定こども園】				
対象数	59	58	71	86	104
実施数	59	58	71	86	104
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出典:新潟県提供資料)

### (2) 実施した監査手続

- ① 保育所等の運営管理の適正化の指導に関する概要資料、新潟県公立保育所等指導監査実施要綱、保育所運営ハンドブック、認定こども園ハンドブックを閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。
- ② 保育所監査マニュアル、指導監査の重点事項決定時の起案書を閲覧し、指導監査の方法、指導項目の決定に関するフローについて質問を実施した。
- ③ 公立保育所等指導監査実施状況報告書を閲覧し、指導監査の実施状況及び発見事項に対する改善状況のフォローアップについて質問を実施した。

#### (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

#### 8. 認可外保育施設の指導

#### (1) 事業の概要

事業名	認可外保育施設の指導
事業目的	認可外保育施設等がその社会的機能と使命を確実に果た
	すよう、児童福祉施設についての最低基準等の実施状況
	が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうか
	を個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措
	置を講ずることなどにより、適正な運営の確保を目的と
	する。
事業内容	適正な運営の確保のため、国保・福祉指導課等が、指導監
	査の重点事項を定め、施設への実地調査等を実施する。
	国保・福祉指導課等と子ども家庭課において、指導監査
	の結果及び改善状況等を共有するものである。
事業財源	決算額なし
予算額(令和2年度)	0 千円
決算額(令和2年度)	0 千円

#### <指導監査の実施状況>

(単位:カ所)

区分	H28	H29	H30	R1	R2
【院内保育施設】	1				
対象数	41	46	44	38	36
実施数	30	25	33	30	24

区分	H28	H29	H30	R1	R2
実施率	73. 2%	54. 3%	75.0%	78.9%	66. 7%
【事業所内保育	施設】				
対象数	14	25	36	40	42
実施数	9	13	26	33	25
実施率	64. 3%	52.0%	72.2%	82.5%	59.5%
【ベビーホテル】	1				
対象数	10	8	9	7	6
実施数	10	8	9	6	5
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	85. 7%	83.3%
【その他の施設】	1				
対象数	34	33	39	39	42
実施数	22	21	25	20	21
実施率	64. 7%	63.6%	64.1%	51.3%	50.0%
【居宅訪問型保育事業】					
対象数	0	2	4	13	16
実施数	0	0	0	0	5
実施率	-	0.0%	0.0%	0.0%	31.3%

※:県が所管しない指定市(新潟市)及び権限移譲市(長岡市、三条市)を含む

(出典:新潟県提供資料)

#### (2) 実施した監査手続

- ① 認可外保育施設の指導に関する概要資料、認可外保育施設立入調査資料を閲覧し、 事業内容、事務処理について質問を実施した。
- ② 認可外保育施設立入調査改善状況報告書を閲覧し、指導監査の実施状況及び発見事項に対する改善状況のフォローアップについて質問を実施した。

### (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

## 9. 保育所等設備の推進

# (1) 事業の概要

事業名	保育所等設備の推進
事業目的	待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保
	育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部
	を補助することにより、子どもを安心して育てることが
	出来るような体制整備を行うことを目的とする。
事業内容	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、認定こども
	園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に
	おいて児童福祉施設としての保育を実施する部分の新
	設、修理、改造、整備を実施する際に、市町村負担の軽減
	や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政
	力が乏しい市町村や都市部について、補助金を交付する
	ものである。また、地域の余裕スペースを活用した保育
	所の分園等の設置促進を図る。
	新潟県は市町村からの交付申請内容を審査し、交付決定
	を行う。また、事業実施後に市町村は実績報告書を新潟
	県に提出し、新潟県は実績報告書の内容を審査する。そ
	の他、市町村からの制度に対する照会に対応している。
事業財源	県 1/2(基金)
	(「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町
	村の場合、国 2/3 (県基金))
予算額(令和2年度)	13,604 千円
決算額(令和2年度)	13,167 千円

# ① 決算額の推移

保育所等設備の推進に係る市町村への補助金交付実績は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
新潟市	_	397, 091	_
加茂市	12, 543	_	_
上越市	-	-	7, 425
糸魚川市	1, 115	-	5, 742
合計	13, 568	397, 091	13, 167

(出典:新潟県提供資料)

### (2) 実施した監査手続

- ① 保育所等設備の推進に関する概要資料、安心こども基金管理運営要領、新潟県安心 こども基金事業補助金交付要綱、新潟県安心こども基金条例を閲覧し、事業内容、 事務処理について質問を実施した。
- ② 協議書、交付申請書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を県の交付要綱と照合した。
- ③ 実績報告書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を県の交付要綱と照合した。

#### (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

### 10. 児童館等設置補助金

### (1) 事業の概要

事業名	児童館等設置補助金
事業目的	児童館等の創設や改築等による施設整備に要する費用の
	一部を補助することにより、次世代育成支援対策の推進
	及び児童の福祉の増進を図るとともに、放課後児童対策
	の推進を図ることを目的とする。
事業内容	市町村が策定する整備計画に基づいて実施される児童館
	等の施設整備事業に要する経費について、補助金を交付
	するものである。
事業財源	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3
	(法人設置の放課後児童クラブ 国 2/9、県 2/9、市町村
	2/9、設置者 1/3)
予算額(令和2年度)	26,914 千円
決算額(令和2年度)	25,946 千円

### ① 決算額の推移

児童館等設置補助金の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

事業名	H28	H29	Н30	R1	R2
児童館等設置補助金	71, 563	51, 591	72, 308	84, 781	25, 946

(出典:新潟県提供資料)

### ② 児童館等の設置状況

(令和2年3月31日現在(ただし、放課後児童クラブは令和2年7月1日現在))

	設置・運営	市町村、社会福祉法人及びその他の者等
	職員	児童厚生員 2 人以上
	建物面積	217.6 ㎡以上
		(このほか児童クラブ専用室で 31.8 ㎡加算)
小型児童館	設備	集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要
(59 館)		な整備のほか、必要に応じ、相談室、創作活
(39 段日)		動室及び静養室等
	機能	①健全な遊びを通して、児童の集団及び個別
		指導の実施並びに年長児童の自主的な活動
		に対する支援
		②母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の

		育成及び指導
		③子育てに不安や悩みを抱える母親への相
		談援助等の子育て家庭に対する支援
		<ul><li>④そのほか地域における児童健全育成に必</li></ul>
		要な活動
	設置・運営	市町村、社会福祉法人及びその他の者等
	職員	児童厚生員 2 人以上
児童センター	建物面積	336.6 ㎡以上
(7 館)		(このほか児童クラブ専用室で 31.8 ㎡加算)
	設備	小型児童館の設備と同じ
	機能	上記①~④のほか、体力増進活動を行う
	設置・運営	市町村、社会福祉法人及びその他の者等
	職員	児童厚生員 2 人以上
大型児童センター	建物面積	500 ㎡以上
(0 館)	設備	児童館の設備に加え、年長児童用の設備
	機能	上記①~④のほか、体力増進活動、年長児童
		の育成を行う
	設置・運営	市町村、社会福祉法人及びその他の者等
	職員	児童厚生員2人以上
大型児童館	建物面積	1,500 ㎡以上
(1 館)	設備	児童館の設備に加え、定員 100 名以上の宿泊
(1 以日)		施設
	機能	上記①~④のほか、宿泊しながら野外活動が
		行える機能
放課後児童クラブ	設置・運営	市町村等
(512カ所)	職員	放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以
		上(うち、1 人を除き補助員の代替可)
	建物面積	専用区画面積 児童1人につき概ね 1.65 ㎡
		以上
	設備	遊び・生活の場としての機能・静養するため
		の機能を備えた部屋又はスペース等
	機能	保護者が労働等により昼間家庭にいない小
		学校に就学している児童に対し、授業の終了
		後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用し
		て適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、

地域等との連携の下、発達段階に応じた主体
的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童
の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的
な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成
を図る

(出典:新潟県提供資料)

### ③ 過去の整備実績

(単位:カ所)

区分	H28	H29	H30	R1	R2
児童館	0	0	0	0	1
児童センター	0	0	1	1	0
大型児童センター	0	0	0	0	0
大型児童館	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	10	12	17	13	6

(出典:新潟県提供資料)

#### (2) 実施した監査手続

- ① 児童館等設置補助金に関する概要資料、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱、新潟県児童福祉施設等整備事業費補助金交付要綱を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。
- ② 交付申請書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を県の交付要綱と照合した。
- ③ 実績報告書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を県の交付要綱と照合した。
- ④ 補助金の支払いに関連する証憑を閲覧し、実績報告書及び補助金額の確定通知との 突合を実施した。

#### (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

## 11. 県立こども自然王国の改修

### (1) 事業の概要

事業名	県立こども自然王国の改修					
<b>ず</b> 未石	- ポエこと 0日が11回り以修					
事業目的	児童に健全な遊びの場と機会を提供し、児童の健康の増					
	進と情操を豊かにすることを目的とする。					
事業内容	建設から 20 年以上が経過した県立こども自然王国の施					
	設・設備の老朽化に伴い、大規模修繕を行うもの。					
	なお、「県立こども自然王国」の管理及び運営は、地方自					
	治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、柏崎市に委託し					
	ており、委託業務の管理及び執行に要する経費は、柏崎					
	市の負担である。					
	ただし、「大規模な施設及び設備の修繕に係る経費」及び					
	「施設と一体となって機能する備品で、修繕若しくは改					
	良又は買換えに係る経費」の負担については、新潟県と					
	柏崎市が協議して定めることとしており、定期連絡会等					
	において協議を実施している。					
事業財源	県 1/3					
予算額(令和2年度)	216, 969 千円					
決算額(令和2年度)	216, 969 千円					

# ① 決算額の推移

県立こども自然王国の改修の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

区分	H28	H29	H30	R1	R2
県立こども自然王国		7 600		10 240	
改修設計委託費		7, 690		10, 340	
県立こども自然王国			909 969	107 997	916 060
施設設備整備費	ı	ı	203, 868	187, 237	216, 969

(出典:新潟県提供資料)

# <県立こども自然王国の利用状況>

(単位:人)

項目		H28	H29	H30	R1	R2
こども自	入館者	77, 907	77, 289	91, 782	101, 627	37, 957
然王国	宿泊者	7, 156	7, 052	6, 035	5, 721	2, 153
	合計	85, 063	84, 341	97, 817	107, 348	40, 110

項目		H28	H29	Н30	R1	R2
スキー場	一般 4,165	4, 165 4, 12	4, 121	6, 273	1,851	7, 303
	学校等	1, 245	1,605	1, 691	146	1, 158
	合計	5, 410	5, 726	7, 964	1, 997	8, 461

(出典:事業報告書)

#### <県立こども自然王国改修等の事業計画の概要>

(単位:千円)

改善箇所	内容	改修時期	事業費
機械設備改修	経年による風呂などの温水機器等	R1 年度	84, 500
	の設備全般の入れ替え。		
空調設備改修	経年による宿泊施設の空調設備及	H30 年度	218, 000
	び地下の冷温水発生機等の設備全		
	般の入れ替え。		
衛生設備改修	経年によるトイレの更新(洋式化)	R1 年度	18, 500
	及び風呂シャワー設備の改修等		
電器設備改修	経年によるエレベーター及び照明	R1 年度	56, 000
	改修、自家発電装置、高圧ケーブル		
	の改修等		
建物改修	経年による屋上防水及び屋根改修、	R30 年度~	281, 000
	外壁、内部改修等	R2 年度	

(出典:県立こども自然王国改修等の事業計画)

### (2) 実施した監査手続

- ① 県立こども自然王国の改修に関する概要資料、新潟県立こども自然王国条例、新潟県と柏崎市との新潟県立こども自然王国の管理及び運営に関する事務の委託規約、県立こども自然王国改修等の事業計画等の資料を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。
- ② 事業報告書等の資料の閲覧及び質問を実施した。
- ③ 定期連絡会の議事録の閲覧及び質問を実施した。

### (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

## IV. 児童・女性の福祉(福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係)

#### 1. 監査の対象

福祉保健部子ども家庭課が所管する「児童・女性の福祉」事業のうち、次に該当する事業を監査対象とした。なお、本包括外部監査のテーマは「子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況」であるため、女性に対する福祉に関しては対象外とした。

- (イ)新潟県の財政負担額・負担率が大半を占める事業
- (ロ)新潟県で実施している子ども・子育て支援事業のうち、重要性が高い事業
- (ハ)関連部局等とのヒアリングから、監査人が抽出した事業

No	事業名	R2 年度決算	章	亥当項目	1
NO	<b>李</b> 未石	額(千円)	(イ)	(口)	(八)
児童	重福祉				
(1)	児童自立支援				
1	児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設	*	0	0	
2	母子生活支援施設・助産施設	*		0	
3	里親	*		$\circ$	
4	身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立	*			
	支援資金貸付事業				)
(2)	相談・援助				
1	児童相談所	*		0	·

<sup>※</sup> 各事業に対し複数の関連する事業があるため、詳細は各項目の「事業の概要」を 参照。

# 2. 児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設

# (1) 事業の概要

事業の概要	児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設
事業目的	児 童 養 護 施 設 : 保護者のない児童、虐待されている
	   児童その他環境上養護を要する児
	童を入所させてこれを養護し、あわ
	せて退所した者についての相談そ
	の他の自立のための援助を行うこ
	とを目的とする施設。
	乳 児 院 : 乳児(保健上、安定した生活環境の
	確保その他の理由により特に必要
	のある場合は幼児を含む。)を入所
	させて、これを養育し、あわせて退
	院した者についての相談その他援
	助を行うことを目的とする施設。
	児童自立支援施設: 不良行為をなし、又はなすおそれの
	ある児童及び家庭環境その他の環
	境上の理由により生活指導等を要
	する児童入所させ、又は保護者の下
	から通わせて、個々の児童の状況に
	応じて必要な指導を行い、その自立
	を支援し、あわせて退所した者につ
	いて相談その他の援助を行うこと
	を目的とする施設。
	※これら施設への入所措置は、児童福祉法第27条第1項第3
	号により、県(児童相談所)が行う。
事業内容	福祉保健部子ども家施設への技術的助言指導及び措置
	庭課家庭福祉係:費の支弁、各種加算の認定など。
	地 域 振 興 局 等 : 要保護児童の措置、入所施設等の調
	整、施設等への技術的助言、保護者
	負担金の決定など。
事業財源	主に国 1/2、県 1/2(一部県単、一部市負担)
予算額(令和2年度)	児 童 保 護 措 置 費 : 1,061,915 千円
	措置医療費: 60,395千円
	若草寮管理運営費: 57,037千円
	新 潟 学 園 措 置 費 : 26,057 千円

	県立施設機能強化推進費:	669 千円
決算額(令和2年度)	児 童 保 護 措 置 費 :	1,028,428 千円
	措 置 医 療 費 :	58,958 千円
	若草寮管理運営費:	57,036 千円
	新 潟 学 園 措 置 費 :	24,979 千円
	県立施設機能強化推進費:	537 千円

#### ① 決算額の推移

児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設事業の主な決算額の主な推移は以下のと おりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童保護措置費	881, 209	924, 347	1, 028, 428
措置医療費	39, 204	53, 047	58, 958
若草寮管理運営費(※)	_		57, 036
若草寮扶助費(※)	31, 791	31, 475	_
若草寮維持管理費(※)	10, 310	10, 147	_
新潟学園措置費	27, 967	22, 659	24, 979
県立施設機能強化推進費	1, 197	1, 042	537

<sup>※</sup>若草寮は、令和2年度から運営を民間に委託している。

### ② 施設の設置状況

種別の各施設の設置状況は以下のとおりである。新潟県として施設を設置しているのは児童養護施設の若草寮と児童自立支援施設の新潟学園であり、その他は各自治体や社会福祉法人によって設置・運営が行われている。

種別	施設名	設置・運営	入所 定員	
	若草寮	新潟県	50	
児童養護施設		社会福祉法人愛宕福祉会		
	双葉寮	長岡市	30	
	新潟天使園	社会福祉法人新潟カリタス会	40	
	聖母愛児園	社会福祉法人新潟カリタス会	36	
	若竹寮	上越市	56	
		社会福祉法人みんなでいきる		

種別	施設名	設置・運営	入所 定員	
	聖母乳児院	社会福祉法人新潟カリタス会	27	
乳児院	新潟市立乳児院	新潟市	10	
		社会福祉法人愛宕福祉会		
児童自立支援施設	新潟学園	新潟県	34	

#### (2) 実施した監査手続

- ① 児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② 児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設事業に関連する各種要綱等を入手し、 閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ③ 事務費、事業費及び医療費に係る措置費の支弁に関する申請書類とその添付書類を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ④ 若草寮に係る指定管理に係る選定方法及び審査結果資料を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ⑤ 各施設に対し県が実施している定期モニタリングの実施結果を入手し、閲覧する とともに必要に応じて質問を実施した。

#### (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

#### 3. 母子生活支援施設・助産施設

#### (1) 事業の概要

事業名	母子生活支援施設・助産施設	
事業目的	母子生活支援施設: 配偶者のいない女子又はこれに準	
	ずる事情のある女子及びその者の	
	監護すべき児童を入所させて、これ	
	らの者を保護するとともに、これら	
	の者の自立の促進のためその生活	
	を支援することを目的とする施設。	
	助 産 施 設 : 保健上必要があるにもかかわらず、	
	経済的理由により、入院助産を受け	
	ることができない妊産婦を入所さ	
	せて、助産を受けさせることを目的	
	とする施設。	

	※これらの施設への入所は、児童福祉法第22条及び23条に
	より、県又は市(福祉事務所)が行う。
事業内容	福祉保健部子ども 施設への技術的助言指導及び措置実
	家庭課家庭福祉係: 施市に対する負担金の交付。
	地 域 振 興 局 等 : 町村部の施設入所希望者の申込受付
	及び入所承諾、施設への措置費支弁。
事業財源	国 1/2、県 1/2(市実施分は国 1/2、県 1/4、市 1/4)
予算額(令和2年度)	母子生活支援施設扶助費: 23,945 千円
決算額(令和2年度)	母子生活支援施設扶助費: 19,949千円

#### ① 決算額の推移

母子生活支援施設・助産施設事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
母子生活支援施設扶助費	17, 871	20, 738	19, 949

#### ② 施設の設置状況

種別の各施設の設置状況は以下のとおりである。新潟県として施設を設置している ものは無く、各自治体や社会福祉法人によって設置・運営が行われている。

種別	施設名	設置・運営	入所 定員
母子生活支援施設	みこころ荘	社会福祉法人フランシスコ第 3 会マリア園	20
	ほおずき荘	佐渡市	6
助産施設	済生会三条病院	社会福祉法人恩賜財団済生会	5

#### (2) 実施した監査手続

- ① 母子生活支援施設・助産施設事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② 母子生活支援施設・助産施設事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ③ 事務費及び事業費に係る措置費の支弁に関する申請書類とその添付書類を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

### (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

# 4. 里親

# (1) 事業の概要

事業名	里親
事業目的	里親とは、児童福祉法第6条の4の規定により、保護者のな
	い児童又は保護者に監護させることが不適当であると認めら
	れる児童を養育することを希望するもので、知事が新潟県社
	会福祉審議会(児童福祉専門分科会)の意見を聴いたうえで、
	適当と認定した者である。
	児童の里親委託は、児童養護施設と同様に、児童福祉法第27
	条第1項第3号により児童相談所が行い、児童の養育に必要
	な経費(措置費)を支弁する。
事業内容	福祉保健部子ども家 里親制度の運営(里親の認定及び登
	庭課家庭福祉係: 録事務、県社会福祉審議会児童福祉
	専門分科会の運営、広報啓発活動、
	体制整備、研修開催、予算管理など)
	地 域 振 興 局 等 : ・里親の認定に係る調査、進達
	・児童福祉法第 11 条第 2 号に基づ
	く里親支援業務(里親からの相談対
	応及び助言など)
事業財源	主に国 1/2、県 1/2(一部県単)
予算額(令和2年度)	児童福祉専門分科会運営費: 211千円
	里親資質向上・ネットワーク強化事業: 180 千円
	里 親 相 談 支 援 事 業 : 7,458千円
	里親制度普及啓発事業: 356千円
	里親トレーニング事業: 1,133千円
決算額(令和2年度)	児童福祉専門分科会運営費: 192千円
	里親資質向上・ネットワーク強化事業: 180 千円
	里 親 相 談 支 援 事 業 : 7,063千円
	里親制度普及啓発事業: 88千円
	里 親 ト レ ー ニ ン グ 事 業 : 810千円

## ① 決算額の推移

里親事業の主な決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童福祉専門分科会運営費	146	182	192
里親資質向上	100	190	100
・ネットワーク強化事業	180	180	180
里親相談支援事業	6, 947	7, 020	7, 063
里親制度普及啓発事業	229	457	88
里親トレーニング事業	_	1, 030	810

## ② 里親の種類

里親の種類は、養育里親(専門里親を含む。)、養子縁組里親、親族里親がある。

工机ジ屋及150	後月主杭(守门主杭で百む。/、食丁豚旭主杭、杭炊主杭/*゚@/幻。
種類	概要
養育里親	養育里親とは、都道府県知事等が行う研修を修了する等の要件
	を満たし、養育里親名簿に登録された者で、保護者のない子ども又
	は保護者に監護させることが不適当であると認められる子ども
	(以下「要保護児童」という。)を養育する里親をいう。
専門里親	専門里親とは、養育里親としての要保護児童の養育経験を有す
	る等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護
	児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた
	子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養
	育する里親をいう。
養子縁組里親	養子縁組里親とは、都道府県知事等が行う研修を修了する等の
	要件を満たし、養子縁組里親名簿に登録された者で、養子縁組によ
	って養親となることを希望し、養子縁組が可能な要保護児童を養
	育する養子縁組を前提とした里親をいう。
親族里親	親族里親とは、要保護児童の扶養義務者(民法第877条第1項
	に定める扶養義務者) 及びその配偶者である親族であり、両親その
	他その子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病
	による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育
	が期待できない場合に、その子どもを養育する里親をいう。

## ③ 里親の状況(令和3年3月31日現在)

令和3年3月31日現在の里親の状況は以下のとおりである。

里親		立 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	委託児童数	
種別	認定里親世帯数	受託里親世帯数	安託冗里剱	
養育里親	265	95	102	
専門里親	15	3	4	
養子縁組里親	156	3	3	
親族里親	19	19	30	

※養育里親、専門里親、養子縁組里親については、重複認定者あり。

※県及び新潟市の合計

(出典:新潟県提供資料)

また、里親の認定・辞退等の推移は以下のとおりである。

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
新規里親認定数	養育里親	25	33	35
	専門里親	1	2	2
	養子縁組里親	21	28	20
	親族里親	0	2	0
辞退等	養育里親	22	10	6
	専門里親	0	0	0
	養子縁組里親	48	11	6
	親族里親	0	0	0
年度末現在里親数	養育里親	213	233	265
	専門里親	11	13	15
	養子縁組里親	125	139	156
	親族里親	17	19	19

※養育里親、専門里親、養子縁組里親については、重複認定者あり。

※県及び新潟市の合計

(出典:新潟県提供資料)

#### (2) 実施した監査手続

- ① 里親事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② 里親事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ③ 里親認定申請書類、里親更新申請書類、里親登録消除申請書類及びこれら添付書類を入手し閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

- ④ 里親の定期訪問記録を入手し閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ⑤ 里親の研修受講申込書及び添付書類を入手し閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ⑥ 里親等相談支援員の活動実績資料を入手し閲覧するとともに必要に応じて質問を 実施した。
- ② 里親への措置費支弁に係る資料を入手し閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

#### (3) 個別検出事項

① 里親名簿の更新・管理について

里親の認定や更新及び登録消除は、申請が行われ、県の調査等の手続を経て申請が認められることで里親名簿に登録・更新される。里親名簿は子ども家庭課で、新潟市を除く県内の全域の里親名簿を作成・管理している。一方、各児童相談所で支援の実務上、必要とする情報を含めて所管区域内の里親をExcel等により管理している。

このように、それぞれの目的で名簿を作成し管理しているが、現状では両者の整合性を確認する仕組みがない。子ども家庭課では担当者変更時に里親名簿が適切に最新の情報となっていることを確認するために、各児童相談所に問い合わせを行った実績があるとのことであるが、仕組みとして定期的に実施しているわけではない。なお、この時には一部修正する箇所が発見されている。

名簿の登録・更新は人の手で行われており、何らかのミスが生じることで登録が誤ったり漏れたりする可能性は否定できない。そのため、子ども家庭課が作成管理している里親名簿と各児童相談所で作成管理している里親名簿を定期的に照合する仕組みを構築することが望ましい。

#### 【意見 13】

子ども家庭課で管理する里親名簿と各児童相談所が支援の実務上管理している 名簿を相互に確認する仕組みがない。

名簿の登録・更新は、何らかのミスが生じることで登録が誤ったり漏れたりする 可能性は否定できないため、子ども家庭課が作成管理している里親名簿を定期的に 照合する仕組みを構築することが望ましい。

#### ② 里親に対する措置費について

児童が委託されている里親については、児童福祉法に基づき「里親が行う養育に関する最低基準を維持するために要する必要な経費」として措置費が支払われる。措置費は公費であることから、里親の請求行為に基づき、県として適切な請求であることを確認したうえで必要な経費が支払われることになる。

里親に対する措置費に関して、学習塾費(家庭教師は支弁の対象外)の支出に係る 里親から提出された証拠書類に、次のような体裁の請求書、領収書の写しが添付され ている事例があった。

- ・請求書、領収書のいずれも手書きで、学習指導として個人名が3人連名で記載 されている。
- ・塾名の記載や押印はない。

そのため、証拠書類の外観上は家庭教師による学習指導のように受け取れるものであった。

この事例に対し追加で確認をしたところ、個人経営の個別指導塾であり結果として 支払い自体に問題はなかった。しかし、証拠書類について外観上措置費の対象外経費 の請求のように受け取れる場合には、その都度確認をするべきであると考える。

#### 【意見 14】

里親に支払われる措置費について、結果として問題はなかったが、証拠書類が外 観上措置費の対象外経費の請求のように受け取れる事例があった。

証拠書類について外観上措置費の対象外経費の請求のように受け取れる場合には、その都度確認をするべきであると考える。

#### ③ 里親確保に係る計画の継続評価について

新潟県では令和2年3月に「新潟県社会的養育推進計画」を策定し、その中では里 親への委託を推進するための施策が定められている。

また、平成28年の児童福祉法改正で、国や地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭での養育が困難な場合には、できる限り家庭と同様の環境における子どもの養育を推進することが定められ、このことを踏まえ、より家庭的な環境である里親委託を推進することが求められている。具体的な指標として、就学前までの子どもは里親委託率75%を達成する、学童期以降の子どもは里親委託率50%を達成するといった指標が示されている。

ここで、新潟県と新潟市の里親委託の現状は以下のとおりとなっている。

里親委託項目	数値・割合	時点
里親等委託率	44. 8%	平成31年3月末
	47 都道府県中1位	(厚生労働省資料より)
	(県:40.0%、新潟市:55.9%)	

里親委託項目	数値・割合	時点
児童人口1万人あ	3.74 人	平成 27 年度末
たりの委託児童数	(全国平均 3. 20 人)	(国勢調査と福祉行政
	47 都道府県中 18 位	報告例から新潟県が算
	(県:3.88人、新潟市:3.47人)	出)
委託を受けている	43. 9%	平成31年4月1日
里親の割合	(県:41.1%、市:49.4%)	(新潟県調べ)
	登録里親数:234 世帯	
	(県:153 世帯、新潟市:81 帯)	
	受託里親数:107世帯	
	(県:67世帯、新潟市:40世帯)	
乳児院や児童養護	123 人	平成 30 年 10 月
施設に入所してい	(調査対象児童数:176人)	(新潟県児童養護施設
る子どものうち里		協議会調べ)
親委託が必要と思		
われる児童数		
上記里親委託が必	32 人	平成 30 年 10 月
要と思われる子ど		(新潟県児童養護施設
も(123 人)のうち		協議会調べ)
里親委託が可能と		
思われる児童数		

(出典:「新潟県社会的養育推進計画」)

新潟県及び新潟市は平成31年3月末時点で47都道府県中第1位であり、里親委託が進んでいる状況である。しかし、国が求めている指標には及ばず、引き続き、里親委託の推進が求められる。

### 【意見 15】

新潟県及び新潟市は里親委託が進んでいる状況ではあるが、国が求めている指標には及ばず、引き続き、里親委託の推進が求められる。

### 5. 身元保証人確保対策事業·児童養護施設自立支援資金貸付事業

### (1) 事業の概要

事業名	身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事
	業
事業目的	身元保証人確保対策 児童等の社会的自立を支援するた
	事 業 : めに、施設長等が身元保証人となっ
	た場合、保険料の負担、保証人に賠
	償義務が生じた際の必要額の貸付
	け、被保証児童に対するアフターケ
	アの旅費の補助を行う。
	児童養護施設自立支 児童養護施設等入所中または里親
	援資金貸付事業: 等へ委託中の者及び児童養護施設
	等を退所した者又は里親等への委
	託が解除された者の円滑な自立を
	支援するため、児童養護施設退所者
	等に自立支援資金の貸付を行う者
	(新潟県社会福祉協議会)に対し、
	事業に要する経費を補助する。
事業内容	福祉保健部子ども家 事業運営(保険料の負担、未成年後
	庭課家庭福祉係: 見人への報酬助成、貸付事業実施先
	への経費補助)。
	地 域 振 興 局 等 : 申請書等の受取・経由。
事業財源	国 9/10、県 1/10(一部県単)
予算額(令和2年度)	身元保証人確保対策事業: 4,025千円
	身元保証人確保対策(貸付)事業: 600千円
	児童養護施設自立支援資金貸付事業: 1,096千円
決算額(令和2年度)	身元保証人確保対策事業: 2,754千円
	身元保証人確保対策(貸付)事業: 0千円
	児童養護施設自立支援資金貸付事業: 974千円

### ① 決算額の推移

身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事業の決算額の推移は以下のとおりである。

なお、平成30年度の児童養護施設自立支援資金貸付事業が多額となっているが、事業財源は国が9/10負担することとなっているところ、国からの補助金の支払が4年に1度となっている。その支払年度であったことによる。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	1 1/2/ 00 1/2	14.1470 1 12	14.114.01/2
身元保証人確保対策事業	703	662	2, 754
身元保証人確保対策(貸付)			
事業	0	0	0
児童養護施設自立支援資金	76 266	710	074
貸付事業	76, 366	719	974

② 児童養護施設自立支援資金貸付事業における貸付額の推移 貸付の種類は3種類あり、それぞれの貸付額は以下のとおりである。

生活支援費: 50,000円/月(進学者の在学期間)

・家賃支援費: 生活保護の住宅扶助額を上限/月(進学者の在学期間及び就

職者の退所等から2年間)

・資格取得支援費: 250,000 円を上限(資格取得希望者)

	平成 3	0 年度	令和元年度		令和2年度	
	貸付人数	支出額	貸付人数	支出額	貸付人数	支出額
	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)
生活	5	3,000	3	1,800	כי	3, 000
支援費	5	3,000	ວ	1, 800	อ	3,000
家賃	4	1 410 6	2	654	6	2 016
支援費	4	1, 419. 6	4	004	O	2, 016
資格取得	0	0	0	0	0	0
支援費	U	U	U	U	U	U
計 (※)	(6)	4, 419. 6	(3)	2, 454	(8)	5, 016
司 (%)	9	4, 419. 0	5	2, 404	11	5,010

※貸付人数の計欄は、下段に延人数、上段()に実人数を記載している。

(出典:新潟県提供資料)

#### (2) 実施した監査手続

- ① 身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事業の概要についてヒ アリングを実施した。
- ② 身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

- ③ 身元保証人確保対策事業に係る加入、保証期間更新及び保証解約についての申込書及びそれぞれの添付資料を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ④ 児童養護施設自立支援資金貸付事業に係る事業費補助金についての申請書類及び その添付資料を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ⑤ 児童養護施設自立支援資金貸付事業に係る事業者からの決算書及びその添付資料を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

#### (3) 個別検出事項

① 業務委託先の資金についてのモニタリングについて

児童養護施設自立支援資金貸付事業については、事業者に事業に要する経費の補助 を行っており、事業の状況は事業実績に基づき書面で報告されている。

なお、貸付事業に必要な資金は補助金として県から支払われているが、児童養護施設自立支援資金貸付事業においては、資金需要を見込んで支払いが行われている。そのため、見込みどおりの貸付が行われない場合には、留保資金が生じることとなるが、その状況は残高が事業実績として報告されるのみであり、貸付が行われず留保されている資金が、どのような形で保有されているかについてまでは、県としても把握していない。

なお、補助額、貸付額及び繰越額等の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
①前年度繰越額		49, 367	117, 714	111, 250
		76, 366	719	975
②補助額	(国費相当額)	75, 564		
	(県費相当額)	802	719	975
③貸付額		4, 419	2, 454	5, 016
④貸付事務	費支出額	4,800	4,800	4, 800
⑤返還債務	徴収額	1, 200	69	65
⑥運用益		0	1	1
⑦翌年度繰	越額	117, 714	111, 250	102, 475

(出典:新潟県提供資料)

児童養護施設自立支援資金貸付事業については、見込みで支払いが行われている以上、一定の留保金が生じることはやむを得ないが、当該資金が他目的に流用されていないこと、預金残高等として適切に残っていることについては確認することが望ましい。

そのため、実績報告のみならず、預金残高等が確認できる証憑についても、補助金 交付先に提出させたうえで、県としても確認することが望ましいと考える。

#### 【意見 16】

児童養護施設自立支援資金貸付事業については、見込みで支払いが行われている 以上、一定の留保金が生じることはやむを得ないが、当該資金が他目的に流用され ていないこと、預金残高等として適切に残っていることについては確認することが 望ましい。

そのため、実績報告のみならず、預金残高等が確認できる証憑についても、補助 金交付先に提出させたうえで、県としても確認することが望ましいと考える。

## 6. 児童相談所

# (1) 事業の概要

事業名	児童相談所
事業目的	児童相談所は、児童福祉法第12条により都道府県が設置しなければならない機関であり、その業務は次のとおりである。 ・ 市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと。 ・ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 ・ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。 ・ 児童及びその保護者につき、前述の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。 ・ 児童の一時保護を行うこと。
事業内容	福祉保健部子ども家 児童相談所の運営指導を行う(会議 庭課家庭福祉係: の開催、広報・啓発活動、予算管理 など)。 児 童 相 談 所: 児相福祉法第 12 条に基づく児童相 談所業務を行う(相談の受付、調査、 助言・指導、援助、一時保護、市町 村への技術的助言・関係機関調整な ど)。
事業財源	主に国 1/2、県 1/2
予算額(令和2年度)	児童相談所等職員資質向上事業: 2,609千円 児童相談所等職員資質向上事業: 2,609千円 児童相談所心理判定機能強化事業: 9,190千円 虐待対応協力員設置事業: 25,738千円 児童虐待防止ネットワーク: 243千円 児童相談所一時保護所 学習支援員配置事業: 3,126千円 児童相談所法的対応機能強化事業: 4,874千円 ひきこもり・不登校児童福祉対策事業: 268千円 児童福祉専門分科会専門審査部会運営費: 308千円
決算額(令和2年度)	<ul><li>児童相談所扶助費: 114,356千円</li><li>児童相談所等職員資質向上事業: 645千円</li></ul>

児童相談所心理判定機能強化事業:	9,007千円
虐待対応協力員設置事業:	25,110 千円
児童虐待防止ネットワーク:	156 千円
児 童 相 談 所 一 時 保 護 所	040 7 111
学 習 支 援 員 配 置 事 業 :	940 千円
児童相談所法的対応機能強化事業:	4,706 千円
ひきこもり・不登校児童福祉対策事業:	254 千円
児童福祉専門分科会専門審査部会運営費:	127 千円

## ① 決算額の推移

児童相談所事業の主な決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童相談所扶助費	101, 553	113, 197	114, 356
児童相談所等職員資質向上事業	2, 312	2, 153	645
児童相談所心理判定機能強化事業	_	10, 059	9, 007
虐待対応協力員設置事業	35, 631	30, 036	25, 110
児童虐待防止ネットワーク	175	171	156
児童相談所一時保護所学習支援員配置 事業	37	1, 681	940
児童相談所法的対応機能強化事業	4, 914	4, 563	4, 706
ひきこもり・不登校児童福祉対策事業	181	2	254
児童福祉専門分科会専門審査部会運営 費	232	227	127

## ② 児童相談所の設置状況

新潟県管轄の児童相談所設置状況は以下のとおりである。なお、新潟市児童相談所は、新潟市の管轄である。

名称	所管地域	一時保護 所定員数	併設元機関
中央児童相談所(佐渡駐在)	五泉市、燕市、三条市、 加茂市、南蒲原郡、 西蒲原郡、東蒲原郡、佐渡市	30名	中央福祉相談センター
長岡児童相談所	長岡市、柏崎市、小千谷市、 見附市、三島郡、刈羽郡	8名	長岡地域振興局 健康福祉環境部

名称	所管地域	一時保護 所定員数	併設元機関
上越児童相談所	上越市、糸魚川氏、妙高市	12名	上越地域振興局
上越光里作畝別	工趣印、示思川氏、妙面印	12 1	健康福祉環境部
新発田児童相談所	新発田市、村上市、胎内市、	なし	新発田地域振興局
利光山汽里相談別	阿賀野市、北蒲原郡、岩船郡	74 C	健康福祉環境部
	十日町市、魚沼市、		南魚沼地域振興局
南魚沼児童相談所	南魚沼市、南魚沼郡、	なし	
	中魚沼郡		健康福祉環境部

# ③ 相談の種類及び内容

児童相談所が対応する相談は多岐にわたり、その種類と内容は以下のとおりとなっている。

相談の種類 内容		内容
	1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、
養		稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐
養護相		待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人
談		を持たない児童等環境的問題を有する子ども、養子
		縁組に関する相談。
保	2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害児、小児喘息、その
健相		他の疾患 (精神疾患を含む) 等を有する子どもに関
相談		する相談。
	3. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
障	4. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児
早		に関する相談。
	5. 言語発達障害相談	構音障害、吃音、失語等音声言語の機能障害をもつ
害		子ども、言語発達遅滞や注意欠陥多動性障害のある
		子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的
相		障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分
		類される場合は、それぞれのところに入れる。
談	6. 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
P/X	7. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	8. 発達障害相談	発達障害児に関する相談。

相談の種類 内容		内容
	9. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の
		ぐ犯行為、若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある
非		子ども、又は触法行為があったと思料されても警察
		署から法第 25 条による通告のない児童に関する
行		相談。
	10. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条に
相		よる通告及び少年法第6条の6による送致のあっ
∌k		た子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致の
談		あった子どもに関する相談、受け付けた時には通告
		がなくとも、調査の結果、通告が予定されている子
		どもに関する相談についてもこれに該当する。
	11. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べ
		ない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭
育		内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動
		上の問題を有する子どもに関する相談。
成	12. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校(園)
		していない状態にある子どもに関する相談。非行や
相		精神疾患、養護問題が主である場合はそれぞれのと
<b>⇒</b> k		ころに分類する。
談	13. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊
		びに関する相談。
	15. その他の相談	1~14 のいずれにも該当しない相談。

### ④ 児童相談所の相談の現況

児童相談所における相談所別相談受付件数及び相談種別受付件数の推移は以下のとおりとなっている。

# <相談所別相談受付件数>

(単位:件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
中央児童相談所	1, 270	1, 359	1, 280
新発田児童相談所	1, 133	1,055	820
長岡児童相談所	1, 586	1, 526	1, 075
南魚沼児童相談所	674	723	600

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
上越児童相談所	1, 424	1, 357	1, 038
計	6, 087	6, 020	4, 813

(出典:新潟県提供資料)

#### <相談種別受付件数>

(単位:件)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
養護相談		4, 047	3, 987	2, 968
保健相談		8	6	9
心身障害相	談	1, 451	1, 394	1, 263
非行相談	ぐ犯	98	74	49
が17日前	触法	19	26	20
	性格相談	231	242	258
育成相談	不登校	44	30	32
月八阳秋	適正	44	50	38
	しつけ	14	19	23
その他		131	192	153
計		6, 087	6, 020	4, 813

(出典:新潟県提供資料)

児童虐待相談に焦点を当ててみると、児童虐待相談は、①保護者(当事者)以外の第三者からの通告により始まることが多く、当然、②保護者の反発、否認等を伴い相談の動機付けに欠け、しかも③初期の情報は不確実で状況が変化しやすい中で、④瞬時の判断と緊急の対応が求められるなどの特徴を有している。

以下の表は児童相談所における虐待相談件数の推移であり、新潟県でも全国と軌を 一にして増加していることがわかる。

(単位:件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
新潟県	1, 905	2, 367	2, 064
新潟市	888	1, 122	1, 272
全国	159, 838	193, 780	205, 029

(出典:新潟県提供資料)

児童虐待通告(相談)を受けると、児童相談所では即刻受理会議を開催し、具体的な対応を決める。子どもの安全は、可能な限り保護者と接点のある市町村、学校、幼

稚園、保育所等の職員や保健師、児童委員、親戚、警察官などと同行し、現地で確認 している。児童虐待は、児童相談所単独の支援で解決することは困難であり、地域に おける多数の関係機関との長期にわたる継続的な連携が欠かせない。

また、子どもの安全を確保するために親子を分離する必要がある場合には、緊急一時保護(医療機関等への一時保護委託を含む)を行う。施設入所は、親の意に反して措置する場合に家庭裁判所の承認が必要であるが、一時保護は、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、児童相談所長の権限で可能である。

以下の表は、新潟県が管轄する5か所の児童相談所における児童の一時保護件数の 推移である。

		平成 30	令和元	令和2
		年度	年度	年度
全	一時保護児件数	447	490	420
	延べ保護日数	8, 920	13, 417	10, 451
体	(一件当たりの平均保護日数)	20. 0	27. 4	24. 9
うち	児童虐待件数	280	320	266
ち児童虐待	延べ保護日数	6, 133	10, 811	7, 969
虐待	(一件当たりの平均保護日数)	21. 9	33.8	30. 0

(出典:新潟県提供資料)

#### (2) 実施した監査手続

- ① 児童相談所事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② 児童相談所事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ③ 児童相談所の業務に係る受付管理簿や各種議事録を閲覧するとともに必要に応じ て質問を実施した。
- ④ 児童相談所職員等資質向上事業における研修関連資料を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ⑤ 「子育て支援相談員」の稼働状況が分かる資料を入手し、閲覧するとともに必要 に応じて質問を実施した。
- ⑥ 児童相談所一時保護所学習支援員配置事業における学習指導状況が分かる資料を 入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

⑦ 児童相談所法的対応機能強化事業における稼働状況が分かる資料を入手し、閲覧 するとともに必要に応じて質問を実施した。

### (3) 個別検出事項

### ① 人員体制の整備について

児童相談所では、様々な職員が働いており、配置される職員数は地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員とされている。しかし、児童福祉司や児童心理司等については、児童福祉法および児童福祉法施行令等により配置基準が定められている。

#### <主な職員種別と配置基準>

職員種別	主な業務内容	配置基準
児童福祉司	(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に	各児童相談所の
	関する相談に応じること	管轄区域の人口3
	(2) 必要な調査、社会診断を行うこと	万人に1人以上
	(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支	(ただし、令和4
	援・指導を行うこと	年 3 月 31 日まで
	(4) 子ども、保護者等の関係調整 (家族療	は経過措置あり)
	法など)を行うこと	
児童福祉司	児童福祉司及びその他相談担当職員に対	児童福祉司 5 人
スーパーバイザー	し、専門的見地から職務遂行に必要な技術	につき1人 (児童
	について指導及び教育を行うこと	福祉司の数を 6
		で除して得た数)
児童心理司	(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断	児童福祉司 2 人
	面接、心理検査、観察等によって子ども、	につき 1 人以上
	保護者等に対し心理診断を行うこと	(ただし、令和6
	(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、	年 3 月 31 日まで
	カウンセリング、助言指導等の指導を行う	は経過措置あり)
	こと	
児童心理司	児童心理司及び心理療法担当職員に対し、	特になし
スーパーバイザー	専門的見地から職務遂行に必要な技術に	
	ついて指導及び教育を行うこと	
医師	(1) 診察、医学的検査等による子どもの診	医師又は保健師
	断(虐待が子どもの心身に及ぼした影響に	が各児童相談所
	関する医学的判断)	に1人以上
	(2) 子ども、保護者等に対する医学的見地	

職員種別	主な業務内容	配置基準
	からの指示、指導	
	(3) 医学的治療	
	(4) 脳波測定、理学療法等の指示及び監督	
	(5) 児童心理司、心理療法担当職員等が行	
	う心理療法等への必要な指導	
	(6) 一時保護している子どもの健康管理	
	(7) 医療機関や保健機関との情報交換や	
	連絡調整	
弁護士	法第28条の措置、親権喪失又は停止の審	弁護士の配置又
	判や法第 33 条第5項の引き続いての一	はこれに準ずる
	時保護の承認の申立て等の手続や、法的知	措置
	識を前提に当該措置等に反対している保	
	護者に説明を行うなど、法的知識を要する	
	業務を行うこと	

ここで、新潟県の管轄する児童相談所の令和2年度における人口と職員の人数は以下のとおりである。

	人口	職員種別	職員数
中央児童相談所	中央児童相談所 325, 298		9
		児童福祉司スーパ	2
		ーバイザー	
		児童心理司	2
		児童心理司スーパ	0
		ーバイザー	
		医師	5
			1
			34
		小計	53
新発田児童相談所	241, 306	児童福祉司	9
		児童福祉司スーパ	2
		ーバイザー	
		児童心理司	2
		児童心理司スーパ	0
		ーバイザー	

	人口	職員種別	職員数
		医師	2
		弁護士	0
		他	7
		小計	22
長岡児童相談所	430, 288	児童福祉司	12
		児童福祉司スーパ	2
		ーバイザー	
		児童心理司	2
		児童心理司スーパ	0
		ーバイザー	
		医師	2
		弁護士	1
		他	21
		小計	40
南魚沼児童相談所	155, 910	児童福祉司	5
		児童福祉司スーパ	1
		ーバイザー	
		児童心理司	2
		児童心理司スーパ	0
		ーバイザー	
		医師	2
		弁護士	0
		他	7
		小計	17
上越児童相談所	259, 195	児童福祉司	10
		児童福祉司スーパ	2
		ーバイザー	
		児童心理司	2
		児童心理司スーパ	0
		ーバイザー	
		医師	4
		弁護士	1
		他	20
		小計	39

- ※ 人口は令和2年の国勢調査の人口(なお、令和2年度の児童福祉司の配置標準 (人口要件)は平成27年の国勢調査の人口)
- ※ 職員数には年度途中採用や他所属との兼務職員、会計年度任用職員及び特別職 非常勤職員を含む。

(出典:新潟県提供資料)

児童福祉司については、令和4年3月31日までの間、経過措置が定められており 現時点では問題が無いが、経過措置が終了した場合には配置基準を満たす水準には至っていない。

県としても、国の新基準に基づき大幅な増員に努めているが、異動だけでは対応できず、採用を増やして対応しているものの人材の確保には苦慮している状況である。また、急な人員増加は人材育成をどうするかの課題も併せて検討する必要があり、数と質の両面で対応が求められている。人材確保のためには課題が多くあるが、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化のためにも、引き続き人員体制の強化をすることが望まれる。

## 【意見 17】

児童福祉司については、令和4年3月31日までの間、経過措置が定められており現時点では問題が無いが、経過措置が終了した場合には配置基準を満たす水準には至っていない。

県としても、国の新基準に基づき大幅な増員に努めているが、異動だけでは対応できず、採用を増やして対応しているものの人材の確保には苦慮している状況である。また、急な人員増加は人材育成をどうするかの課題も併せて検討する必要があり、数と質の両面で対応が求められている。人材確保のためには課題が多くあるが、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化のためにも、引き続き人員体制の強化をすることが望まれる。

## ② 人員の経験年数について

児童相談所における職員は、高い専門性とスキルを求められる。なぜなら、児童虐待ケースなどに対して、介入的視点と支援的視点をもち、職権による法的対応を行使するための精度の高いアセスメントやマネジメントが必要だからである。さらには、児童虐待防止法等の改正や児童福祉法等の改正などによる法的な対応が求められるとともに、児童虐待相談は増加し複雑化していることから、ますます高度な専門性が求められている。

このような中、児童相談所の体制強化が進められており、人員の増加も体制強化の

一環として行われているが、結果として経験年数の少ない職員が増加するということが生じている。児童相談所の職員は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要保護児童やその保護者などに対して、援助に必要な専門的知識、技術、態度をもって対応し、一定の効果を上げることが期待されていることから、単なる知識のみならず相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度やコミュニケーションスキルなどが求められ、これらの習得には一定の経験年数が必要と考えられる。

新潟県の児童相談所における令和2年度の児童福祉司と児童心理司の勤務年数別職員数の状況は以下のとおりである。また、参考までに全国の勤務年数も記載している。

職員種別	年数	人数	割合
児童福祉司	1年未満	10	約 19%
	1~3年	18	約 33%
	3~5年	6	約 11%
	5~10年	13	約 24%
	10 年以上	7	約 13%
児童心理司	1年未満	1	約 10%
	1~3年	2	約 20%
	3~5年	2	約 20%
	5~10年	3	約 30%
	10 年以上	2	約 20%

(出典:新潟県提供資料)

<全国の児童福祉司・児童心理司の勤務年数>

職員種別	年数	Н31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
児童福祉司	1年未満	約 20%	約 23%	約 20%
	1~3年	約 29%	約 28%	約 31%
	3~5年	約 16%	約 16%	約 17%
	5~10年	約 21%	約 20%	約 19%
	10 年以上	約 15%	約 13%	約 13%
児童心理司	1年未満	約 17%	約 20%	約 20%
	1~3年	約 24%	約 25%	約 27%
	3~5年	約 15%	約 16%	約 16%
	5~10年	約 21%	約 20%	約 19%
	10 年以上	約 22%	約 19%	約 19%

(出典:厚生労働省 HP「児童相談所関連データ」)

全国的にも児童福祉司と児童心理司の勤務年数が3年以内の割合が高い状況であるが、新潟県も同様の状況である。

児童相談所職員として求められる専門性の向上について、一定の経験年数のある職員を配置するため、人事異動や採用に取り組んでいるところではあるが、それと合わせて、経験の浅い職員に対する人材育成の仕組みを構築し、実践していきながら体制強化をすることが望ましいと考える。

#### 【意見 18】

児童相談所の職員は、経験年数が少ない割合が高い傾向にある。

児童相談所職員として求められる専門性の向上について、一定の経験年数のある職員を配置するため、人事異動や採用に取り組んでいるところではあるが、それと合わせて、経験の浅い職員に対する人材育成の仕組みを構築し、実践していきながら体制強化をすることが望ましいと考える。

## ③ 管理業務の運用について

児童虐待相談・通告受付票や相談・通告受付票(電話相談受付票)、受理会議に係る 議事録等は、基本的には個人ごとのファイルで管理されている。また、その写しが年 度ごとのファイル(通告受付等ファイル)として別に綴られている。

この通告受付等ファイルは、個人ごとにファイルが作成されない相談事案の管理や、 年度ごとの事案の検索、過去の対応状況を一覧化するといった管理上の利便性のため に行われているとのことであるが、このファイルを閲覧したところ、押印などの証跡 や、議事録の記載などの記載の無い写しが綴られていた。

この点、上長の承認や議事録の整備といった観点からは、個人ごとのファイルや、 受理会議の議事録、定例会議での報告等書類は整備されており、実務上の問題はなかった。

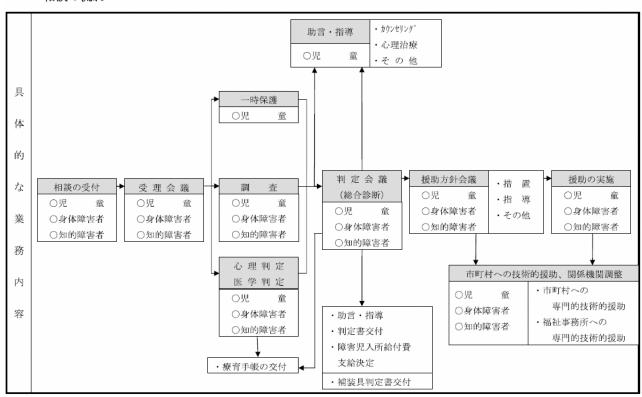
しかし、管理上の利便性のために作成している通告受付等ファイルについて、綴られている写しの作成時点に統一性が見られないことや、個人ごとのファイルでの管理と重複している部分もあると考えられる。業務の効率的な執行の観点から今一度、運用方法を見直すことが望ましい。

#### 【意見 19】

管理上の利便性のために作成している通告受付等ファイルについて、綴られている写しの作成時点に統一性が見られないことや、個人ごとのファイルでの管理と重複している部分もあると考えられる。業務の効率的な執行の観点から、今一度、業務の運用方法を見直すことが望ましい。

# ④ 児童相談所の業務管理システムについて 児童相談所の相談業務は、以下のように様々な対応が相互に関連しながら進められる。





(出典:新潟県提供資料)

これらの業務については、それぞれ議事録を作成するとともに、策定した援助指針 (援助方針) は定期的に見直す必要がある。そのため、次期検証の時期を明確にすることが求められている。また、議事録に限らず、面会や何らかの対応をした場合にも記録として残すことで、それぞれの事情に応じた対応を行っている。また、児童相談所の援助指針(援助方針)として里親への委託も含まれるが、その場合でも里親や委託児童への定期訪問を行い援助指針(援助方針)の見直しが行われるが、これらの訪問記録も残す必要がある。

このように、児童相談所の業務をする上では、様々な記録を残すことが求められるとともに、相談対応の進捗管理や援助指針(援助方針)の見直しのタイミングなど業務管理が重要となる。しかし、これらの記録はすべてWord等で作成されており、それを紙ベースで個人ファイルに保存・整理している。また、業務管理で使用するケースごとの進捗状況の一覧表(進行管理台帳)も担当者が記録文書とは別に作成し、これ

を全体の業務管理に使用している。新潟県の児童相談所には、業務上使用しているシステムはあるものの、統計データの作成・出力に使用することが主な目的であり、進行管理に必要な資料の作成等、業務管理に使用できる機能はないため、業務管理が煩雑となる可能性があると言える。

このような状況を改善するために、児童相談所の業務において、業務の見直しとデ ジタル化を進めることが有用であると考える。

例えば、業務管理も可能なシステムの導入により、様々な相談記録や経過記録、議事録といった情報を一元管理することで、より情報の共有が可能になるとともに、担当者ごとに出力してファイリングするといった事務を削減することができると考える。結果として、各担当者の負担が軽減されることで、本来の相談業務に注力することができるようになるとともに、必要な対応が漏れなく適時に実施されることで、児童相談所の業務の品質がより高まることも期待できると考える。

児童相談所の業務においても業務の見直しとデジタル化を進めることを、費用対効 果も含めて積極的に検討することが望ましい。

#### 【意見 20】

児童相談所の業務においては、様々な業務が相互に関連し進捗管理が重要である 一方で、個々の担当者が様々な記録を文書化し、印刷してファイリングしながら進 捗管理まで行っているため、個々の担当者の業務管理負担が大きくなっている。

このような状況を改善するために、児童相談所の業務においても業務の見直しと デジタル化を進めることが有用であると考えられることから、先進的な他県の取組 を参考に費用対効果も含めて積極的に検討することが望ましい。

## ⑤ 研修体制の整備について

児童相談所の業務においては高い専門性が求められることから様々な研修が必要となる。令和2年度においては、コロナ禍により研修が中止となるケースや、リモートでの実施となるケースがあった。しかし、リモートでの研修への急な対応にインフラが整っておらず、研修対応可能なPCが足りないといった状況も生じており、他部署等から借りることで研修を受けるという事態も生じた。そのため、他部署から借りることができなかった場合には、必要な研修が受けられないという状況も想定される。

業務の性質上、集合研修でしか実施できない研修もあると考えられるが、研修内容によってはリモートでの研修が有用なものもあると考えられる。そのため、リモートでの研修が可能となるようなインフラの整備を進めることが望ましい。また、研修計画についても、集合研修で実施するものとリモートでの研修とするものとを明確にして研修計画に落とし込むことや、リモートで実施する研修内容を具体的に検討することで、有効な研修が受けられる体制を整備することが望ましいと考える。

# 【意見 21】

リモートでの研修を受けるためのインフラが十分ではない。

研修内容によってはリモートでの研修が有用なものもあると考えられる。そのため、リモートでの研修が可能となるようなインフラの整備を進めることが望ましい。また、研修計画についても、集合研修で実施するものとリモートでの研修とするものとを明確にして研修計画に落とし込むことや、リモートで実施する研修内容を具体的に検討することで、有効な研修が受けられる体制を整備することが望ましいと考える。

# V. ひとり親家庭等の福祉(福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係)

## 1. 監査の対象

福祉保健部子ども家庭課が所管する「ひとり親家庭等の福祉」事業のうち、次に該当する事業を監査対象とした。

- (イ)新潟県の財政負担額・負担率が大半を占める事業
- (ロ)新潟県で実施している子ども・子育て支援事業のうち、重要性が高い事業
- (ハ)関連部局等とのヒアリングから、監査人が抽出した事業

No	事業名	R2 年度決算	章	亥当項目	1	
No	<b>李</b> 未石	額(千円)	(イ)	(口)	(ハ)	
ひと	り親家庭等の福祉					
(1)	経済的支援					
1	児童扶養手当	*	$\circ$	$\circ$		
2	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	*		$\bigcirc$	$\circ$	
(2)	就業支援(自立支援策)					
1	母子家庭等自立支援事業	*		$\circ$	$\circ$	
2	ひとり親家庭等自立応援事業	*			$\circ$	
(3)	生活支援					
1	ひとり親家庭等日常生活支援事業	*			$\circ$	
(4)	(4)医療費の助成					
1	ひとり親家庭等医療費助成事業	*	0	0		

<sup>※</sup> 各事業に対し複数の関連する事業があるため、詳細は各項目の「事業の概要」を 参照。

## 2. 児童扶養手当

# (1) 事業の概要

事業名	児童扶養手当
事業目的	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最
	初の3月31日までの間にある児童(心身に障害のある児童の
	場合は20歳未満)が育成される家庭の生活の安定と自立の促
	進に寄与するため、この児童を監護する父又は母、父又は母が
	いないときは養育者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図
	る制度である。

事業内容	福祉保健部子ども家 ・ 児童扶養手当業務に係る統括
	庭課家庭福祉係: 及び指導を行う(市町村への
	助言・国への報告等)。
	<ul><li>町村在住の児童扶養手当受給</li></ul>
	者への支払業務を行う。
	地 域 振 興 局 等 : 町村の児童扶養手当申請書の審査
	及び認定。
事業財源	国 1/3、県 2/3
予算額(令和2年度)	児童扶養手当扶助費: 204,959千円
決算額(令和2年度)	児童扶養手当扶助費: 204,959千円

## ① 決算額の推移

児童扶養手当事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童扶養手当扶助費	223, 503	271, 815	204, 959

#### ② 児童扶養手当制度の概要

児童扶養手当の支給対象は以下のとおり。

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある児童 (一定以上の障害の状態にある場合は 20 歳未満)を監護している母又は監護しか つ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している者に支給 される。

- ・父母が婚姻を解消(事実婚の解消含む)した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が児童扶養手当法施行令別表2に定める障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が母又は父の申し立てにより保護命令を受けた児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・棄児などで母が懐胎した当時の状況が不明である児童

支給対象に該当するとした場合、以下の手当額が支給されるが、制度の趣旨に鑑み

一定の所得制限が設けられ、請求者及び請求者と生計を同じくする扶養義務者等の前 年の所得が表の限度額以上のときは、手当の全部又は一部が支給停止となる。

## <支給額(月額)>

区分	本体額	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	43, 160 円	10, 190 円	6,110円
. \$\psi_1 \pm \land \lan	43, 150 円	10, 180 円	6,100円
一部支給	~10, 180 円	~5,100円	~3,060円

## <所得制限額>

(単位:千円)

扶養人数	受給資格	扶養義務者・配偶	
大食八 <u>级</u>	全部支給	一部支給	者・孤児等の養育者
0人	490	1, 920	2, 360
1 人	870	2, 300	2,740
2 人	1, 250	2,680	3, 120
3 人	1,630	3,060	3, 500

※以降1人増えるごとに380千円が加算される。

※所得とは、収入から必要経費(給与所得控除等)を差し引き、養育費の8割相当 を加算した額。

## ③ 受給要件別世帯数

受給要件別世帯数の推移は以下のとおりである。

(単位:人)

受給要件		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
生別母子·	離婚	12, 060	11, 492	11, 194
父子世帯	生死不明・拘禁	4	6	1
死別	母子・父子世帯	135	121	110
未婚	母子・父子世帯	1, 289	1, 242	1, 207
	障害者世帯	92	87	74
	遺棄世帯	11	12	15
DV	保護命令世帯	8	7	9
70	つ他世帯(※)	303	284	291
	計	13, 902	13, 251	12, 901

※その他世帯は、2人以上の子がいる場合であって、それぞれ異なる支給要件に該当する母子世帯又は父子世帯並びに養育者世帯

## ④ 児童扶養手当システムの概要

児童扶養手当システムは、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定、支払管理、 現況届の処理等を行うシステムである。

当該システムの特徴としては、個人番号利用事務系と呼称される外部非公開システムであり、SBC 方式である。サーバは県庁内部に設置されており、外部委託先による死活監視等は行われないため、ユーザー管理や機能上の不具合といったアプリケーション上の対応のみならず、バックアップ処理等の不具合が生じた場合にも所管課で検知し対応する必要がある。

主なシステム利用者は、子ども家庭課、障害福祉課、地域振興局健康福祉(環境) 部であり、子ども家庭課がシステムを所管している。

## (2) 実施した監査手続

- ① 児童扶養手当事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② 児童扶養手当事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ③ 児童扶養手当の認定請求、現況届、資格喪失届、手当額改定請求に係る申請書及び添付書類を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ④ 児童扶養手当返納金の未納に係る管理台帳を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ⑤ 児童扶養手当システムのシステム仕様書、開発・運用に係る外部委託先との契約 関連書類、運用報告書等を閲覧し、必要に応じて質問を実施した。

## (3) 個別検出事項

① 「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」の徹底について

児童扶養手当の各種請求において様々な添付書類が必要とされているが、「児童扶養手当事務取扱手引」においては、児童扶養手当の認定請求の場合に同一番地に住所を有する者は生計同一と認められることから、同一番地に住所を有する者全員の確認が必要とされ、世帯分離している場合もあるので、必ず同一番地に住所を有する者全員がわかる書類(住民票、住基システムでの同一住所検索画面のハードコピー等)を確認し、申請書に添付することとされている。

## 第2 事務処理及び注意事項

## 3 事務処理の流れ

- (1) 認定請求 【注意事項】
- ② 同一番地に住所を有する者全員の確認

同一番地に住所を有する者は生計同一と認められる。

世帯分離している場合もあるので、必ず同一番地に住所を有する者全員がわかる書類(住民票、住基システムでの同一住所検索画面のハードコピー等)を確認し、申請書に添付する。

別生計の申立がされた場合は、客観的証拠について十分確認する。

(出典:「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」抜粋)

しかし、児童扶養手当の認定請求の添付書類に住民票、住基システムでの同一住所 検索画面のハードコピー等が添付されていない事例があった。

この点、事実関係を確認したところ、情報連携により情報照会が可能書類は、添付 書類の提出を求め続けることは不適切である旨の通知が国からあり、当該通知に基づ き省略しているものであるとのことであった。

#### 1. 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は住民票を有する全ての人に重複することのない一意の番号を漏れなく付番するとともに、個人情報の保護に配慮しつつ幅広い行政分野において情報連携を行う仕組みを築くことにより、国民にとっての利便性、行政事務の効率性・正確性、負担と給付の公平性の確保を目的とするものである。

- 2. 児童扶養手当制度において情報照会が可能である手続
  - 一 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に 係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
    - ホ 当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属 する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(中略)

※ 添付書類の提出等を省略できる手続は、全て情報連携を活用して事務処理を行 うことが基本である。したがって、個別の行政機関の判断で、特定の手続につい て情報連携によって省略可能な添付書類の提出を求め続けることは不適切であ る。[平成29年11月8日内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企 画室Q&A]

(出典:「児童扶養手当制度における情報連携について」抜粋)

そのため、申請者の申請においては、国の指針に基づいた対応が行われており、住 民票の添付が無いこと自体は、制度上問題が無いと考えられる。

しかし、「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」では、申請者が添

付書類を省略したとしても、県での審査の過程においては、情報連携により、町村から県への申請書の受理段階で住民票もしくは住基システムでの同一住所検索画面のハードコピー等の添付が必要とされている。発見された事例では、これらの添付がなかったため、手引の運用を徹底させるべきである。

#### 【指摘 5】

児童扶養手当の認定請求手続で、「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」では、申請者が添付書類を省略したとしても、県での審査の過程においては、情報連携により、町村から県への申請書の受理段階で住民票もしくは住基システムでの同一住所検索画面のハードコピー等の添付が必要とされている。これらの添付が無い事例があったため、手引の運用を徹底させるべきである。

② 「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」に基づく運用がなされていない実務について

児童扶養手当の認定請求においては、「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」において、すべての申請書類が確認された後に申請させることとされており、申請日はすべての申請書類が確認された後の日付とする旨が記載されている。

#### 第2 事務処理及び注意事項

## 3 事務処理の流れ

(1) 認定請求

(中略)

⑤ 請求者から、年金について聞き取り調査を行い、公的年金調書を作成する。 作成後、年金係へ照会し確認すること。(公的年金等受給者は、その受給額 が児童扶養手当受給額よりも低い場合、その差額を受け取ることができる。ま た、年金額が上回っている場合は児童扶養手当が全部支給停止になる。また、 年金額が上回っている場合は児童扶養手当が全部支給停止になる。)

↓

(6) 請求者に認定請求書の請求年月日を記入させ、受理する。(申請書類に不備がないことを確認してから、請求年月日を記入させる。記入してある場合は、当日の日付に訂正し、訂正印を押してもらう。)

受付処理簿の「受理」欄、認定請求書の「町村受付」欄に受理年月日を記入する。

#### 第2 事務処理及び注意事項

## 3 事務処理の流れ

- (1) 認定請求 【注意事項】
- ① 請求年月日と添付書類の日付(戸籍や住民票などの日付)

認定請求年月日は、町村において、請求書の記載及び添付書類に不備がないものとして請求書を受理した時点であるから、添付書類の日付が認定請求日より遅いということはあってはならない。

支給開始月に影響するので、次の点に留意すること。

- a 請求者に認定請求書を作成させるとき、認定請求年月日は記入しないよう 指導する。
- b 提出された認定請求書に、記載及び添付書類に不備がある場合は受理しないこと。(不備があるにもかかわらず、窓口で預からないこと。)
- c 書類に不備がなくなった時点で、必ず請求者に認定請求年月日を記入させること。(既に記載してある場合は、訂正させること。)

(出典:「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」抜粋)

しかし、児童扶養手当の認定請求の添付書類の一つである「公的年金調書」に申請 日の事後の日付となっている事例があった。

この点、事実関係を確認したところ、国からの通知等においても、「公的年金調書」の取扱いについて、認定請求時に作成するとしているものもあれば、認定等を行うまでに提出するとしているものもあり、必ずしも認定請求時前に作成が必要なものではないとも考えられる。

## 参考資料3

児童扶養手当認定請求事務の流れ

(中略)

・公的年金調書の作成については、認定請求時に作成するとされておりこの調査に 含まれると考えられる。(受理時に提出される資料ではない)

(出典:関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課 児童扶養手当監査官「児童扶養手当事務処理の留意事項(事務指導監査の観点から)」抜粋)

現状、児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」では、申請日はすべての申請書類が確認された後の日付とする旨が記載されており、実務運用上の不整合が生じている状況であるため、手続の趣旨や実務の要請もふまえて、手引の運用を徹底させるのか、手引自体の見直しをするのかの検討をすべきである。

#### 【指摘 6】

児童扶養手当の認定請求手続で「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」では、認定請求日はすべての申請書類が確認された後とする旨の記載があるが、児童扶養手当の認定請求の添付書類の一つである「公的年金調書」に申請日の事後の日付となっている事例があった。

手続の趣旨や実務の要請もふまえて、手引の運用を徹底させるのか、手引自体の 見直しをするのかの検討をすべきである。

## ③ 児童扶養手当認定請求の添付書類の不備について

児童扶養手当の認定請求に係る添付資料において、「児童扶養手当を受けるにあたって」という添付書類があるが、その書類に記載欄として設けられている所得・扶養人数の役場記載欄が空欄であるものの、そのまま受理されている事例があった。

書類の記載欄については、記載を必要として欄を設けているものであり、空欄のまま事務処理を進めているのは不適切である。そのため、事務手続の運用を徹底させるべきである。なお、その他の添付書類を確認すると、同様の情報が記載されている書類もあることから、書類の様式見直しも含めて検討することが考えられる。

## 【指摘7】

児童扶養手当の認定請求に係る添付資料において、所定の記載欄が空欄のまま受理されている事例があった。

書類の記載欄については、記載を必要として欄を設けているものであり、空欄のまま事務処理を進めているのは不適切である。そのため、事務手続の運用を徹底させるべきである。なお、その他の添付書類を確認すると、同様の情報が記載されている書類もあることから、書類の様式見直しも含めて検討することが考えられる。

## ④ 児童扶養手当受給資格者の「現況届」の不備について

児童扶養手当の受給資格者は、毎年「現況届」を提出しなければならず、これに基づきその年の11月から翌年の10月分の手当受給資格と手当額の審査が行われる。この「現況届」について、一部の記載欄が空欄となっているものの、そのまま受理されている事例があった。

「現況届」は児童扶養手当の支給要件や手当額の審査のための重要な書類であることから、漏れなく正確に作成してもらう必要がある。そのため、受付窓口となる自治体には適切にチェックしてもらうと共に、記載内容の不明な点は受給資格者に適切に指導することが求められる。

県は、自治体に対して、不備のない「現況届」を提出してもらえるように適切に指導すると共に、不備のある書類については、不備の修正を求めるべきである。

## 【指摘8】

児童扶養手当の受給資格者が提出する「現況届」について、一部の記載欄が空欄 となっているものの、そのまま受理されている事例があった。

県は、「現況届」の受付窓口となる自治体に対して、不備のない「現況届」を提出 してもらえるように適切に指導すると共に、不備のある書類については、不備の修 正を求めるべきである。

## ⑤ 児童扶養手当システムの「システム化評価書」の未作成について

新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められている。

しかしながら、児童扶養手当システムにおいて「システム化評価書」の作成が実施されていなかった。所管課担当者に未作成の理由を質問したところ、システム導入時に対応が必要なプロセスとして認識されておらず、従って「システム化評価書」が作成されていなかったとの回答を得た。

システム導入の効果測定を実施しない場合、導入目標が達成されていたのか定量的 な判断を行うことができない。このため、必要な対策が検討されず期待した効果が得 られないリスクや、過剰なシステム投資が生じていても検出できないリスク等が生じ る。

そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。例えば、ICT 推進課が「システム化評価書」の作成状況について、所管課に提出状況を確認することも有用だと考える。

#### 【指摘 9】

新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果 測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、児童扶養 手当システムの「システム化評価書」が作成されていなかった。

そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。

## ⑥ 児童扶養手当システムのバックアップ実施状況の未確認について

新潟県の「新潟県情報処理システム運用規程」において、所管課長がデータの棄損 等の防止について万全の対策を期す旨を定められており、「情報処理システム自己点 検チェックシート」では、定期的なバックアップの実施状況を点検している。

しかしながら、児童扶養手当システムのバックアップ実施状況を確認したところ、 自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果 の確認が行われていなかった。このため、仮にバックアップ処理が失敗した場合にお いても、所管課で検知することができない状況であった。

バックアップ処理が失敗していた場合、システム障害等によりデータが破損した場合に復旧できず、業務停止やデータ消失によるコンプライアンス違反等が生じるリスクが高まる。

このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。なお、バックアップ実施状況の確認手順をマニュアル化し、所管課担当者の交代後も確実に引継ぎがなされるよう対策することも有用である。

## 【指摘 10】

児童扶養手当システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。

#### (7) 児童扶養手当システムの初回ログイン時のパスワード変更について

児童扶養手当システムへのログインにあたっては、専用端末を利用し IC カードによる認証後にシステムログイン画面に遷移する仕組(一般的に多要素認証と呼ばれる仕組)が採用されている。

ログインパスワードはユーザーごとに設定されており、「(特別) 児童扶養手当システム利用者管理要領」において、初回ログイン後速やかにパスワードを変更する旨が定められている。

しかしながら、県では初回ログイン後のパスワードの変更状況を確認する手続はな く、初回パスワードを変更せずに使用していると思われるユーザーが多く存在した。

初回パスワードを変更しないことは、ログイン ID が不正に利用される可能性が高まるため、パスワードポリシーを設定し、初回パスワードの変更状況を確認する手続を整備し、「(特別) 児童扶養手当システム利用者管理要領」に従った運用を遵守すべきである。

なお、パスワードポリシーをシステム上に設定することで自動的に遵守することが 可能になるため、システム導入時に検討することも有用である。

## 【指摘 11】

「(特別) 児童扶養手当システム利用者管理要領」において、児童扶養手当システムへの初回ログイン後に速やかにパスワードを変更する旨が定められているが、県では初回ログイン後のパスワードの変更状況を確認する手続はなく、初回パスワードを変更せずに使用していると思われるユーザーが多く存在した。

初回パスワードを変更しないことは、ログイン ID が不正に利用される可能性が高まるため、パスワードポリシーを設定し、初回パスワードの変更状況を確認する手続を整備し、「(特別) 児童扶養手当システム利用者管理要領」に従った運用を遵守すべきである。

## 3. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

#### (1) 事業の概要

事業名	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
事業目的	· 母子福祉資金貸付金
	配偶者のない女子で現に児童(20 歳未満)を扶養している
	者又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の
	経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶
	養している児童の福祉を増進するため資金を貸し付ける。
	・寡婦福祉資金貸付金
	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子とし
	て児童(20 歳未満)を扶養していた者に対し、その経済的
	自立と生活意欲の助長を図り、もって寡婦の福祉を増進す
	るため資金を貸し付ける。
	• 父子福祉資金貸付金
	配偶者のない男子で現に児童(20 歳未満)を扶養している
	者又はその扶養している児童に対し、配偶者のない男子の
	経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶
	養している児童の福祉を増進するため資金を貸し付ける。
事業内容	福祉保健部子ども家 貸付及び債権管理に係る総括業務
	庭課家庭福祉係: を行う(本県の運用整理、地域機関
	への助言・支援、国への報告、予算
	管理、各種通知・督促状の一括発行

	など)。 地 域 振 興 局 等 : 個別の貸付及び償還に係る業務を 行う(貸付相談、貸付決定、償還指 導など)。			
事業財源	県			
予算額(令和2年度)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業: 335,045 千円			
決算額(令和2年度)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業: 212,796 千円			

# ① 決算額の推移

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
母子·父子·寡婦福祉資金貸 付事業	285, 107	314, 028	212, 796

# ② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の種類とその概要は以下のとおりである。

# 新潟県 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

令和3年4月1日現在

		_													ינד -	和3年4月1日現在 ⊤
			_	_	_	_		貸	<b>作</b>	対象等						
資金の	種類	(1) 母子家庭の母・父子家庭の父	(2)寡婦	(3) 母子家庭又は父子家庭の児童	(4) 母子家庭又は父子家庭の子	婦が扶養	子・父子福祉	(7)父母のない児童	(8)四十歳以上配偶者なし女子	用 途 ※児童:20歳に満たない者 子:扶養されている20歳以上の者	1		根 度 額 単位:円)	据置期間	償還済) 期間	利 率 (年利) ※①
事業開始	資金	•	•				•		•	事業を開始するのに必要な設備、什 器、機械等の購入資金			3, 030, 000	1年	7年	無利子または 年1.0% (連帯保証人 の有無による)
事業継続	走 資金	•	•				•		•	現在営んでいる事業を継続するため に必要な商品、材料等を購入する運 転資金			1, 520, 000	6ヶ月	7年	同上
										自ら事業を開始し又は就職するため に必要な知識技能を習得するために	一般	月額	68, 000			
技能習得	引 資金	•	•						•	必要な資金	特別	一括	816, 000	知識技能 習得後 1	10年	同上
										母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が高等学校に修学する場合にその 修学及び入学に必要な資金	運転	免許	460, 000	年	- '	
修業	美 資金	,			•			•		事業を開始し又は就職するために必 要な知識技能を習得するために必要 な資金	月	額	68, 000	知識技能 習得後 1	10年	無利子
				Ĺ						※運転免許取得は、高校3年在学中 で就職を希望する児童に限る	運転免許		460, 000	年		
										就職するために直接必要な被服、履 物等及び通勤用自動車等を購入する	-	般	100, 000		6年	児童にかかるもの:無利子
就職支度	<b>養金</b>	•	•	•				•	•	資金 ※特別分は、通勤のために自動車を 購入することが必要と認められる場合に限る	特	別	330, 000	1年		配偶者のない女子又は 男子にかかるもの: 無利子または 年1.0%(連帯保証人の 有無による)
				•						医療又は介護(当該医療又は介護を 受ける期間が1年以内の場合に限	医療	一般	340, 000			無利子または
医療介護	賃 資金	•	•	介護除					•	る)を受けるために必要な資金 ※医療特別は、所得税非課税世帯又		特別	480, 000	6ヶ月	5年	年1.0%(連帯保証人の有無による)
				ζ						はこれに準ずる世帯に限る	介	護	500, 000	An 340 th At 777		
		•	•						•	知識・技能を習得している期間中の 生活の安定・継続に必要な資金	技能	月額	<b>※②</b> 141,000	知識技能習 得後6ヶ月	10年	
生 活	5 資金	•	•						•	医療介護を受けている期間中の生活の安定・継続に必要な資金	医療	月額	<b>*2</b> 105, 000	医療介護終 了後6ヶ月	5年	
土 活	. 貝玉	•								母子家庭又は父子家庭となって7年 未満の母又は父の生活の安定・継続 に必要な資金	一般	月額	<b>*</b> ② 105,000	6ヶ月	8年	同上
		•	•						•	失業している期間中の生活の安定・ 継続に必要な資金(離職した日の翌 日から1年以内)	一般	月額	<b>*</b> ② 105,000	6ヶ月	5年	
	·		_							住宅の建設、購入、補修、保全、改	普	通	1, 500, 000		6年	
住 宅	≧ 資金		•						•	築、増築に必要な資金	特 別		2, 000, 000	6ヶ月	7年	一同上
転 宅	音 資金	•	•						•	住宅の移転に必要な資金			260, 000	6ヶ月	3年	同上
結 婚	資金	•	•						•	母子家庭又は父子家庭の児童又は 子、寡婦が扶養する子の婚姻に際し 必要な資金			300, 000	6ヶ月	5年	同上
_		-					-	-		※① 無利子の資金でま、 返落期限に						

<sup>※</sup>① 無利子の資金でも、返済期限に遅れると年3%の違約金(延滞利息)が課せられます。 ※② 生計中心者でない場合は 月額 70,000円。

令和3年4月1日現在

												73.4	10 4 4 7 1 1 2/14
資金の種類	母子家	(3) 母子家庭又は父子家庭の児童	母子家庭又は父子家庭の		・父子福	貸(7)父母のない児童	付(8)四十歳以上配偶者なし女子	用	途	貸 付 限 度 額 (単位 : 円)	据置期間	償還 (返済) 期間	利 率 (年利) ※①
修 学資金		•	•	•		•		高等学校、短期大院、高等専門学校 院、高等専門学校 学させるための授 通費等に必要な資	、学、大学、大学 交又は専修学校に就 受業料、書籍代、交 資金	学校種別、通学方法、学 年等により異なる 【別表1のとおり】	卒業後 6ヶ月	15年 ※③	無利子
就学支度 資金		•	•	•		•		就学、修業するた の購入に必要な資	-めに必要な被服等 §金	学校種別、通学方法等に より異なる 【別表2のとおり】	卒業後 6ヶ月	1 0 年 ※③	同上

#### 【 別表 1 修学資金 貸付限度額一覧表】

								(単位:円)
学校	等	種	別				限度額 I ※④	限度額Ⅱ※④
子 校	₹	<b>T</b> 里	ניכל				月額	月額
	囯	公	立	自		宅	27, 000	同左
高等学校		-74	37	自	宅	外	34, 500	同左
専修学校(高等課程)※⑤	私		立	自		宅	45, 000	同左
	124		37	自	宅	外	52, 500	同左
	围	公	立	自		宅	31, 500	同左
高等専門学校 ※⑥	121	-77	37	自	宅	外	33, 750	同左
同等等门子权 杰也	私		立	自		宅	48, 000	同左
	124		**	自	宅	外	52, 500	同左
	王	公	立	自		宅	67, 500	同左
専修学校(専門課程)※⑤⑥	_	Д		自	宅	外	78, 000	77, 500
寺修子校(寺门林柱)※②②	私		立	自		宅	89, 000	84, 500
	1124		-7_	自	宅	外	126, 500	108, 500
	围	公	立	自		宅	67, 500	同左
短期大学 ※⑥	1	Д		自	宅	外	96, 500	86, 500
M #17/7 % W	私		立	自		宅	93, 500	86, 500
	124			自	宅	外	131, 000	110, 500
	国	公	立	自		宅	71, 000	69, 500
大学 ※⑥				自	宅	外	108, 500	92, 500
77 // //	私		立	自		宅	108, 500	95, 000
				自	宅	外	146, 000	121, 000
大学院	修		±	課		程	132, 000	同左
	博		±	課		程	183, 000	同左
専修学校 (一般課程)							51, 000	同左

- ※④ 修学する子に貸し付ける場合又は前年所得682万円以下の扶養者に貸し付ける場合は「限度額I」表、それ以外の場合は「限度額II」表を適用します。 また、この表は1年生の時に申請する場合の限度額です。申請時に2年生以上の場合は限度額が異なる場合があります。
- ※(5) 専修学校の場合、高等課程または専門課程であっても、学科の内容等によっては一般課程の貸付限度額を適用する場合があります。 ※(6) 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援を受ける場合は、表に定める限度額から大学等修学支援制度による授業料等の減免額や給付型要学金の給付額を控除した額が限度額となります。

#### 【 別表 2 就学支度資金 貸付限度額一覧表 】

(単位:円)

学校	等 種	別				限度額
小学校(※⑦)						64, 300
中学校(※⑦)						81, 000
専修学校(一般課程)			自		宅	150, 000
寺廖子仪 () 放訴性)			自	宅	外	160, 000
	国 公	立	自		宅	150, 000
高等学校		**	自	宅	外	160, 000
専修学校(高等課程)	私	立	自		宅	410, 000
	1124		自	宅	外	420, 000
~~	国公	立	自		宅	410, 000
大学・短期大学 高等専門学校		-7-	自	宅	外	420, 000
同等等门子校   専修学校(専門課程)	私	立	自		宅	580, 000
4191 X (41118/E)	124		自	宅	外	590, 000
大学院	国公	立				380, 000
八十成	私	立				590, 000
修業施設			自		宅	272, 000
修采旭故			自	宅	外	282, 000

※⑦ 小学校、中学校の貸付けは、所得税非課税又はこれに準ずる世帯に限ります。

※お子さんが借主となる場合や償還能力等から連帯保証人を立てる必要があると認められる場合は連帯保証人を求める場合があります。

# ③ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付の執行状況

母子・父子・寡婦福祉資金貸付の執行状況は以下のとおりである。貸付の大部分が 修学資金となっている。

# <母子福祉資金貸付金>

(単位:千円)

17八	平成 30	) 年度	令和元	年度	令和2年度	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	_	_	1	2,778	_	_
事業継続資金	_					
修学資金	282	222, 596	261	205, 462	227	160, 691
技能習得資金	5	3, 236	6	3, 488	10	5, 703
修業資金	7	2,629	7	2, 932	8	3, 248
就職支度資金	1	330	1	330	2	630
医療介護資金	_					
生活資金	7	2,844	9	2, 920	5	1, 242
住宅資金	1	232	1	2,000		
転宅資金	6	1, 144	5	1,037	5	1, 088
就学支度金資金	68	28, 005	72	32, 397	46	20, 451
結婚資金	_					
計	377	261, 016	363	253, 344	303	193, 053

(出典:新潟県提供資料)

# <父子福祉資金貸付金>

(単位:千円)

マハ	平成 30	) 年度	令和元	<b>上</b> 年度	令和2年度		
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
事業開始資金	_	_	_	_	_	_	
事業継続資金	_	_	_	_	_	_	
修学資金	13	7, 617	15	11, 849	11	7, 718	
技能習得資金	_	_	_	_	_	_	
修業資金	1	558	3	1, 249	_	_	
就職支度資金	_	_	1	17	_	_	
医療介護資金	_	_	_	_	_	_	

区分	平成 30	) 年度	令和元	年度	令和2年度		
<b>卢</b> 万	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生活資金	_	_	_	_	_		
住宅資金	_	_	_	_	_	_	
転宅資金		_	_	_	_		
就学支度金資金	7	3, 383	4	1, 783	3	814	
結婚資金	_	_	_	_	_	_	
計	21	11, 558	23	14, 898	14	8, 532	

(出典:新潟県提供資料)

# <寡婦福祉資金貸付金>

(単位:千円)

교	平成 30	) 年度	令和元	年度	令和 2	2年度
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	_	_	_	_	_	_
事業継続資金						_
修学資金	10	8, 340	11	8, 401	10	7, 016
技能習得資金						_
修業資金	2	1, 512	1		1	816
就職支度資金		-				
医療介護資金						
生活資金		1	1			
住宅資金		-				
転宅資金		_	_	_	_	
就学支度金資金	_	_	1	590	1	282
結婚資金	_	_	_	_	_	_
計	12	9, 852	12	8, 991	12	8, 114

(出典:新潟県提供資料)

# ④ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付の償還状況

母子・父子・寡婦福祉資金貸付の償還状況は以下のとおりである。過年度分については償還が進んでいないことが分かる。

(単位:千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	調定額	254, 551	265, 916	269, 568
現	不納欠損額	16	3, 550	0
現年度分	収入額	237, 743	242, 614	250, 782
分	未納額	16, 792	19, 752	18, 786
	償還率	93. 40%	92. 57%	93. 03%
	調定額	125, 090	115, 151	123, 802
過	不納欠損額	973	2, 572	2, 008
過年度分	収入額	6, 896	8, 529	11, 447
分	未納額	117, 221	104, 050	110, 347
	償還率	6. 29%	9. 64%	10. 87%
	調定額	379, 641	381, 067	393, 370
	不納欠損額	989	6, 122	2, 008
計	収入額	244, 639	251, 143	262, 229
	未納額	134, 013	123, 802	129, 133
	償還率	64. 70%	67. 51%	67. 17%

<sup>※</sup> 金額は母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の合計である。

(出典:新潟県提供資料)

## ⑤ 母子・父子・寡婦貸付金システムの概要

母子・父子・寡婦貸付金システムは、ひとり親家庭、寡婦等に行う貸付の決定、支 払処理、調定・収納処理等を行うシステムである。

当該システムの特徴としては、個人番号利用事務系と呼称される外部非公開システムであり、WEB 型である。サーバは県庁内部に設置されており、外部委託先による死活監視等は行われないため、ユーザー管理や機能上の不具合といったアプリケーション上の対応のみならず、バックアップ処理等の不具合が生じた場合にも所管課で検知し対応する必要がある。

主なシステム利用者は、子ども家庭課、地域振興局健康福祉(環境)部であり、子ども家庭課がシステムを所管している。

## (2) 実施した監査手続

- ① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

- ③ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の貸付、増額、貸付の辞退又は減額、貸付の停止、償還金の支払猶予に係る申請書とその添付資料及び申請に対して実施した審査の資料を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ④ 滞納者に対する現況調査に関する資料を入手し、閲覧するとともに必要に応じて 質問を実施した。
- ⑤ 滞納者の一覧表とその回収方針に関する資料を入手し、閲覧するとともに必要に 応じて質問を実施した。
- ⑥ 母子父子寡婦貸付金システムのシステム仕様書、開発・運用に係る外部委託先と の契約関連書類、運用報告書等を閲覧し、必要に応じて質問を実施した。

#### (3) 個別検出事項

① 連帯保証人の設定基準について

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金については、児童又は子等が修学資金、修業資金、 就職支度資金及び修学支度資金の借主になる場合に限り、連帯保証人が必須とされて おり、それ以外については、連帯保証人は必須とはされていない。

#### I 一般基準

5 連帯保証人の取扱い

連帯保証人を立てない場合も貸付けを認める。ただし、児童又は子等が修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金の借主となる場合に限り、連帯保証人(当該児童又は子等を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦若しくは第三者)を立てなければならない。

(出典:「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査基準」抜粋)

また、厚生労働省からの「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の運用について」にて、上記以外の貸付について保証人を立てることを貸付要件としている事例があることを踏まえ、貸付を必要としているひとり親家庭等に、適切に貸付が行われるように配慮するようにお願いする旨の記載がある。

## 第3 その他

2 保証人を立てない場合の貸付について

本貸付金においては、政令第9条第1項(第31条の7及び第38条において 準用する場合を含む。)に掲げる資金(母子修学資金、母子修業資金、母子就職支 度資金若しくは母子就学支度資金、父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度 資金若しくは父子就学支度資金又は寡婦修学資金、寡婦修業資金若しくは寡婦就 学支度資金)を除き、保証人を立てない場合であっても貸付が可能となっている。 一方、これらの資金以外の資金に貸付を行う場合であっても、一部の自治体にお ける実務運用において、保証人を立てることを貸付要件としている事例が見られ ると承知しているが、貸付を必要とするひとり親家庭等に対し、適切に貸付が行 われるよう配慮いただくようお願いする。

(出典:厚生労働省「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の運用について」抜粋)

以上の状況下において、県として連帯保証人を立てさせるかどうかについては、連 帯保証人が必須の貸付以外については各地域振興局の判断に委ねられている。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の制度はあくまで貸付であり、公金による貸付である以上、回収は当然であり返済不能となることは極力避ける必要がある。連帯保証人は債務者と同等の責任を負うため、債権の回収可能性を高めるためには連帯保証人を立てることが有効と考えられる。

一方、制度の趣旨は福祉目的であり、ひとり親家庭等を支援することである。厚生 労働省からの通知でも貸付を必要とするひとり親家庭等に対し、適切に貸付が行われ るよう配慮いただくようお願いする旨があり、厳密な運用により制度目的を達成でき ないことも避ける必要がある。

このように、貸付の回収を確実なものとする要請とひとり親家庭等に適切に貸し付けるように配慮する要請と相反する概念があるが、どちらか一方を重視することは適切ではない。現状では、連帯保証人の要否は実務を担う各地域振興局の判断に委ねられているところであるが、判断事例の情報共有等を行い、各地域振興局の判断に差異が生じないよう努めるとともに、連帯保証人が立てられない場合に回収の確実性を高める方策について、好事例の共有や対応指針等を定めることが望ましい。

#### 【意見 22】

連帯保証人を立てさせるかどうかについては、連帯保証人が必須の貸付以外については各地域振興局の判断に委ねられている。各地域振興局の判断に差異が生じないよう、事例の情報共有等を行い、各地域振興局の判断に差異が生じないよう努めるとともに、連帯保証人が立てられない場合に回収の確実性を高める方策について、好事例の共有や対応指針等を定めることが望ましい。

## ② 貸付金申請書類の不備について

「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付申請書」を閲覧したところ、連帯保証人の「主な資産・主な負債」の欄が空欄となっているが、受理されている事例が発見された。

「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付申請書」の記載に基づき貸付審査が行われるため、審査上重要な情報であり不備なく作成される必要がある。また、連帯保証人は貸付金の返済確度を高めるために立てるものであるところ、資産・負債の記載はその返済能力を判断するために直接的に関連する事項であることから重要であると考えられる。その他の添付書類で同様の内容は確認できたが、他に記載があるからといって、

記載の省略が可能とする運用がなされているわけではない。

申請書類の記載内容に不備がないかのチェックや、不備のある書類についての対応 など、実務の運用を適切に行うべきである。

## 【指摘 12】

「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付申請書」の一部項目に記載漏れがあるものの、 受理されている事例が発見された。

申請書類の記載内容に不備がないかのチェックや、不備のある書類についての対応など、実務の運用を適切に行うべきである。

## ③ 初期滞納者に対する調査について

貸付金の返済が行われず滞納者となった場合には、その滞納状況に応じて、督促状の発行、電話・手紙等による指導、催告状の発行、呼び出し、家庭訪問等が行われる。

ここで、「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」では、滞納回数が 3~5 件の滞納者で、滞納が長期に及ぶ恐れがある滞納者については調査を行うことが必要 とされている。

# 第4章 未償還者に対する指導

第4 滞納者に対する指導

## 1 償還指導 (3)

地域振興局健康福祉(環境)部長は、「滞納者一覧表」及び「母子・父子・寡婦福祉資金滞納者に対する調べ」に掲載された一覧表等により、滞納回数が3~5件の滞納者で、滞納が長期に及ぶ恐れがある滞納者に対して、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に係る借主等現況調査票(初期滞納者用)(第35号様式)」により必ず調査を行うこと。

但し、3~5件の滞納者が、過去の償還実績から滞納が確実に解消される等、 滞納が長期に及ぶ恐れがないと判断した場合は、当該調査を行わないことができ るとするが、その場合は理由を整理しておくこと。

(出典:「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」抜粋)

しかし、滞納回数が3~5件の初期滞納者に対する調査は行われておらず、かつ調査を行わないことに対する理由が整理されていない事例が発見された。

滞納回数が 3~5 件の初期滞納者に対する調査は行われていない事例でも、より滞納状況が進んだ借主に対する状況調査は行われているため、まったく調査が行われていないという状況ではない。

しかし、初期滞納者に対する調査は、早めの状況把握と対応をすることで自体の深刻化を防ぐことに目的があると考えられることから、調査を行わないにしても初期滞

納者に対する対応方針は明確にすべきである。

「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」にも、調査を行わない場合には 理由を整理すべきとあり、事務取扱要領に基づく運用がなされていない状況であるため、運用を徹底すべきである。

## 【指摘 13】

滞納回数が 3~5 件の初期滞納者に対する調査が行われておらず、かつ調査を行わないことに対する理由が整理されていない事例が発見された。

「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」にも、調査を行わない場合に は理由を整理すべきとあり、事務取扱要領に基づく運用がなされていない状況であ るため、運用を徹底すべきである。

#### ④ 滞納者に対する対応について

貸付金の返済が行われず滞納者となった場合には、その滞納状況に応じて様々な手段が想定されているが、再三の督促、来所依頼等の一連の償還指導を行っても償還を行わない滞納者に対しては最終的な手段として「法的手続」が考えられる。

## 第4章 未償還者に対する指導

- 第4 滞納者に対する指導
- 10 法的手続(支払督促)

支払能力があるにもかかわらず、再三の督促、来所依頼等の一連の償還指導を 行っても償還を行わない滞納者に対しては、知事は民事訴訟法に基づく支払督促 を行うものとする。

支払督促は、滞納者の住所地を管轄する簡易裁判所から発送される督促状であり、滞納者に対する一定の心理的効果が期待できるため、地域振興局健康福祉(環境) 部長は、滞納者の状況に応じ、法的手続をとる場合があることを伝え、法的手続に移行する前に償還に協力するように促すこと。

(出典:「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」抜粋)

しかし、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業では法的手続について実施実績はない。 債権は、極力回収すべきであり、そのためにできる手段は実施すべきである。また、 滞留者については、管理コストも督促状等のコストも継続して発生していることにな るため、可能な限り早く解消することが必要である。

そのため、法的手続の実施も検討すべきであると考える。

なお、県では令和3年6月より、新潟県母子父子寡婦福祉資金償還金に係る収納事務について、外部の事業者に一部委託を行っている。事業者の利用はコストが発生するとはいえ、債権の回収促進が期待できる。事業者を利用する債権をどのように選定

するかなど、詳細な運用ルールは決まっていないとのことであるが、費用対効果を検 討の上、運用方針を明確にしていくことが望まれる。

#### 【意見 23】

支払能力があるにもかかわらず、再三の督促、来所依頼等の一連の償還指導を行っても償還を行わない滞納者に対して、法的手続を行っていない。

債権は、極力回収すべきであり、そのためにできる手段は実施すべきであることから、法的手続の実施も検討すべきと考える。

なお、外部事業者に収納事務の一部委託が開始されており、債権の回収促進が期待できる。事業者を利用する債権をどのように選定するかなど、詳細な運用ルールは決まっていないとのことであるが、費用対効果を検討の上、運用方針を明確にしていくことが望まれる。

## ⑤ 時効の援用が無い債権の対応について

時効の効果は、時効期間満了によって当然に発生するわけではなく、時効の利益を受ける者により時効の利益を受けようとする意思表示がなされることが必要であるが、その意思表示を時効の援用という。消滅時効は、債務者以外に保証人も主張できる。援用方法は、民法上規定はなく、口頭でも書面でも可能であるが、新潟県では、書面により時効の援用をしてもらっている。

滞留債権については、時効が到来したものの、時効の援用が無い債権がある。これらは、債権の消滅ができず、継続して滞留債権として管理されている。

滞留債権として管理されている以上、時効が到来し時効の援用がなされていない債権も管理コストが生じることになる。そのため、不納欠損処分をおこない、管理コストの削減や財務の健全化を図るべきであるが、不納欠損処分を行うことができる事由は限定されており、容易に処理できない。

しかし、不納欠損処分を行うことができる事由として、議会の決議を経て権利の放棄をすることが定められている。「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」でも、"財政の透明性を高め、県民や議会に対する説明責任を果たすためには、回収の実現が不可能な債権をいたずらに資産として計上し続けるべきではなく、適切な時期に不納欠損処理をして、管理対象から除外することが必要である"旨が記載されている。

## 第1章 債権管理全般

#### 3 貸付金の意義

#### (4) 不納欠損処理

貸付金は必ず回収できるものとは限らず、借主の事情により回収ができない場合もある。回収の実現が不可能となった場合には、不納欠損処理により県の資産から除外する必要がある。

不納欠損処理に関する規定は、新潟県財務規則第 168 条により消滅時効の援用 (民法第 145 条)、議会の議決に基づく権利放棄(地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号)及び履行延期特約をして 10 年経過後の免除(地方自治法施行令第 171 条の 7) に限られている。

しかし、財政の透明性を高め、県民や議会に対する説明責任を果たすためには、 回収の実現が不可能な債権をいたずらに資産として計上し続けるべきでなく、適切 な時期に不納欠損処理をして、管理対象から除外することが必要である。

(出典:「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」抜粋)

以上より、議会の決議を経た権利の放棄も含めて不納欠損処理を検討すべきである。

#### 【意見 24】

滞留債権については、時効が到来したものの、時効の援用が無い債権がある。これらは、債権の消滅ができず、継続して滞留債権として管理されている。滞留債権として管理されている以上、時効が到来し時効の援用がなされていない債権も管理コストが生じることになる。

不納欠損処分を行うことができる事由は限定されており容易に処理できないが、 議会の決議を経て権利の放棄をすることも認められており、議会の決議を経た権利 の放棄も含めて不納欠損処理を検討し、管理コストの削減や財務の健全化を図るべ きである。

#### ⑥ 滞留債権の管理について

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事業においても、県は債権を有しているが、他にも様々な部署で様々な事業が行われており、事業によっては債権を有するものもある。 債権の回収については、各事業を行っている部署がそれぞれ回収事務と管理を行っている。これは、それぞれの事業に固有の事情があり、債権が滞留したとしても事業の背景がわからないと適切な個別対応ができないと考えられるためである。そのため、通常の債権については、債権が生じた原因となる事業を行っている部署が管理することが、より適切と考えられる。

一方で、一定の滞留状況が進んだ債権については、もはや個別の事情を考慮するような状況に無く、いかに回収するかを検討する段階になっていると考えられる。

新潟県では、平成21年度に「債権管理連絡会議」を設置し、債権を保有する部局間での情報交換や債権回収のための取組事案の共有を行うとともに、債権管理の統一的ルールを制定し、県全体で債権管理の適正化に取り組んでいる。しかし、滞留債権の回収方針については、それぞれの部局の判断のもと、滞留債権の回収を外部に委託している部局とそうでない部局が存在するなど、県全体としての統一的な対応がなされ

ているわけではない。

個別の事情を考慮する必要が無い滞留債権については、回収方法を各部局がそれぞれ判断し実行するよりも、県全体として対応した方がより効果的かつ効率的であると考えられる。そのため、滞留債権の回収方法を県全体として検討し、より実効性を高められる体制を構築することが望ましい。

#### 【意見 25】

一定の滞留状況が進んだ債権については、もはや個別の事情を考慮するような状況に無く、いかに回収するかを検討する段階になっていると考えられる。しかし、滞留債権の回収方針については、県全体としての統一的な対応がなされているわけではない。

個別の事情を考慮する必要が無い滞留債権については、回収方法を各部局がそれ ぞれ判断し実行するよりも、県全体として対応した方がより効果的かつ効率的であ ると考えられるため、滞留債権の回収方法を県全体として検討し、より実効性を高 められる体制を構築することが望ましい。

⑦ 「母子・父子・寡婦貸付金システム」の「システム化評価書」の未作成について 新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測 定のために「システム化評価書」を作成することが定められている。

しかしながら、母子・父子・寡婦貸付金システムにおいて「システム化評価書」の 作成が実施されていなかった。所管課担当者に未作成の理由を質問したところ、シス テム導入時に対応が必要なプロセスとして認識されておらず、従って「システム化評 価書」が作成されていなかったとの回答を得た。

システム導入の効果測定を実施しない場合、導入目標が達成されていたのか定量的 な判断を行うことができない。このため、必要な対策が検討されず期待した効果が得 られないリスクや、過剰なシステム投資が生じていても検出できないリスク等が生じ る。

そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。例えば、ICT 推進課が「システム化評価書」の作成状況について、所管課に提出状況を確認することも有用だと考える。

#### 【指摘 14】

新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果 測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、母子・父 子・寡婦貸付金システムの「システム化評価書」が作成されていなかった。

そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。

⑧ 「母子・父子・寡婦貸付金システム」のバックアップ実施状況の未確認について 新潟県の「新潟県情報処理システム運用規程」において、所管課長がデータの棄損 等の防止について万全の対策を期す旨を定められており、「情報処理システム自己点 検チェックシート」では、定期的なバックアップの実施状況を点検している。

しかしながら、母子・父子・寡婦貸付金システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われていなかった。このため、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。

バックアップ処理が失敗していた場合、システム障害等によりデータが破損した場合に復旧できず、業務停止やデータ消失によるコンプライアンス違反等が生じるリスクが高まる。

このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。なお、バックアップ実施状況の確認手順をマニュアル化し、所管課担当者の交代後も確実に引継ぎがなされるよう対策することも有用である。

#### 【指摘 15】

母子・父子・寡婦貸付金システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。

# 4. 母子家庭等自立支援事業

# (1) 事業の概要

事業名	母子家庭等自立支援事業
事業目的	ひとり親家庭等は、子育てと生計の維持をひとりで担うこと
	から、経済的及び精神的に厳しい状況にある。
	また、個々人ごとに抱える問題等が異なるため、きめ細やかな
	福祉サービスを提供し、ひとり親家庭等の「自立支援」を推進
	する。
事業内容	福祉保健部子ども家 ひとり親家庭の就業支援業務を行
	庭課家庭福祉係: う(就業・自立支援センターの設置、
	高等職業訓練促進給付等の給付、高
	等職業訓練促進資金貸付など)
	地 域 振 興 局 等 : 高等職業訓練促進給付金等の受付。
事業財源	国 1/2、県 1/2 (一部、国 3/4、県 1/4)
予算額(令和2年度)	母子家庭等自立支援事業: 7,543千円
	母子家庭等自立支援給付金事業: 3,446 千円
決算額(令和2年度)	母子家庭等自立支援事業: 6,859千円
	母子家庭等自立支援給付金事業: 3,246 千円

# ① 決算額の推移

母子家庭等自立支援事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
母子家庭等自立支援事業	5, 294	7, 565	6, 859
母子家庭等自立支援給付金事業	1, 082	1,930	3, 246

# ② ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の概要

ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の親や寡婦の方の就業・自立を支援するために、就業相談に応じ、家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じたアドバイスを行うとともに、養育費相談に応じ、養育費の確保、生活等に関するアドバイスを行っている。

事業主体	新潟県・新潟市
委託先	(一社) 新潟県母子寡婦福祉連合会
設置場所	(一社) 新潟県母子寡婦福祉連合会事務局内
事業内容	・就業支援員による就業相談の実施

	・養育費相談員による養育費相談の実施
実績	○就労支援(令和2年度)
	相談件数:741件
	就職件数:48件
	○養育費相談(令和2年度)
	相談件数:193件

## (2) 実施した監査手続

- ① 母子家庭等自立支援事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② 母子家庭等自立支援事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ③ 委託事業者から提出された実績報告書を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ④ 委託事業者との契約過程に係る書類及び再委託先との契約に係る書類を入手し、 閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

# (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

## 5. ひとり親家庭等自立応援事業

## (1) 事業の概要

事業名	ひとり親家庭等自立応援事業
事業目的	市町村が実施するひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業
	に対し、補助を行う。
事業内容	福祉保健部子ども家 市町村が実施するひとり親家庭の
	庭課家庭福祉係: 子どもへの学習支援について支援
	を行う。
	地域振興局等:特になし。
事業財源	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
予算額(令和2年度)	ひとり親家庭の子どもへの 13,626 千円
	学習等支援事業:
決算額(令和2年度)	ひとり親家庭の子どもへの 11,060 千円
	学 習 等 支 援 事 業 :

## ① 決算額の推移

ひとり親家庭等自立応援事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
ひとり親家庭の子どもへの 学習等支援事業	7, 764	9, 855	11, 069

## ② 令和2年度における補助金の状況

令和2年度における補助金の状況は以下のとおりである。当該事業は、市町村が実施する親家庭の子どもへの学習等支援事業に対し補助を行うものであることから、補助金額は各市町村が実施する事業によって決まる。

(単位:千円)

市町村	申請金額	精算金額
三条市	713	412
柏崎市	3, 381	3, 450
南魚沼市	5, 684	5, 098
佐渡市	1, 222	351
小千谷市	246	0
合計	11, 246	9, 311

(出典:新潟県提供資料)

## (2) 実施した監査手続

- ① ひとり親家庭等自立応援事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② ひとり親家庭等自立応援事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに 必要に応じて質問を実施した。
- ③ 各市町村から提出された補助金交付申請書、補助金実績報告書を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

# (3) 個別検出事項

「6. ひとり親家庭等日常生活支援事業」の(3)個別検出事項参照。

## 6. ひとり親家庭等日常生活支援事業

## (1) 事業の概要

事業名	ひとり親家庭等日常生活支援事業
事業目的	ひとり親家庭等日常生活支援事業は、母子家庭、父子家庭及び
	寡婦が修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病など
	の事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合
	又は生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じ

	ている場合に、家庭生活	支援員を派遣するなど、ひとり親家庭
	等の生活の安定を図るこ	ことを目的とする。
事業内容	福祉保健部子ども家	ひとり親が日常生活を営むのに支
	庭課家庭福祉係:	障が生じている場合の生活支援員
		の派遣及びひとり親が情報交換を
		行う場の提供。
	地域振興局等:	生活支援希望者の相談窓口対応。
事業財源	国 1/2、県 1/2	
予算額(令和2年度)	ひとり親家庭等生活	支援事業: 750千円
決算額(令和2年度)	ひとり親家庭等生活	支援事業: 332千円

## ① 決算額の推移

ひとり親家庭等日常生活支援事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
ひとり親家庭等生活支援事業	655	641	332

## ② 生活支援員の派遣状況

生活支援員の派遣実績は以下のとおりである。なお、当該事業は(一社)新潟県母 子寡婦福祉連合会に委託されている。

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
派遣市町村	1	1	1
件数	17 件	12 件	5 件
金額	54, 240 円	40,065 円	32,620 円

(出典:新潟県提供資料)

## (2) 実施した監査手続

- ① ひとり親家庭等日常生活支援事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② ひとり親家庭等日常生活支援事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ③ 委託事業者との契約書を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ④ 委託事業者からの委託料に係る請求書及び事業決算書を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。

#### (3) 個別検出事項

#### ① 事業意義の見直しについて

「5. ひとり親家庭等自立応援事業」は、市町村が実施する親家庭の子どもへの学習等支援事業に対し補助を行うものであることから、補助金を交付するかどうか、交付するとしてその金額はいくらになるのかということは、市町村次第である。しかし、制度を利用している市町村は三条市、小千谷市、南魚沼市、柏崎市、佐渡市の5市に限られており、その5市においても、補助金額についてかなりの差がある状況である。

また、ひとり親家庭等生活支援事業については、支援員の派遣が近年では限定された地域にしかなくほとんど活用されていない。このような状況から、令和3年7月31日をもって事業廃止とし、今後はファミリー・サポート・センターの実施市町村の増加や、ひとり親の減額制度導入に向けて働きかけを行っていくこととなっている。

このように、市町村の事業計画次第であったり、利用者次第で支援の有無が決まる 事業であったりなど、必ずしも活用度合いを県が左右できない事業ではあるが、補助 金の交付が偏っている状況や、ほとんど活用されていない状況については、公平性の 観点や、ひとり親に対する支援目的の観点からも改善されることが望ましい。

補助金の偏りが生じている原因、支援の活用度合いが低い原因の検討を行ったうえで、事業の活用推進に向けた取り組みを検討するとともに、市町村に対する説明や啓発等による連携の強化をすることが望まれる。

#### 【意見 26】

ひとり親家庭等自立応援事業のように補助金の交付に偏りが生じている事業や、 ひとり親家庭等生活支援事業のようにほとんど支援が活用されていない事業があ る。

補助金の偏りが生じている原因、支援の活用度合いが低い原因の検討を行ったうえで、事業の活用推進に向けた取り組みを検討するとともに、必要な事業については市町村に対する説明や啓発等による連携の強化をすることが望まれる。

## 7. ひとり親家庭等医療費助成事業

## (1) 事業の概要

事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業	
事業目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、	
	その医療費の一部(低所得者の入院時食事負担金を含む。)を	
	助成し、もって、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を	
	図る。	
事業内容	福祉保健部子ども家 市町村が実施するひとり親家庭等	
	庭課家庭福祉係: 医療費助成事業の統括及び指導を	

	行う。
	地 域 振 興 局 等 : 管内市町村への監査指導。
事業財源	県
予算額(令和2年度)	ひとり親家庭等医療費助成事業補助金: 311,124 千円
決算額(令和2年度)	ひとり親家庭等医療費助成事業補助金: 311,124 千円

# ① 決算額の推移

ひとり親家庭等医療費助成事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
ひとり親家庭等医療費助成事業補助金	339, 159	329, 978	311, 124

## ② 助成実績の推移

ひとり親家庭等医療費助成事業における助成実績は以下のとおりである。

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
補助金確定額		317, 196 千円	308,813 千円	275, 554 千円
<b>叶·</b>	人数	24,612 人	23, 372 人	22,570 人
助成対象者	世帯数	10,029 世帯	9,490 世帯	9, 135 世帯

(出典:新潟県提供資料)

# (2) 実施した監査手続

- ① ひとり親家庭等医療費助成事業の概要についてヒアリングを実施した。
- ② ひとり親家庭等医療費助成事業に関連する各種要綱等を入手し、閲覧するととも に必要に応じて質問を実施した。
- ③ 市町村からの補助金交付申請を入手し、閲覧するとともに必要に応じて質問を実施した。
- ④ 市町村へ実施した指導監査結果報告書を入手し、閲覧するとともに必要に応じて 質問を実施した。

## (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

# VI. 児童に関する手当(福祉保健部子ども家庭課保育支援係)

# 1. 監査の対象

福祉保健部子ども家庭課が所管する「児童に関する手当」事業のうち、次に該当する事業を監査対象とした。

- (イ)新潟県の財政負担額・負担率が大半を占める事業
- (ロ)新潟県で実施している子ども・子育て支援事業のうち、重要性が高い事業
- (ハ)関連部局等とのヒアリングから、監査人が抽出した事業

No	事業名	R2 年度決算額	該当項目				
No	<b>事</b> 未有	(千円)	(イ)	(口)	(八)		
児重	児童に関する手当						
1	児童手当制度	4, 643, 414	0		0		

# 2. 児童手当制度

# (1) 事業の概要

事業名	児童手当制度			
事業目的	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有			
	するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童			
	手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄			
	与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資			
	することを目的とする。			
事業内容	児童手当法の規定により児童手当及び特例給付を支給する			
	市町村に対し、交付金を交付するものである。			
事業財源	県 1/6(一部 県 4/45)			
予算額(令和2年度)	4,643,414 千円			
決算額(令和2年度)	4,643,414 千円			

## <児童手当制度の概要>

支給対象年齢	0歳から中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)			
支給月額	0歳から3歳未満(一律)	1万5千円		
	3歳以上小学校終了前(第1子、第2子) 1万円			
	3歳以上小学校終了前(第3子) 1万5千円			
	中学生(一律) 1万円			
	所得制限以上 5 千円			
所得制限	扶養親族等の数			

	0人	所得制限限度額 622 万円		
	1人	所得制限限度額 660 万円		
	2 人	所得制限限度額 698 万円		
	3 人	所得制限限度額 736 万円		
	4 人	所得制限限度額 774 万円		
	5 人	所得制限限度額 812 万円		
費用負担	0歳から	3 歳未満の被用者		
	国 16.	/45、県 4/45、市町村 4/45、事業主 21/45		
	上記以外			
	国 4/6、県 1/6、市町村 1/6			
	ただし、	公務員の場合は所属庁が負担		

(出典:新潟県提供資料)

# <新潟県内における支給実績(公務員を除く)>

(単位:千円)

左座	十小人左右	財源内訳			
年度	支給額	国費	県費	市町村	拠出金
H28	33, 042, 831	19, 948, 853	4, 987, 250	4, 987, 250	3, 119, 478
H29	32, 885, 675	19, 890, 161	4, 972, 541	4, 972, 541	3, 050, 432
Н30	32, 158, 930	19, 468, 456	4, 867, 131	4, 867, 131	2, 956, 212
R1	31, 342, 229	19, 011, 626	4, 752, 908	4, 752, 908	2, 824, 787
R2	30, 551, 400	18, 562, 817	4, 643, 414	4, 643, 414	2, 701, 755

(出典:新潟県提供資料)

# <新潟県内における受給者数・対象児童数(公務員を除く)>

(単位:人)

年度	区分	被用者	非被用者	合計
1100	受給者数	132, 544	23, 114	155, 658
H28	児童数	220, 719	37, 567	258, 286
H29	受給者数	131, 201	21,019	152, 220
	児童数	218, 446	34, 303	252, 749
Н30	受給者数	129, 308	19, 835	149, 143
пзо	児童数	215, 029	32, 415	247, 444
R1	受給者数	126, 862	18, 738	145, 600
	児童数	210, 723	30, 852	241, 575

年度	区分	被用者	非被用者	合計
R2	受給者数	124, 255	17, 911	142, 166
	児童数	205, 719	29, 531	235, 250

(出典:新潟県提供資料)

# (2) 実施した監査手続

- ① 児童手当制度に関する概要資料、新潟県児童手当交付金交付要綱等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- ② ①を踏まえて、新潟県での審査手続概要・市町村からの照会状況について追加ヒアリングを実施した。
- ③ 交付申請、交付決定、実績報告書、交付金の決定に係る書類を閲覧した。
- ④ 各市町村から提出された交付申請書、実績報告書と関連資料を突合した。
- ⑤ 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの 検討を実施した。

# (3) 個別検出事項

個別検出事項はない。

以上